

寺と改むと云ふ。遊行十二代尊觀法親王由緒書云、「尊觀親王は龜山院天皇第二の皇子一品式部卿常盤井恒明親王第四の御子なり。御村上天皇に東宮在さず、是に由て恒明親王の御子を養子に在せられ東宮とこそは定させ給ふ。然るに其節天下動亂の折柄世を爲レ鎮か皇子を遊行八代渡船上人に贈り御弟子にこそは成せ給ふ。其後、後小松天皇御宇嘉慶元年二月二十六日遊行上人を御相續在せられ御年三十九歳遊行の間十四年、應永七年庚辰十月二十四日長門國赤間關專念寺にて御入寂是に依而、御廟所、御木像、御靈牌、御畫守護仕り來候○下」とあり。故に遊行十二世他阿彌陀佛墓專念寺山に在り。表に「遊行十二代他阿彌陀佛尊觀法親王。」左側に「應永七庚辰年」右側に十月二十四日」と彫れり。

【極樂寺系圖】

越中國 高岡市

八十九代

第四皇子

龜山院

一品式部卿常盤井恒明親王

尊觀上人

按觀應二年誕生歟

右遊行十二代、嘗爲後村上帝養子、後出家入時衆

引接寺 下關外濱町

淨土宗。關龜山來迎院と號す。元と豊前國門司關の後ろ黒田村に在りしを永祿三年赤間關龜山の下に移し慶長三年今の地に轉す。伊藤文書寺傳に云、永祿三年忠譽上人一徳和尚の開基なり、往昔は龜山の麓に在り、故に關龜山と號す。引接來迎を安置す、慶長三年に建立小早川隆景施主たる由に云へど隆景は謬れり。大日本名所圖繪に云、慶長三年今の地に移轉せらる。小早川秀秋公の施主にして、養父隆景公の靈を弔はんが爲なり。藤堂佐渡守も亦、隆景公菩提の爲、本堂の東隅に二重の寶塔を寄進せらる。

此塔は明治五年迄現存せしも修補する能はず。大破に至るを以て之を取除けたり。安政六年己未八月三日藩主より寺格を改めらる。當山第三十一代穩譽寶道上人は萬里小路道房卿の猶子にして宗務に功あり。萬延二年華頂宮一品尊超法親王の准院家攝取光院となる。又頗る勤王の志あり、文久慶應の比、藩命により國事に奔走せり。其功に依て慶應三年六月廿五日永代毛利氏菩提寺同格祿二十石二人扶持を賜ふ。明治廿一年八月現住起譽量瑞宗制改革の功に依り永代紫衣の寺格並に現住終身緋衣を許可せらる。

明治廿七年八月大詔喚發征韓の役起るや、下關兵站部となり、又、翌廿八年三月清國媾和使節來朝して談判開始の節、頭等全權大臣李鴻章・全權大臣李經芳等一行の旅館に充てらる。媾和談判場は春帆樓なりき。

幡生

正仁記文明十年十月十日の條幡生安藝守盛忠あり。此地の住人なり。天文廿二年十一月十一日大内義長の經富鍋丸に與ふるの書に豊東郡幡生村大坪五石地云々と見えたり。

逆見海

仲哀記に以「逆見海」爲「鹽地」と見え、崗縣主祖熊罴が天皇に献じたるところなれば、長門國の内となす可らざるも、八幡宮本紀に「豊浦宮より二里坤に當り武久村と云ふ所の沖に逆見の海といふ所あり」と見ゆ。姑く記して考に備ふ。

武久

武久は名田にて、古き文書に豊東南條武久名と見ゆ。武久氏文書、正安二年十一月武久太郎新掾武久名安堵狀あり。建武二年武久名地頭永富彌太郎季通官軍なりしが、三年北軍上野頼兼に屬し、子息彌四郎季有石見國美濃郡黒谷城及び周防國玖珂郡敷山城に戰ふ。同氏曆應元年九月廿日武久名主職任相傳令領掌之云々の執達狀あり。永富紀藤太郎忠季子息季幸貞和三四年厚東武實に屬し、高師泰を援けて河内國に戰ふ。其永富と稱するは永富名地頭を兼ねるに因るなり。

引嶋

下關海峡の西口に横たはりて下關の屏障をなす。周廻六里十五町五十一間日本實測錄 仲哀紀、筑紫伊觀縣主祖五十迹手聞天皇之行參迎穴門引嶋と見え、袖中抄俊賴朝臣の歌にも、ひくしまと讀む。平家物語にも平家は長門國引嶋に著と聞えしかば云々と見えたり。吾妻鏡に云「前内府以屋島爲城墪新中納言知盛相具九國官兵固門司關以彦島定營」とあり。又、云「義澄受命進到壇浦奥津邊去平家陣卅餘町也于時平家聞之棹船出彦嶋過赤間關在田濱云々」とありて吾妻鏡は鎌倉幕府の日乘なれば、此時既に彦嶋の稱ありしなり。然れど源平盛衰記、義經拜賀御禊供奉實平自西海飛脚事の條に「新中納言知盛は長門國彦島と云所に城を構へたり。是をば引島とも名附けたりとありて、彦島とも引島とも云へり。城野山蓋し知盛の城址なるべし。延享三年長門二宮繪圖に引島地頭分豐州。國衙分長州とあり。此圖は凡て古めかしき書き方にて、古傳を載せたりと覺しきものあり。地頭分、國衙分と云へるもの、何時の事を云へるか詳かならざれども、引島地頭職が豊前より置かれたるを云へるなり。伊藤常足の太宰管内志に「又思ふに早友神社の地、いにしへ長門の内なりしといへば、門司も

其例にて、海を隔て長門につけりしにてもあるべし。此郡(企救郡)と長門國赤間關との間に、引島と云島あり。是古は豊前國の内なりしを、門司早友のわたりと土地を替ふる事ありて、引島は長門につき、門司のほりは豊前に付たりと云傳へたり。此事未だ慥なる證を見ず」と云へり。門司が豊前國に屬することは赤間關の條に述べたり。太宰管内志も門司彦島轉屬のことは、固より疑問の一説として掲げたるにて、直に之を肯定する能はざるも、二宮繪圖を參考して、國の所屬はさて置き、給主の變更は或は是ありしなるべし。文久年間舊藩砲臺を築くの時、引は軍事に忌むを以て彦島と一定す。町村制に六連島を合せて彦島町となす。

弟子待

類聚國史に云「淳和天皇天長七年五月乙未長門外嶋一處爲勅旨田但其内之公私田地公驗炳然不在此例」と見ゆ。外と引草書字形類似す、外嶋は引嶋を謬れるなり。勅旨は一にテシと訓めば、勅旨町を謬りて弟子待とせるなり。

福浦

彦島の西南なる小港なり、遙に筑前國若松、名古屋崎に對す。今川貞世の道ゆきぶりに福良の島と見ゆる是なり。

天川

彦島の字地なり、今川貞世の、道ゆきぶりに云「ふくらの島よりつかひきたり、小舟にて天川といふわたりをして參りたりと申し、かば云々」と見えたり。長門國志云「天川は海部郷なり、三代實錄貞

觀元年の條に長門國醫師從八位下海部男種麿と見ゆ、この氏人の祖此國の海人部に定められて此所に住せられし故地名になりけん」と云へり。亦、一考なり。

六連島

彦島村の屬島なり、周廻三十二町七間。日本實測錄。仲哀紀モツリ沒利島とある是なり。能因歌枕云「牟都留能志麻長門」とあり。毛都禮、牟都禮と稱ふるも通言なり。長門國志云「今俗に毛都禮志麻と云ひて六連島に作り、島大小六つあり、大なるを蟹島と云ふ、形似たるを以て名づく、本國豊浦郡に屬き、小なるを馬島といふ、豊前國企救郡に屬けり。名義は六連なり。如此島六つ連なれる故に然云ふなり」と云へり。

生倉郷

和名鈔高山寺本伊久良と訓す。流布本伊久とするは謬れり。貞治三年八月國分寺文書、長門國法華寺免田坪付注文伊倉村あり。應永九年二月二十九日の大内盛見文書伊倉村あり。今川中村字伊倉其遺なり。安岡村勝山村川中村古郷城なるべし。井田、小野、形山、田倉、勝谷、秋根、楠乃、伊倉、熊野、稗田、垢田、綾羅木、延行、有富、石原、蒲生野、福江、安田、富任等に互る。按るに生倉は元と意久にて、官倉を置かれたる世に意久倉と云ひしが、立郷の後、郷名二字の制によりて生倉と定められしなるべし。三代實錄に云、貞觀十五年十二月十五日丙午授長門國意久神從五位下とあり。元と意久に鎮祭せられたる神なれば、意久神と稱へられたるにて、何時しか祭神を忘れ、伊久八幡宮と稱へしが、明治の改正に名實共に八幡宮となりたり、明治十二年九月廿日の願により、却て伊久神社を相殿とせり。

住吉神社 勝山村字楠乃鎮座

社格、官幣中社。住吉に坐す荒御魂神社三座、又、御蔭社と稱す。神功皇后三韓を平げて還り、軍に従へる住吉三神の神教によりて祠を穴戸國山田邑に建て穴戸直祖踐立を以て祭主とす。日本書紀貞觀元年從五位下より從五位上を授く。十七年正五位下に陞す。尋で從四位下より從四位上に進む。仁和二年正四位下を加ふ。三代實錄延喜神名式三座並に名神大に列す。大寶令位田の制並に嘉祥叙位の事熊毛郡石城神社の條參照。

新抄格勅府第十卷神事諸家封戸大同元年牒に神封、住吉神二百卅九戸攝津五十戸。丹波一戸。播磨八十二戸。安藝廿戸。長門六十六戸。あり。本社長門國一宮と稱す。永昌記に云「嘉承二年四月二十八日甲申今日有政略中申文之内。長門國一宮神宮司別當僧侶不可預神祇官移之由上卿被難。」とあり。伯家部類永萬元年六月、神祇官御年貢進社事。長門國一宮上牛一頭と見ゆ。吾妻鏡に云「文永三年四月十五日戊寅長門國一宮神人等致殺害沙汰之由事守護人資平就註申子細有共沙汰。」とあり。正午十二年七月十三日周防の官軍大内弘世長門の凶徒退治の爲祈請す。一宮社文書。今川貞世の道ゆきぶりに云「此國の一宮住吉明神にたてまつる歌四首御社の數になすらへてよめるなり」とありて左の歌を載す。

うきくもの追風まちて天の原神代にてらせ日のひかりみん
末の世のまほりもしるし千早振神の中にもひさにへぬれば
やはらける光もらすなしらなみのあはきの原をいてし月影

神垣の松の老木はわか國のやまごことはのたねやなりけん

宗祇法師の筑紫道の記には「鎮座の御神は、西第一住吉明神、次八幡大菩薩、高良明神、神功皇后、諏訪明神以上五柱なり」と見えて、一棟に五殿西より東にならばせ給へり、第二殿譽田天皇之を荒魂と云ひ、中第三殿之を御蔭社と云ひ、東第四殿を妹母ノ宮といひ、東第五殿建御名方命にて之を武者殿といふなり。此神殿大内弘世入道道階の應安三年に造替せし所なり。

霜堤雜草云「新造御遷宮事と題せる道階の應安三年二月十一日の敬白書に垂權跡楠村里一列宮居五社。示本地三如來一菩薩一明王。以添和光耀神威とあるを見て初てさとりぬ。應安の造替の以前は知らず、この應安の造替に五社を九間一面にならべつくり（この九間は寸尺の九間に非ず神殿五つ寶殿四つ合せて九間なり）三柱の神の本地を三如來として中の三つの殿に鎮めまつり左右に菩薩と不動明王とを所謂脇侍にせられたるなりけり。然るに道行振に此國の一宮住吉明神に奉る歌四首御社の數になづらへてよめりとあれば、了俊の歌奉りける前に新一柱の神を祀りそへたるにて、その神は攝津國の住吉、式に住吉座神社四と見えて、その一座息長足姫尊なれば、それにならひて息長足姫尊をまつりそへたるなるべし。さて是より文明に至る間に住吉三柱の神を一殿に合せて新に譽田天皇と建御名方命を祀り終に脇侍の菩薩明王を除き御蔭社を移して其脇侍は社坊の座主新福の二刹の本尊とせしにぞあるべき。」と云へり。

宗祇法師の筑紫道記に「住吉に明猷律師諸共にまゐり、これも社中神さびて木深き松のひゞき身にしみいふよしなし神主回廊にむかひて對面す、發句すべきよし侍れば、松かせやけふも神代の秋のころ」に至り官幣中社に進めらる。

【八幡宮本紀】

むかしは年中に大小の祭百五十二度あり今は絶て行はれざるもの多し、中にも十二月晦日の夜は稚海藻刈^カとて神秘の神事あり、これは晦日の夜半はかりに此御社の下神人豊前國波夜止毛の沖に出る、はやともよりも、又神人出向ふ、此時潮はるかに退て双方の神人遙々海底にいたるゆへ互に松明の光も見え聲も聞ゆる程にてともに稚海藻をかり取^ハつ。はやともは長州なり。兩國の間に碧海をへだたす。波夜止毛にても同事となり此記今にたへず。いかにし。は其刈取たる稚海藻を禁裡にも獻せしとかや。

新福寺

住吉神社の側に在り、舊社坊なり。

臨濟宗、山號龍玉山。本尊觀世音菩薩。開山前建長、長福三世全壁志蘭和尚。笠山又玄に嗣法す。至徳元年甲子五月九日示寂す。

一宮庄

八幡宮本紀云。「山田村は豊浦郡に屬す。府中より二十八町許西に有、此御社は長門國一宮たるゆへ何れの世よりか所の名をも一宮と云ならはせり」とあり。一宮莊は一宮村と神領吉母村との總稱なり。之を神御敷地とも號す。蒙古邊を窺ふによりて警固料所に寄せられ、守護職の管領に移されたり。神事の陵夷、社家の衰微之に由る。北條時直探題たるの日、嘉曆三年七月六日、二宮莊の例に依りて、

社領還付を關東に申出づべき旨下文をなすと雖も世の動亂によりて果さず。建武元年一度奏聞を経ると雖も、騷亂によりて遵行せられず。三年三月大宮司賀田貞重ねて社領を還付せられんことを請へり。神原家文書。社領は、宗廟たるにより、外宮役夫工米を沙汰せざるの先例になるにより、外宮大使より康曆二年三月八日向後催促す可らざるの執達狀あり。

住吉神社所藏應安三年三月十一日大内弘世の敬白書に垂ニ權跡楠村里ことあれば、楠村の名も古きことなり。楠村と書きてクスノムラと讀むなり。元文四年の由來書に一の宮とし、往古は楠村山田の里とも申の由御座候へ共、一宮社有レ之の故か一宮村と申習し候。寛延三年の由來書には山田村とす。文久年中楠乃村とす。今勝山村の大字地ななり。楠村の名は往古楠の古木ありたるを以て云ふ由に云へり。今も住吉神社の境内に楠の大樹一株あり。

勝山城

長府の西北一里餘、勝山村字勝谷に在り。一に且山とも書く。弘治三年三月大内義長山口高嶺城を棄て、奔り内藤隆世と此に據る。毛利氏の兵來り圍む。先鋒福原左近允貞俊書を城中に遣して曰く、内藤隆世は毛利氏と舊怨あり、隆世だに自殺せば大内氏のこととは之を問はずと、隆世之を諾し、四月三日檢使を請て自殺す。義長城を出で、長府の谷、長福寺に入る。毛利兵の迫る所となりて自殺す。言延覺書古文書。此役豊後大友氏の抑へには渡邊左衛門大夫赤川左京亮市川式部少輔經好に人數千餘人を付して下關を警固せしめたりき。藝侯三家誌。

四王寺 勝山村大字井田と長府町字松小田に跨る四王寺山頂。

四王寺は清和天皇貞觀九年新羅を調伏せんが爲に、伯耆出雲石見隱岐長門等五箇國に於て賊境に面し之を險瞰するの地に建てしめられたる四天王寺の一なり。四王寺また四王院とも云ふ。後に來福寺と改む、松小田に在りしが是も廢寺となりて遺跡知れず。

【三代實錄】

十四清和

貞觀九年五月二十六日甲子、造ニ八幅四天王像五鋪各一鋪下ニ伯耆出雲石見隱岐長門等國下ニ知國司一曰。彼國地在ニ西極堺一近ニ新羅一警備之謀當レ異ニ他國一宜下歸ニ命尊像一勤レ誠修レ法調ニ伏賊心一消中却災變上仍須レ點下擇地勢高瞰險ニ瞰賊境一之道場上若素无ニ道場一新擇ニ善地一建立ニ仁祠一安置尊像一請ニ國分寺及部内練行精進僧四口一各當下像前依ニ最勝王經四天王護國品一、晝轉ニ經卷一、夜誦ニ神呪一春秋二時別一七日、清淨堅固、依レ法薰修上

【同上】

二十四清和

貞觀十五年十一月七日詔賜ニ長門國四王院沙彌教勝教林二人度一先レ是貞觀九年始置ニ前件四王院一安置四僧一教勝等在ニ四人之内一仍特度レ之。

【延喜式】

二十六主稅

凡四王寺修法料、稻四千六百六十八束四把。三百束四王燈油料。八百六十二束四把同四王供。並四僧童子四人食料。千七百八十二束僧四口二季法服料。千七百二十四束同僧布施料。當國正稅一充レ之。

井田村

今勝山村大字にて、小野氏所藏弘安五年四月大藏省下文に員光保内井田畑と見ゆる是なり。地頭里見

次郎太郎信重故無くして年々の所當を抑留するを以て小野權介資通をして年貢以下の事を沙汰せしむること員光保並に小野村の條參照すべし。

井田村が井田畑と稱へて小野村に屬せしこと、建武三年十二月沙彌判厚東太郎左衛門尉に宛つる文書に、小野彌四郎資顯申長門國豐西郡上津小野村内井太畑事云々と見ゆるにて知らる。井太畑即ち井田村なり。

四王寺山城

正平十四年冬十二月厚東氏の族南殿名知れず。四王寺山城に據て兵を擧ぐ。廿六日長門國守護大内弘世攻て之を抜き、南殿及び其將富永又三郎を斬る。守護職次第

應永六年大内義弘泉州堺城に於て戰死するや、弟弘茂平井入道道助の勸めに因りて將軍家に降り、大内氏舊領の内周防長門の二國を賜はり、兄義弘の遺囑を奉じて防長豐筑を留守せる盛見を討伐し、且つ姪馬場殿五郎滿世を召出すべしとの台命を被り、七年七月十一日京師を發して周防に下る。盛見其銳鋒を避けて豊後に遁れしが、八年十二月二十六日長門の國に還り弘茂と四王寺山の毘沙門堂に戰ふて大に之を敗る。二十九日又下山に戰ふて之に捷ち弘茂を斬る。古文書。守護職次第。按るに盛見の豊後より還るや、木屋川口清末の邊より上陸して四王寺山城の北面より迫りて之を追落し、遂に國府に侵撃して弘茂の本城を陥しれしものなるべし。第一章下山城の條參照。

來福寺 勝山村井田。

曹洞宗。山號醫王山。本尊觀世音菩薩。松小田村の四王寺の舊跡來福寺の寺號を引て同二年三月十日

建立し、寶鏡山來福寺と號す。毛利秀元、三庭龍達笑山寺三世別に宿蔭子と號すを延て開山となさんと欲す。三庭訴て曰く、來福寺は往古より四王寺勤行の寺役あり、願はくは妙壽大姊の牌を安置し、僧春茂を以て後住とせん、此事許容し給はゞ、何ぞ尊命に隨はざらんやと、秀元即ち之を諾し、三庭を以て開山の祖となし、春茂之に繼ぐ。乃ち曹洞宗となし寺號を南明寺と改稱す。寶永元年來福の舊に復し、今の山號に改む。縁起

小野村

勝山村の大字地なり。古へ井田村と一所にて、王司村の字員光村と併せて員光保と稱す。弘安中地頭里見次郎太郎信重故無く數年間員光保所當を抑留するを以て、五年四月大藏省下文を以て、小野權介資通をして年貢以下の事を沙汰せしめらる。員光保の條參照すべし。小野氏の出自明かならず。系譜に光富久國・光富久守・光富久忠・光富小次郎氏久あり。權介資通に至て初て小野氏と稱す。皆在名を以て氏とするなり。小野氏所藏建武元年二月文書に云「注進 長門國光富名地頭資行當知行所領事 豐東郡内、光富名守光名。以上貳箇所。右注進如件」と見えたり。

光富名

其地知れず、蓋し員光保内にて勝山村王司村の間にあるべし。元弘二年三月十一日長門探題北條時直に従ひ、伊豫義軍と戰ひて敗死せる長門家人中に、光富の日野又太郎上下三人あり。正慶亂離志 足利尊氏の庶長子右兵衛佐直冬貞和五年肥後に脱走するや河尻幸俊之を擁立す。西國豪族の探題に不平なる者皆直冬に黨す。少貳頼尙女を以て娶し之を其館に置くに及び聲威大に振ふ。是に於て天下三分して宮

方將軍方佐殿方となる。觀應二年八月三日小野三郎左衛門資村兵を光富に擧げ將軍方に應ず。尋で筑前國宗像城に赴き屢々少貳頼尙と戰ふ。十一月五日小倉城の敵を追落す。本國豐田種本直冬に應じ光富に楯籠るを以て長門に還り、十一月十三日厚東武直の麾下に屬し攻て種本を斬る。古文書

文和二年四月五日將軍足利義詮勤功の賞として資村に周防國麻合別府會我右近將監跡を賜ふ。資村今川貞世に九州に従ひて戰功あり。貞世資村が長門の本領を失へるを憐み、大内氏の之を復せんことを斡旋する所あり。又自ら書を大内氏弘世義弘に與へて、小野掃部助が長門國小野・光富兩村半分を歎く由を言ひて、西國忠節によりて之を與へられんことを慫慂せり。

應永七年七月十一日大内弘茂京都を發して周防に下る。蓋し兄義弘に従ひて堺の一戰に敗れ、將軍家に降りて臺命を蒙り、兄盛見を討たんとするなり。盛見之を豊後に避く。弘茂盛見に備ふる爲に、長門國府盛山城カカリヤを修理す小野彌四郎資信國府に在番して其役を助け、諸事に奔走す。弘茂の滅後、盛見に降り、累世其被官たり。俊久に至りて大内義長に仕へしが、没落の後、福原貞俊の仲介によりて毛利氏に仕へ、子孫連綿せり。古文書。歷名左に掲ぐ。

光富久國。光富久守。光富久忠。光富氏久。小野權介資道以下小野 資行。資顯。資村。資政。弘賢。資宜。資信。資治。資幸。資種。清資。俊久。

神田

川中村の字地なり。正慶二年三月十一日探題北條時直伊豫國平井城に押寄せ、同十二日南軍土肥得能氏等と戰ふて大敗し身を以て免れ長門に還る、正慶亂離志に此時討たる、防長の軍兵の内長門國神田

孫四郎入道上下三人と見ゆ。武久氏所藏建武二年四月八日文書、長門國成富名并綾羅木屋敷事神田次郎兵衛經清當知行の由と見ゆる、皆此地の住人なり。

熊野

川中村の字地なり。下關市鎮座赤間宮所藏建仁三年文書、熊野三町の地が御堂鎮守神田として奉免せられたること見ゆ。即ち左に之を載す。

應宣 留守所

可_三早奉_二免御堂鎮守社神田參町_一事

右件神田以_二國內熊野_一可_三引募_二之由可_三申請_一也。豐東郡内以_二申請坪々_一早可_三奉免_二之狀所_レ宜如_レ件宜_二承知依_レ件行_レ之以宜_一。

建仁三年二月 日

大介藤原朝臣(押字)

綾羅木

川中村の字地なり。武久氏所藏建武二年四月八日文書、長門國成富名并綾羅木屋敷事神田次郎兵衛尉經清當知行之由云々と見ゆ。

安岡

名田なり。一宮文書康暦元年十一月十六日左京權大夫大内義弘寄進の事見ゆ。

神田郷

和名抄加無多と訓ず。神玉村神田下村阿川村瀧部村古郷域なるべし。矢玉浦・神田上・神田下・特牛^{コトヒ}・肥中^{ヒヂユウ}・島戸・阿川・瀧部等に互る。今神玉村と稱するは矢玉浦・神田上にて、神田下村と稱するは特牛・肥中・嶋戸の區域なり。神田は蓋し郷名の遺なり。

延喜四時祭式云「凡攝津國住吉神封在長門國一者令封戸係夫運送租穀、但在豊浦郡一封戸、便留充^ニ御蔭社」と見ゆ、御蔭社とは即ち本郡住吉に座す荒御魂神社三座を云ふなり。延暦八年錄進の住吉神代記、神戸九十五烟長門國に在りとし、新抄格勅符住吉神封二百三十九戸。其六十六戸在長門國と見ゆるもの即ち此地なり。風土注進案神田上村の條に云「往古當村の内、田地八十町當所一宮の神領にて社家社僧幾多附屬仕居候處右神領天文年中迄に不殘御上へ被召上候て社家も減少社僧不殘斷絶仕候由に御座候右神領の田を神田^{カミナタ}と申より起り當村の總名と相成候由申傳候」とあり。神田上村の根崎に一宮住吉大明神、同江尻に二宮神功皇后神社鎮座す、本國一宮並に二宮の御靈を分ち祀るによりて爾か稱ふるなり

神田別符

別符を下して開拓せしめられし地なり。島戸は今の神田下村の字地なり、角島と相對して水門をなすによりて名づく、此に關所を設く。長門國一宮御供所用途料たる島戸關船一艘に對し承久四年四月勸過料奉免せしめらる。^{一宮}又、貞治三年八月長門國分寺文書に、長門國法華寺免田坪付注文神田別符島戸方と見ゆ。

島戸關

神玉村大字神田上村三社舊神主石井氏所藏應安元年六月十日肥前守弘忠文書に、神田別符八幡宮御神

領守弘名とあり。又、永祿二年九月廿四日桑原但馬守國安文書に神田別府一二兩社大宮司役之事云々とあるは、今の神田上村鎮座一二兩社のことなれば此にも別符の地ありしなり。

土井ヶ濱

神玉村の内なり、注進案に云「弘安年間蒙古の賊船襲ひ來る時に大風吹起り賊船一時に亡候其時分餘賊共此濱へ漂來り鎌倉より討手被差向一時被討亡候中に大將と相見え身長七尺有餘なるが頭に角を生じたる異形の者荒廻候を攻寄候處東を望て敗走候を田耕村鬼ヶ原と申所にて追詰討取候由傳へ候」とあり。又、此村の鬼の松但三本尤一本枯申候只今二本御座候蒙古の屍を埋め其上に松を植印に仕候由、碇石一つ往古蒙古の賊船の碇と申傳候開作の時分鉾或は劍矢の根を掘出し只今二宮に奉納仕候、土井ヶ濱の北小高き處に鎌倉森とて大木有之候蒙古の賊船來候時鎌倉より討手に被向候人數の内討死有之其死骸を葬候て其印に松を植候由」とあり。此地蛭子社八年に一度の大祭を執行し、武器を數多持ち蒙古退治の行装を模して田耕村より嚴島大明神を迎ふるの神事あり。是れ弘安役後田耕神田の間惡疫流行して死者夥しかりしかば蛭子神の神誨によりて創むる所なりと云へり。按るに是等必ず所縁あることにて決して荒唐無稽の説にも非ざるべし。文永以降蒙古我國を侵略せんと欲して、屢々使臣を遣はして恫喝す。文永初寇の後幕府益々鎮西及長門の兵備を嚴にし、筑前に石壘^{石築地}を築く。出雲國千家氏所藏康永二年文書和興のときいたさる、文書目六事の一ヶ條に「一、長門石築地請取」あり。相田二郎氏云「長門石築地は蒙古襲來に備ふる防禦設備にて、其何れの地なるか明瞭ならざるも、海岸地方なるべし」と云へり。長門石築地何れなりや、又、果して建治弘安の際元寇防禦の爲にするも

のなりや、徴すべきものなしと雖も、此國の豊浦郡西海岸の地に石壘を築かれたること無しとも限る可らず。此事尙、今後の研究に俟つ。弘安四年五月三日蒙漢軍及び高麗軍聯合の東路軍艦船九百艘を率ゐて高麗の合浦を發し、廿一日高麗軍壹岐を侵し尋で筑前宗像海上に進む。六月五日元軍能古兩島に達し、高麗軍も亦、來り會す。武谷水城氏の元寇の梗概に云「別働枝隊三百艘は同時に長門の沿岸を侵す」と云へり。其軍高麗人なるか、將た蒙漢人なるか、侵入の地また何れなるや不明なりと雖も、之を以て事實なりとせば、其土井濱方面なるべきこと蓋し推想に難からざるなり。又、八幡愚童記云「閏七月一日賊船ごとごとく漂蕩して海に沈みぬ。大將軍の船は風の以前に奇しき龍かみに追れてにげたれど、猶其ふねも碎けて長門のうらに吹つけられたりときこゆ○中略かの長門の浦に吹入られたる大將のふねごもは、閏七月五日、關東よりはじめて甲田五郎・安藤二郎著して、其手の者新左近十郎・今井彦次郎等を一手として、九國の兵等寄あつまりて皆うちとる。」とある最もよく所傳の趣に合へりと思はる。甲田五郎は合田の謬りにて鎌倉の人、安藤二郎は右衛門次郎重綱にて是等の人鎮西の急を聞きて之を援くる爲に、幕府が安達盛宗と共に下したる鎌倉の家人なれば、一部敗竄の蒙古兵を長門に撃ちしをさせるなり。其別働枝隊の侵入又は敗竄艦船の遁入の何れにもせよ、鬼の松或は鎌倉の杜と云ふこと由縁ありと云ふべし。又、石の碓も蒙古船のものなりとて博多にも同様のものあり。但銚劍鏃等の武器並に近時此より掘出したる數軀の人骨に至りては猶、考究を要するものなるべし。

阿川村

大内殿有名衆侍大將並先手衆百四十二人の中に阿川太郎隆康あり、軍評定衆中にも其名見ゆ。大内殿

家中覺書に阿川六郎、小座敷衆の中に阿川太郎あり、皆此地名を負へるなり。

阿川村に阿川左衛門の城墟あり、字野地の小字今浦古城墟、由來書に阿川左衛門の家人細井何某居住の由、其故か今に細井村と申習候とあり。注進案に細井村の内頼重と云ふ所あり、細井何某の名乗なるべしと云へど、恐らくはさにあらで名田なるべし、吉川元春の次男毛利元氏の子元景と曰ふ、寛永二年七千三百九十一石を給はり阿川に居る、子孫世襲して維新の際に及ぶ。

角嶋

豊浦郡西北端嶋戸の沖に在り。周廻三里廿一町五十一間日本實測錄。延喜式諸國馬牛牧長門國角嶋牛牧とある是なり。左馬寮式右馬寮准之に「凡諸國所貢繫飼、馬牛者二寮均分檢領訖移兵部省、其數中略長門

國牛二頭毎年十月以前長牽貢上路次之國不充秣藟牽夫並放飼近都之牧」と見ゆ。近都の牧とあるは、攝津國鳥養牧右豊島牧左丹波國胡麻牧左播磨國垂水牧左にて諸國貢馬牛各是等の牧に放飼して事に隨て繫用するなり。延喜民部式に「年料別貢雜物、長門國牧牛皮八張」とあり。伯家部類に云「神祇官御年貢進社事、長門國一宮一頭永萬元年六月 日」と見ゆ、又、藤原明衡新猿樂記に云「四郎君ハ受領郎等刺史執鞭圖也○中略宅常擔集諸國土產長門牛。」とあり、長門國古來良牛を産したること以上の文によりて知らる。角嶋字本山に牧崎あり牛牧の遺なり。第一編地名同解牧の條參照。

角嶋が和布の産地たること、萬葉集卷第十六「角嶋之。迫門乃稚海藻者。人之共。荒有之可杼。我共者ハ海藻」にて知られ、其歌詠に上るによりても良品たりしこと想像に難からず。延喜内膳式には「諸國貢進御贄中官准此年料長門國穉海藻一百四籠」と定められ、小右記治安三年十二月十七日の條に

「長門國申敏幸 海藻減省事。雅輔時申減省。重減省等已續符案。何無海藻符案乎。若填進歟。官底若無所見。可問所司由同仰之畢。」と見え、又、勘仲記弘安十一年六月十一日の條に「兼日申沙汰條々。一、永宣旨召物國々。長門 和布七十五斤六兩」と見え、明かに角嶋産とは記せざるも、其名世に知られたる角嶋産或は蓋井嶋産の如き良質の和布は御贄として貢進せられたることなるべし。

田部郷

和名鈔多倍と訓ず、田部の住みし處なり。古事記景行段に「此之御世定田部」とあり。又、景行紀に「五十七年冬十月令諸國興田部屯倉」と見え田部は御田を佃る民なり。田部を統轄するに臣連直首等の長あり。舊事本紀に景行天皇の御宇、櫻井田部連同祖速都鳥命を以て穴門國造とせられたること見ゆ。櫻井田部連は此國の田部に因りて起れる姓氏にはあらざるも、田部統屬の關係あり。正平十九年二月一日足利直冬文書長門國田部郷あり。「長門國志云田部の西に隣りて櫻井郷あり、後に岡枝に改む。而して櫻井は枝村となる。是櫻井田部を二郷に分けて名に負せたるなり」と云へれど夫は郡郷制度破壊以後の事なりとす。正任記文明十年九月廿七日の條に田部郷名見え、田部河内入道同名掃部助あり、此地名を負へるなり。今の豊東村岡枝村豊田下村古郷城なるべし。上田部・田部・田部市・七尾・上大野・下大野・轡井・上保木・下保木・東中山・西中山・上岡枝・下岡枝・吉賀・稻光・日野・中村・萩原・阿座上・手洗・江良・東長野・西長野等に互る。豊東村字田部郷名の遺にて本郷なるべし。

大野庄

文明十年八月廿三日大内政弘袖判書狀に長門國豊東郡大野庄名見ゆ。長門一宮所藏天正十七年文書に長州豊東郡一大野庄上領 參拾石足 天文十二年七月五日御判在之」と見ゆ、大野庄之を上領下領に分てるなり。今豊東村大字上大野村下大野村是なり。

保木キ

今、豊東村の字地なり、同村西光寺所藏文安六年三月文書岡枝郷保木村と見ゆ。由來書より上保木下保木に分つ上保木袖懸神社舊號妙見宮古棟札豊東村史所收 左に載す。

(其一)奉土葺上修覆山戸妙見大菩薩御寶殿一字、延徳三年辛亥二月廿六日事始る、三月七日上棟三月十七日迂宮、地頭相良遠江前司藤原正任(此間脱漏あるべし) 神代紀伊守貞綱願主僧膝光保木村安養寺住職敬白、

(其二)奉造立當御寶殿上屋一字、天長地久御願圓滿皆令満足悉皆成就也、保木村道市畑里家々門勸進、各其外役人之奉□□御祈願專也、享祿五年二月十四日始之、同廿六日□□納候也、地頭藤原朝臣□□、願主東勝寺也、大工僧達細工立也、

享祿の藤原朝臣は相良正任武任父子の中何れか不明なるも此棟札によりて相良氏保木を食みしこと知らるゝなり。

吉賀

岡枝村の大字地なり。長府修禪寺所藏永享五年十一月杉智得書狀岡枝郷吉賀村と見ゆる是なり。

下山

岡枝・豊田下・西市・豊田中・殿居の諸村に跨り、高さ七百一米餘本郡第一の高峰なり、之を東方より望むもの形勢最も雄偉なり。下山の東麓豊田下村大字江良に下山神上寺あり。高野山金剛峰寺に屬する眞言寺院にて、本尊愛染明王、開基役行者、開山得仙上人なりと云へり。明治維新の際迄は遍智院万徳院辻の坊谷の坊中の坊下の坊等の寺坊あり寺祿三百石なりしが、維新の際廢頽し僅に中の坊を存するのみ、今の神上寺即ち是なり。山名を山號とす。下山一に神上寺山と云ひ、又、豊浦山とも稱す。輝元秀就以下の文書皆下山神上寺とあるに近時華山と書くは濫稱なり。

手洗

豊田下村の字地なり。細川幽齋の九州道の記に云「手洗と云ふ在所にて、かれいひ食ひ侍らんとて、假の宿りに上る時、下々足を洗ふに、豆のいできて痛きなど云ふを聞き侍りて、さし入れて洗へる足の豆おほみ馬だらひとや人の見るらん」と云へり。

日内郷

和名鈔宇都比と訓す。今内日村あり、其遺なり。内日村檜崎村古郷域なるべし。内日上内日下植田檜崎久野貴飯に互る。小野家所藏康曆三年六月十三日滿弘文書長門國內日郷、忌宮神社所藏應永十四年六月文書、長門國豊西郡内日村と見ゆ。大内殿有名衆日内勝次郎あり、此地の住人なり。

宅賀郷

和名鈔驛家郷とある是なり。延喜兵部式諸國驛傳馬、長門國宅賀驛馬二十疋とす、埴生より宅賀、臨門と傳ふ。山陽道大路驛家を兼ねる郷なり。長門國志多加、長門名所雜記多久加と訓むべしと云へり。

小月

蓋し小月驛家の地にて小月村清末村王司村古郷域なるべし、小月清末阿内神田員光山田に互る。

武久氏所藏弘安九年十月廿九日將軍家政所下文永富上總介に小津木名大淵彌五郎入道を宛行ふ。又、忌宮正中二年文書小月名給主と見ゆ、蓋し小月村小槻の轉なるべし。長府長福寺開山虛菴和尚行録に建武三年足利尊氏西奔するや、師の道行を慕ひて小月村を寄すとあり。小島は小月村の字地なり、今川貞世の道行振に云「とかくしてうすは瀉と云ふ干瀉に打出侍器潮みちきつ、干瀉はえなんとをるまじく侍るとて又山路になりて小島と云ふうらさとに出たり」と云へり。

清末

名義名田郷より出る歟。櫛木氏所藏永和三年六月文書、清末別府あり。長府藩主毛利秀元の二男元知豊浦郡南部諸村内證分知一萬石にて萬治二年移て清末に治す。其子元平長府を繼ぐ、其子政苗清末に再封せらる。明治四年七月十四日清末藩を廢して縣となす、同年十一月十五日清末縣を廢し防長兩國を以て山口縣となす。

員光保

王司村字員光勝山村字井田・小野等に互る、王司村の員光其遺なり。

【小野家文書】

(其一)

判

可早令小野權介資通御年貢以下沙汰當保内井田畑井手上小倉新開發等間事
右件井田畑井手上小倉新開發等者爲有_レ限保領_一處。當地頭里見次郎太郎信重無_レ故令_レ抑_一留年々所
當_一之條太無道也。仍被_レ仰_一付資通_一可_レ被_レ致_一年貢以下沙汰_一之狀如_レ件。沙汰人百姓等承知不_レ可_一違
失_一故下。

弘安五年四月日。

(其二)

判

當保内井田畑井手上小倉新開發等御年貢以下衷。以小野權介資通可_レ致_一其沙汰_一之由先度被_一仰下_一了。
當地頭里見次郎太郎信重無_レ故致_一違亂狼籍_一押_一取百姓等身代_一之間不_レ及_一年貢之辨備_一云々。事之次
第以外之所行也。早停_一止彼地頭自由濫妨_一士民等不日可_レ辨_一濟御年貢_一之由重所_レ被_一仰下_一也。早存_一
其旨_一且加_一下知_一且可_レ被_レ致_一其沙汰_一之狀如_レ件。

弘安五年八月十八日

長門國員光保沙汰人等御中

左近將監

正任記文明十年十月七日の條に云「一北野寶成院明充代龍泉院明猷。同弟松光院明順。自_一長州員光
保_一參賀云々。卷數各進_一上_一。とあり。宗祇の筑紫道記に「住吉に明猷律師もろ共にまゐり」とある
も龍泉院の事なり。小野氏の事は勝山村大字小野村光富名長府下山城の條參照すべし。

員光村

王子村の字地なり。境目書云。

西より南に廻り小野村との境は松か埜より表山迄嶺尾切に登り。夫より道祖ヶ埜迄尾續尾切に下り。
當村の向河内より。小野村の伊田九モンメウへ行道を横切。小嶽山高チ埜迄尾ツッキ嶺尾切に行。
當村の河内より小野村の別當へ行道を横切尾境に登り。四王寺の尾筋よりカツ山の尾筋へ別れの所
迄尾境に登り此所迄小野村との境なり。

と云へり、員光山田神田宇部才崇松小田の六箇村、町村制に豊東前村と稱す。明治三十一年九月王司
村に改む。三十五年六月、才川、松小田の二村長府に轉屬す。

室津郷

和名鈔無呂津と訓ず。其地灣入して室の如く泊舟に便なり。因て名づくる歟。周防播磨土佐の諸國亦、
室津あり、皆灘の口に位す。昔時航海術極めて、幼稚なる時代に在りて、其處に繫泊して天候を占ひ
一舉に長灘を航する所以なり。本國室津、下關を北に距ること五里餘、響灘に面して遙に韓地と相望
む。今も鮮人の内地に密航するもの其到着地點を必ず此に求む。室津灣西の山脚が、村民の視界外な
るの故のみならず、別に兩陸間の距離短縮と航海上の便宜を有するものあればなり。室津の地名今豊
西村に存す。豊西村豊西上村黒井村の内室津上・室津下・永田・吉見上・吉見下・厚母・黒井等に互
る、古郷城なるべし。

建治元年四月十五日元使杜世忠・何文著・撒都魯丁等室津に著く。蓋し長門防備の偵察をなす爲なり、

外交の事由來太宰府之を管掌す。八月太宰府杜世忠等を鎌倉に護送す。九月七日幕府杜世忠等五人を鎌倉龍口に斬り、其首を梟す。因て鎮西に令し、勇卒を簡選して沿海の守備に充て、京都大番役を停め、公私用度を減じて、軍儲を資けしむ。

【北條九代記】

建治元年四月十五日大元使著長門國室津浦八月件牒使被召下關東九月七日於龍口勿首中須大夫禮部侍郎杜世忠年三十四大元人作詩云、出門妻子贈寒衣。問我西行幾日歸。來時儻帶黃金印。莫見蘇秦不下下機○下。

川棚庄

往古嘉祥寺領にて今の川棚村是なり。吾妻鏡に云。「建久六年十一月四日乙酉嘉祥寺領長門國棚庄事○棚上。守護人妨領家所務之由被仰下之間此所事。去文治年中依院宣停止地頭職訖。今更違亂之條招罪科歟。慥可停止之旨今日所被仰下也云々」と見ゆ、周防國分寺所藏右田隆俊○天文弘本地内藤左衛門方押領之長州豐西郡河棚庄南方北方と見ゆ。之を南北に分ちたるなり。今北村の字地あり、蓋し北方の遺なるべし。川棚温泉出づ、湯町あり湯谷後地あり、湯町は由來書湯谷町に作る。同書云「應永年中の頃、江良村の飛來山三惠寺の住持怡雲和尚下山して此所に温泉の藥湯涌出る事を勘辨し急ぎ掘せ見候へば如案町無田の二湯涌出以來相續て有之よつて湯谷町と申習し候由申傳候」とあり、靈異を説くは佛家の常に應永年中の發見とすること恐らくは捏造なるべし。

村屋神社 黒井村字杜屋鎮座

祭神 二穗津姬命。延喜神名式、長門國五座。大三座小二座とある、其小社にて村屋神社と見ゆる是なり。長門國志に「社説云祭神乳母屋明神同一體。孝德天皇白雉年中鎮座と云へり。卜部家説云、祭神玉依姬命とあり。今按るに通證に孝德天皇紀に我親神祖之所知穴門國とある註に神名式に長門國豊浦郡村屋神社今按以二大和國城下郡村屋坐彌富津比賣神社之例恐高產靈尊也とあり。是此神社と大和國村屋神社と地名相同じき故同神にましまさんと思へる僻説なり。地名同じければとて同神とは云ひ難し、後世の社説は此通證によりたるものと云ひ、尙、杜屋村とも村屋村とも此地名をかけるならん歟。杜村字形相似たり何れを正字とし何れを誤字と定め難しとて種々考證する所あり。本社所藏文書五通天文永祿のものにて皆杜屋又は守屋とせり。按るに字形の類似によりて偽れるなり。

吉永庄

今、黒井村大字吉永涌田後地等はなり。源範頼西國追討使として下向の時、長門一宮社に祈念する所あるを以て、文治元年九月七日吉永莊荒熟田畠三十町の地を任吉社に寄進す。四至、東限峯。南限大池。北限河棚堺。西限海。蒙古頻りに邊を窺ふに當り一宮莊内吉母村と共に長門警固所に寄せられて守護職の管領に移れり。嘉曆三年七月六日社領地頭還付の事を關東に申すべき旨、探題北條時直の下文ありしも世の動亂によりて果さず、建武元年愈々之れが奏聞を経しも、騷亂によりて遵行せられず、三年三月大宮司賀田貞近重ねて社領を還付せられんことを請へり。榊原家文書。

【一宮文書】

文明十三年六月一宮神領田數並土貢事。

一所貞應五町五段 吉永庄内

壹町五段 就本社 一宮大般若經並四月朔御的意在之

分米參石

殘四町 就吉永庄地下社領神役在之云々。

涌田後地

毛利氏家臣連署中井次郎左衛門尉に與ふるの文書長州豊西郡吉永庄之内脇田之浦と見ゆ、名義脇田の後背なるに因る。川棚村湯谷後地下關市關後地の如き其例なり。脇田は涌田の譌にて温泉湧出に因る歟、ワキをワイと唱ふるは音便なり、風土誌脇田を涌田に訛れりとの説取らず。

厚母郷

今、黒井村大字厚母村是なり。毛利元春の次男元房其子治部丞元光大内教弘に屬し、長門國厚母五十石並其他の地を賜ひ在名によりて是より厚母氏と稱す。系圖。古文書。

黒井郷

今、黒井村大字黒井村是なり。豊西上村大字吉見上安養寺所藏至徳二年文書黒井郷と見ゆ。町村制に黒井厚母吉永涌田後地の區域を以て豊西東村とし。明治三十一年九月黒井村と改む。

吉母村

今、西村の大字地なり、長門國一宮住吉社の神領にて之を一宮莊と稱し神護敷地とも云へり、蒙古邊

を窺ふに當り長門警固所に寄せられ其後還補を請ふの事一宮莊の條に悉くす、就て見るべし。元應二
年文書長門國吉母村若宮大宮司職事。應永十四年九月文書吉母村公文眞鍋藤五郎の名見ゆ。

【一宮文書】

文明十三年六月一宮神領田數並土貢事

壹所貞應拾玖町八段同庄吉母村

平田貳拾漆町貳段半卅歩

分米漆拾四石捌斗八升八合一勺七才

吉見郷

今、豊西上村大字吉見上村、吉見下村是なり。吉見下村字尾袋鎮座乳母屋神社傳に安閑天皇の御宇創建と云ふ。正安二年以降の文書を傳來す。吉見郷内の地、康暦元年十一月大内義弘長門一宮住吉神社に寄進す。應永八年九月十一日前太政大臣足利義滿豊西郡吉見郷地頭職都濃郡新屋河内地頭職を石清水八幡宮に寄附す。石清水文書 代官が年貢を抑留せるにより速に究濟すべき旨文明十三年三月室町幕府奉行衆下知狀あり。菊大路家文書

永田郷

今、豊西上村大字永田村是なり。土人の言ひ傳へに、往古日野正吉卿と云ふ人京都より下り此地を領す、因て正吉郷と云ふ。正吉卿黒井村領主青山某と本村字妙音寺に戦ふて敗死す。仁平三年土人祠を建て、日野八幡宮と祀ると云ふ。永田郷正吉八幡宮所藏建保三年二月文書に正吉、正應六年四月以降

文書正吉郷と見ゆ。元文三年正吉郷を改て永田村となす。日野系圖正吉の名所見なしと雖も、正吉或は其氏人にて、來て此地方を領し名田としたる遺なるべし。

額部郷

和名鈔奴加倍と訓ず。額田部を中略して二字とせるなり。新撰姓氏錄額田部天津彦根命之後也と見ゆ。東大寺正倉院文書天平十年豐浦郡擬大領額田部直廣磨神護景雲元年紀豐浦團毅額田部直塞守等其裔なり。

大日本地理志料云室津神田二郷の間に宇賀村あり、宇賀と額と音訓相近し其本郷即ち郷司の居る所なり。此説從ふべきが如し宇賀村小串村古郷城なるべし。

小串町

犬鳴・林ヶ浴・高ノ洲・堀越・大ノ原・大浴・小野坂・外無口・新宮等瀕海の山地に愛媛菖蒲自生す、犬鳴山の姫菖蒲とて古來其名世に著はる。古歌あり。

長門なる犬鳴山の姫あやめ時ならずして如月に咲く

室津村字甲山吹浦にも自生せり。佐波郡西浦村小茅にもあり。伊豫國溫泉郡難波村・豊後國東國東郡奈狩江村・肥前國神崎郡西郷村・同上佐賀郡久保村等本邦自生南限地帶たり。

稻妻郷

大津郡の郷名なり、和名鈔伊奈女と訓ず。日本地理志料云「播磨國印南郡音訓相通ず、宣化元年紀、大臣蘇我稻目あり、姓氏錄田中岸田櫻井矢口諸氏皆蘇我稻目より出づ、或は稻目氏の居る所か、今稻

見村あり豐浦郡に屬す、本郡と地相接す、妻見一聲相通ず云々」と云へり。按るに豐田中村字稻見前説に従へば、是れ稻妻の轉にて郷名の遺なり。和名鈔大津郡とあり、或は後に豐浦郡に轉屬する歟。豐田前村麻生上麻生下今山、西市町地吉今出大河内檜原殿敷西市矢田庭田及び豐田中村稻見に互る地方古郷城なるべし。

豐田城

長門の舊族豐田氏累世の居城なり。防長兩國古城跡記に「豐田城は豐浦郡殿敷村一ノ瀬に在り」と見ゆ。西市町本郷の内殿敷と一ノ瀬との間に高熊といふ所あり、其高熊の山を城山なりと云ふ山頂平面凡一段許、庭の跡なりといふ所に川石あり、壕土壘の形も遺れり。其山の脊一ノ瀬なり、此山に並びて満願寺山東山寺山あり、古へ皆大利ありて今に礎石廢瓦の類多く古墓碑また燈籠もありと云へり豐田氏の邸址は小字向山の地にあり。今畠となり豐田殿屋敷といふ面積凡三段許あり、幅五尺許の壕の跡三方に在り、此近所に庭と稱ふる所もあり、又、長生寺山にも豐田氏の城墟と云ふがあり。この他本郡中に豐田氏の城址宅址と言ひ傳ふるもの稻見村に豐田五郎の城址といふがあり、又、豐田家臣中原一仲今出某の宅址とてあり之を原と唱ふ今出村に同く今出某の宅址とて今出屋敷西屋敷田中屋敷といふ穂ノ木名あり。萩原村の字城四郎峠に城墟あり、美禰郡口の防禦に城四郎といふ者を入れ置きしと云ふ。稻光村に城墟あり、豐田伊賀守の出城なりと云ふ。

豐田氏は本氏藤原、出自詳かならず、後鳥羽天皇の御宇に種弘といふ人あり郡司となれり。系譜。西八幡宮神體裏書殿敷村東八幡宮社傳云「文治三年八月十五日豐田五郎季政豐前國宇佐より御靈を分ち祭る云々。」矢

田村西八幡宮社傳云「建久二年豊田種弘建立す云々」とあり、豊田郡司となり郡名を負ふて氏とす、厚東氏の如きなり。

後醍醐天皇の御宇に至り、參河守種藤太平記天正本には胤藤とす、太郎左衛門種本、伊賀守種長あり、元弘三年閏二月長門探題北條時直に従ひて伊豫の官軍土居得能氏等と戦ふ。三月十一日又、水居津に著て十二日久米郡平井城に押寄せて大敗す。豊田氏の人々上下十人戦死す。時直纔かに免れて國に還る。山陰道より官軍大舉して長門國に攻下るを以て、豊田厚東以下の將士を大峯に派し三月廿九日より合戦度々に及ぶ。尋で豊田種藤種本種長厚東武實大峯地頭由利氏伊佐氏佐々木氏等歸順して官軍高津道性と力を戮せ、四月一日長門國探題館を襲て時直を走らしむ。正慶亂離志。太平記天正本。（大美禰庄の條參照）其後種本種長反して足利氏に屬す。種藤の事所見なし。

正平四年尊氏の庶長子直冬叔父直義の吹擧にて中國探題となり、備後國鞆に居る。直義高師直を黜て改革を行ふ、却て師直師泰の反噬に遭ひて退隱するに及び、直冬肥後に脱走す。少貳頼尙妻はすに其女を以てす。鎮西豪族の探題に不平なる者皆直冬に附き兵勢大に振ふ。是に於て天下三分して宮方將軍方佐殿方直冬の三派鼎立するに至る。六年北朝八月三日本國小野三郎左衛門資村兵を光富に擧げて將軍方に屬し、尋で筑前國宗像城に赴き屢々少貳頼尙と戦ひ、十一月五日小倉城の敵を追落す。一方豊田太郎左衛門種本は直冬に應じ小野氏の本據光富に楯籠るを以て、十一月十三日厚東武通小野資村來り攻む種本敗北す。古文書

觀應三年南朝正平七年十月十八日豊田種長歿す、一ノ瀬長願寺に葬る。系譜墓銘其嗣明かならず。是歲二月廿六

日足利直義が尊氏に殺さるゝに及び、鎮西の諸將多く直冬に畔く。十一月十二日直冬戦敗れて一時豊田城に隠れ、潜に菊池氏に通ず。少貳も亦、菊池氏を憑む。直冬長州に在りて吉良石塔二氏に頼りて遂に南朝に歸順し、八年總追捕使となる。後鑑、關太曆九月廿二日直冬大内氏の氏寺たる氷上山興隆寺を以て祈願所となす。以て大内弘世と共に北軍に當る當時の情勢を察すべし。

某年大内弘世豊田城に迫る。豊田某戦敗れて八道村ヤダに奔り、桃ノ木河内の山中に潜匿す、敵兵追至するを以て遂に自刎して死す。三郎左衛門某降伏せり。長門舊族志弘世の豊田氏を攻むること年紀知れず。中國治亂記に云、

其後元弘建武の亂に大内介弘幸其子弘世父子宫方に盡忠戦貞治の頃は、弘世は又將軍家へ參りければ、長門に厚東と豊田と周防に山口なんご申宮方の大名有て數年の合戦ありければ弘世悉令追討す。次第に大身になり長門周防石見三ヶ國を討取給ふが云々。

と見えたれど、此書を悉く信ず可らざることは既に山口大内氏の條に言へり。正平七年には大内弘世南朝に歸順して頻りに北軍と戦へり。豊田氏は六年より直冬黨なりしが、七年十一月直冬の南朝に歸順するに及びて、共に歸順したりと考へらるゝものあり。此事若真ならば周防の大内氏とは與國の關係にあるを以て、争戦すべきに非すと考へらる。大内弘世の長門進出は何年に開始せられたりや知れずと雖も、厚東系圖によれば、十年に北軍厚東氏を討ち、又、十二年長門國一宮住吉神社に朝敵退治の祈願狀を納め、十三年厚東氏の居城霜降城を陥れて義武を追ひ、遂に長門國守護職に補して長府に入部せり。十四年厚東氏の殘黨を國府四王寺山に攻て厚東某を斬る。正平十八年北朝貞治二年北朝に降り

て更に周防長門の守護職に補す。故に此間にありて大内弘世豊田氏を討ちたりとすれば、豊田氏は厚東氏と同一北朝方なりと云はざる可らず。之に反して正平十八年弘世が北朝に降れる已後に豊田氏を攻滅したりとすれば、豊田氏は南朝方なり。長門の巨室厚東氏が、正平十八年弘世の北朝に降りて長門の守護となれるを憤りて歸順し、菊池氏に頼りて正平の末年迄纔に舊領の一部を保有するに過ぎざるの時に當りて、豊田氏が豊浦郡の北部掌大の地に據りて豊田城を保ちたりとすれば、其忠其勇大に稱揚に値ひすと雖も、中國治亂記の記事矛盾撞着多きを以て證となす可らず。豊田落城の年代尙、よく考ふ可し。

大内盛見署判氷上山興隆寺一切經勸進帳民部少輔豊田儀種大和守豊田義種あり。菩提院堂供養舞童同諸役人次第に舞童豊田殿長法師丸あり。經覺私要鈔應仁元年大内政弘上洛陸衆豊田殿あり。

【大館常興書記抄】

一諸大名被官少々交名之事

大内殿内 陶。豊田。杉。神田。(弘) 廣中

と見ゆ。文明十八年七月十八日大和入道元秀豊田郡一ノ瀬五十石の地を賜ふ。子孫連綿せり。

矢田

西市町の大字地なり。周防國吉敷郡八田郷あり、今矢田の名に遺れり、是等古へ矢田の部曲の居所なるべし。策彦和尚の初渡集に天文八年三月九日今夕矢備著岸。○中矢田備前守恵以德地一東關硯一面とあり。集中矢田備前守の名屢々見えたり、恐らくは此地の住人なるべし。由來書云「往古矢田新

左衛門尉宗氏と申仁當所御領主にて有之たる由云々」と云へり。

普濟寺 舊址西市町字殿敷の長正寺町。

臨濟宗。山號大武山。開山開基創建年代等知れず。寺傳に朝倉家最初の牌所とするは、後の妙榮寺に對して云へるなり。陶弘詮父弘房より右田弘篤の遺跡を承けて右田と稱し、後陶に復す。吉敷郡朝倉の地を領するにより朝倉氏とも稱したり。文明永正の間殿敷村を本領とし諫訪山を居城とせり。而して寺は明應五六年の比、住持景播墮落によりて沒收し寺領山林先知皆檜原村妙榮寺に附す。

【普濟寺歷住略傳】

檜原村 泰雲院所藏

大武山之號。全當院非往古之山號。往古有大武山普濟寺。至于今存舊蹤也。則和田孫兵衛之宅地也。故謂南畔之川於普濟寺川。普濟寺素臨濟也。朝倉家最初之牌所而寺領於矢田村。傳寄附焉明應五六之頃住持景播墮落之後。及寺家斷絶。寺領山林合先知。寄附于當山之墨附明白也。寄附狀之文二件並書寄附妙榮之趣。雖有文字之磨滅。略明之。其後依大内陶兩厦之亂。知領都沒却矣。普濟寺者明應中雖及。寺家斷絶。其徒景紹首座預免地三ヶ所之事。又詳于墨什也。予按之其免地亦陶之亂後有乎無乎相似。雖然其空坊乍廢而看坊交勉。而至天正之末。護情景紹預地之餘力。而欲復一寺。而力不足。就中蘭叔自立朝倉家之牌。最雖勉之。時不待人。叔後日相衰。終爲雨露。廢絶矣。略治國之後蒙府君之恩命。復舊榮者實開山之宿福乎。云々。彼普濟寺空坊破却之趣。村民不忍視之。叔造仕之具并佛具位牌等緝于當山。且見其具。莫訝之。總存近村老父之口碑也。故以叔配前住者非也。

妙榮寺 西市町大字檜原。

曹洞宗。山號金剛山。本尊釋迦如來。右田弘詮の母は仁保盛卿の女にて、法名保安寺殿華谷妙榮大姉と號す。弘詮の兄弘護の本領富田には既に其菩提寺たる保安寺あるも、弘詮亦、其本領所たる檜原村に妙榮寺を創む。其時從來の菩提寺普濟寺を廢絶し、其舊領を本寺に寄附す。

【所藏文書】

寄附

屋田金剛山妙榮寺敷地

濟寺領等事

○中略

明應七年戊午□月廿八日

兵庫頭弘詮(花押)

【九州道の記】細川幽齋

(天正十五、五)

十一日瀬戸崎を出て、大寧寺大内義隆の果てられし所と聞きし程に寄りて一見し、夫より深山を分けこえて同國妙榮寺といふにとまりぬ、住持の和尚出られて、終夜佛法の物語などありて、其つとめての朝出て行くとして

かたちなきゆめてふものを心とも法の庭に伏してこそ知れ

心法無形通貫十方とやらん云へば思ひよれり、きこえ難くや。

承應元年十月十世祐達和尚の時、領主の命により小早川隆景を追請して開基となし其法號によりて寺

號を轉じて泰雲院に改む、明治の改正に妙榮に復す。傳寺

栗原郷

和名鈔久利八良と訓す。栗野村、田耕村、殿居村、豊田中村(稻見を除く)の邊郷名を闕ぐ恐くは此郷域なるべし。

牛見庄

殿居村大字殿居鎮座殿島神社文安五年の再建棟札に「長州豊田郡牛見莊殿井郷」とあり、矢田村西慶寺天文年間創建、四世宗琳の代、寛永二年八月二日寺號免許の鐘銘にも牛見庄と見え注進案に牛見庄本郷殿敷村とあり。按るに庄園の本郷正しき稱呼に非らず。今神田村特牛、楨等牛牧に因れる名にて、此邊に牛見を以て稱する一部の庄園ありしが、後に西市町の殿敷村邊迄も籠めて豊浦郡北部の汎稱となれるなるべし。吉敷郡賀保郡の故地たる嘉川江崎の邊迄も注進案に楨野庄とせるが如き類にて、眞の莊園にあらず。又長門國志に矢玉特牛肥中三村の邊の總名なりとすれど、是よりも廣かりしは前に述ぶるが如し。

田 耕

當に太須岐と訓むべし、今田耕村是なり、栗野川貫流す。正慶亂離志に云「正慶二年三月十一日伊豫水居津に付て同日申時に、やがて寄て同十二日平井城に被討人々、長門國分中略一タスキノ三郎若黨已上四十一人。三月廿三日自長門早馬到來中略田スキノ入道未與州にあり云々。」と見ゆ、此地の住人なり。本村八幡宮長祿三年三月棟札に地頭豊田田耕忠種と見ゆ、亦、豊田氏の族なり。

五所原 蒙古の兵五千人を斬殺せし所と云ふ。蒙古塚と名づくるもの二あり、一は蒙古の首或は手他

は蒙古の腹を埋むと云ふ。又、ツギ石と云ふあり。蒙古の將を三段に斬りたる印の石なりと云へり。
栗野村

元徳二年十月廿八日上野前司北條時直長府申崎若宮への寄進狀當國栗野村とある是なり。栗野川貫流す。

第三章 美禰郡

美禰郡

兩國國中海に沿はざる唯一の郡なり、郡名嶺の義なる美禰郷名を負へるなり。氏族制度の時代美禰厚狹の地方一國を建つべきが如しと雖も徵證なし、故に豊浦郡と合せて其境域を以て古への穴戸國に擬す。大化の新政に下して郡となす。寛正二年大内家壁書、山口より分國に至る行程日數、美禰郡一日但厚保一日路半請文八日とす。

和名鈔六郷

美禰。渚鋤。位佐。佐美。賀萬。驛家

町村制二町十一箇村

大田町・綾木村・眞長田村・秋吉村・岩永村・伊佐町・東厚保村・西厚保村・大嶺村・於福村・別府村・共和村・赤郷村

美禰郷

大美禰庄

和名鈔岑と注す。即ち美禰は嶺の義なり。郡家を此に置く、郡名是に因る大嶺村古郷域なり。今東分西分北分奥分に亘る。古へに石清水八幡宮寺領大美禰庄あり。庄域村内の何れの部分なりや、又、其開發年代等明かならず。後には郷域をも併せて大美禰庄と稱す。

【石清水文書】八幡宮寺領

御判 右大將家頼朝

長門國 大美禰庄

元暦二年正月九日

元弘の比、大峯の地頭由利氏あり。三年三月石見の官軍吉見義行三千騎を率ゐて攻下るを以て、北條時直の命を受けて廿九日より數度大峯に戦ひしが、俄に變心して厚東氏伊佐氏^{佐々木}等と共に歸順し四月一日高津道性に力を戮せて國府の探題館を攻めて遂に北條時直を奔らす。

【正慶亂離志】

正慶二年三月廿四日如^三風聞^一者。北國より高津道性を大將として。十ヶ國兵を相具。長門と石見との堺三隅と云所まで責下云々。

廿九日長門より早馬到來。石見國より吉見殿を大將にて三千騎にて向間大峯と云所に豊田厚東以下勢を被^レ向廿九日卯尅に矢合由告來。

四月分

一日彈正次郎兵衛尉去月廿八日長門に越之處。今日歸參畢。長門の大峯にて合戦及^三度々^二云々。

同日自三門司關三川殿に告申云。長門國厚東由利大峰地頭伊佐人々興三力高津道性去一日辰時押三長門殿御館一畢。

大嶺東分之を上領下領に分つ。上領に上領八幡宮、下領に下領八幡宮あり。下領八幡宮所藏永和元年三月廿二日文書に大嶺庄預所肥前前司の名見ゆ。法華經音義上奥書に云

貞治四年乙巳正月十八日於花洛東山元應國清寺記之比丘心空

永正九年壬申二月日大嶺庄上領孝專庵玉室不嫌惡筆處守廣寫云

と見ゆ。上領山古城跡記云、末武越後守朝範居とす。氷上山興隆寺一切經勤進帳由利伊豆守尙詮、應永十八年の文書に由利伊豆入道中嚴とあるは同一人にて此地の住人なるべし。文明の比、杉氏大嶺を知行す。十二年九月宗祇法師山口を立ちて赤間關を經、筑前國處々を經歷して、十二月また山口に立還るとて大嶺に杉美作入道を訪ひ其山莊に三宿を經たり。

【筑紫道記】

(文明十二年十二月九日)

今日は諸ともに杉美作入道の山家。大嶺といふ所につきぬ。山里の主人風流にして固より面白きわたりを優しく住みなし。庭には梅櫻を盡し。色草をあつめて。心を遣れるさま。都にもかゝる所侍らんやは。霜おき迷ふ菊の籬。まして此の頃盛なれば。見どころ多きに。散りまがひたる木の葉の色も艶なり。つとめて一座あり。おもしろく繪かけ花立て空焚して。下繪よき程に書きたる懷紙なごいづれも心ある所に。發句の拙きぞ本意なく侍りけるにや。木からしを菊にわするゝ山路かな

一巡する程に竹林亭とて道にすける人。かねて契りしを違へず來らる。さる人なればいと會の興一入なり。又の日は基うち物がたりなごして。夜に入り香など互ひに聞きあひて。土器よき程にとりかはし。いと心留まり侍れば。つとめて心空に立出づるに。道あしき山なればとて。輿の用意又淺からぬ志になん。

殿山

麥ヶ小野に在り。注進案に云「大内家之幕下川越太郎左衛門尉隆祐といへる人の居城にて有之由」とあり。又、同村真宗寶林山西音寺の傳に「當寺開基大内義隆公の幕下に而川越太郎左衛門隆祐と申者出家して法名祐西と改天文年中一字建立仕候由申傳候事」と見ゆ。按るに、正慶亂離志に「如風聞長門國厚東・秋吉・岩永・由利・伊佐・アツ・マツヤ・河越・アサ皆參先帝御方云々」とありて河越氏王事に勤め、貞和四年河越安藝權守厚東氏に屬して高師康に従ひ河内に轉戦す武久累世殿山に居り文書隆祐は其後裔なるべし。又、大内義長亡びたる後、大内家を再興せんとて、其殘黨河越伊豆守草場越中守小原加賀守等義隆の遺孤問田龜鶴を奉じて弘治三年十一月十日兵を擧げて山口障子岳に據る。翌日山口來遊中の内藤隆春杉松千代と俱に撃て之を破り、龜鶴及び草場小原の二將を斬る。此河越伊豆守證左なけれど、必ずや此地の住人にて義隆の薨後義長に屬したる人なるべし。

鹿野

延喜兵部式、諸國驛傳馬、長門國驛馬阿津・鹿野・意福・由宇・三隅・參見〇中各三疋と見ゆ、山陽道と山陰道とを連絡せる小路の驛傳を掌る。鹿野驛家式の序列によりて按るに、美禰郷に在り、名義

鹿群の棲息するに因る歟。周防國都濃郡にも鹿野あり、或は鹿の字麻の草書に依て謬を來せるとなし。赤郷村小野小野を麻野に作るに擬す。然れども麻の鹿に訛れる證なし、況んや小野は阿津鹿野意福由宇と傳ふ驛路に外るゝること大なるに於てをや。山陰山陽の脊椎をなせる中國山系の餘波大津美禰兩郡の分水嶺をなす。郡界大峠あり、厚狹より由宇に至るの間、此峠を除くの外は帶狀の平地南北に直通し、其東にも西にも山岳連互す。山河自然の形勢を考ふれば、赤郷村小野の驛路に非ざること言を俟たずして明かなり。

鹿野神社

文德實錄に云「仁壽元年十月己亥朔丙午長門國鹿集福賀磨能峯壬生四神並授從五位下」と見えたる四神名を、鹿・集福・賀磨能峯・壬生と訓むべく、鹿の下に野の字を脱せるにて、鹿野神即ち大嶺東分鎮座下領八幡宮なること穴戸眞徴の考あり、從ふべし。此神社は實に鹿野の地に鎮座ありて、鹿野を以て神號とせられたるなり。然るに鹿を以て麻の謬りとなし、又、式の鹿野驛家をも麻野の謬りとなして、近藤清石麥小野の地を古驛に充て、麻野神社麥小野より遠からずとす。其麻野神社といへるは、今磨能峯神社の相殿と成り下れる元の下領八幡宮をさせれど、神號を麻とするは非なり。近藤說厚狹郡二處郷の條にも掲ぐる如く、美禰郡の地をも古への麻ノ國の一部とし鹿野神社、鹿野驛家皆麻野に改めんとするなり。孝徳記に穴戸國麻山と見ゆるのみにて別に古へ麻ノ國ありし徴證何れにありや、又、饒令麻ノ國あればとて漫りに鹿野を麻野と變改す可きにあらざるなり。文德實錄の四神名を長門名所雜記に鹿集福・賀磨・能峯・壬生とす。又、或說に鹿集・福賀・磨能峯・

壬生とす。大日本神祇志、栗田寛神祇志皆此或說と同じ。是によりて大嶺東分鎮座下領八幡宮の地に磨能峯神社鎮座ありしと思ひ謬り、申請して其神號を以て縣社となし、古への鹿野神の何時しか祭神を忘られて下領八幡宮と稱へ來りしを、却て相殿に祀り、磨能峯と稱する無意味の神號を立つるに至れり。

賀萬郷

當に加末と訓むべし、共和村別府村古郷域なるべし。上嘉萬八代を合む・中嘉萬・堅田・下嘉萬・青景に亘る。嘉萬上郷を以て本郷とす。上郷に大領田あり、美禰郡大領職分田の謂なり。町村制に嘉萬上郷・青景を合せて共和村とす。上嘉萬・中嘉萬・青景に亘る。堅田・嘉萬下郷を合せて別府村と稱す。

賀磨能峯神社 祭神知れず、文德天皇仁壽元年從五位下を授けらる。共和別府兩村と大津郡澁木村との境は即ち嘉磨ノ峰なり、花尾山權現あり、今、花尾神社と改稱す、澁木村八幡宮攝社となれるが、是則ち賀磨能峯神社の社號を失ひて遺れるなるべし。

青景村

今、共和村の大字地なり。青景五郎太郎此地の地頭職なり、在名を以て氏とするなり。貞和三年十二月十四日高師直京都を發し河内に向ふ師守記。四年正月師直師泰楠木正行と四條畷に戦ふ、正行戦死す。四月二十六日師泰河内國天野二王山に戦ふ、九月四日又、南軍と河内に戦ふ和田文書。太平記卷第二十六正行參吉野事の條に「今は末々の源氏國々の催勢などを向ては可叶共不覺とて執事高武藏守師直越後守師泰兄弟を兩大將にて四國中國東山東海二十四箇國の勢をぞ被向ける。軍勢の手分事定て未一

日も不_レ過に越後守師泰は手勢三千餘騎を率して十二月十四の早旦に、先淀に著く。是を聞て馳加はる人々には武田甲斐守、逸見孫六入道、長井丹後の入道、厚東駿河守、宇都宮三河入道、赤松信濃守、小早河備後守、都合其勢二萬餘騎淀羽束師、赤井、大渡の在家に居餘て堂舎佛閣に充滿たり」と見ゆ。青景五郎太郎厚東駿河守の手に屬し高師泰に従ひて南軍と河内國に轉戦せるにて、長門國住人永富忠季子息季幸河越安藝權守眞鍋新左衛門尉齋藤彌太郎等の從軍したることも次の文書にて知らる。

【武久文書】

長門國永富紀藤太郎忠季子息季幸申_ニ軍忠_ニ事。

右令_ニ拜領_ニ河内東條發向御教書_ニ之間。去年十二月廿七日自_ニ京都_ニ御供仕。雖_レ爲_ニ一日_ニ不_レ避_ニ御陣頭_ニ。迄_ニ于今年九月四日五日_ニ數ヶ度御合戦毎度捨_ニ身命_ニ致_ニ軍忠_ニ之段御存知之上。河越安藝權守、青景五郎太郎、眞鍋新左衛門尉、齋藤彌太郎以下人々皆以被_ニ存知_ニ之上者。早賜_ニ御判_ニ爲_レ備_ニ後證_ニ言上如_レ件。

貞和四年十月日

正印依_ニ所勞_ニ在京之間加_ニ判形_ニ

源 武 守 (押字)

氷上山興隆寺所藏享祿二年十月廿八日文書青景別府の地あり。正任記文明十年十月一日條、青景小太郎弘郷あり。十八年大内義興上宮社參目錄に弘郷の息鶴一あり。青景村字殿河内小島城山山頂平地、山八分に馬場の跡あり。注進案に青景越前守隆時の城跡と云ふ。是則ち青景氏累世の居城なるべし。青景隆著初め右京進、後越後守となる。天文十七年三月十六日從五位下に叙す。十八年九月備後國神

邊の村尾の城督となる。隆著杉重矩と隙あり、重矩また陶隆房を惡み、數年隆著隆房二人を其主義隆に讒す。十八年正月重矩、隆著隆房が事を相良武任に語る。既にして武任が之を隆著隆房二人に漏さんことを恐れ、意を曲げて隆著隆房に交り、會て已れが讒せしことを以て武任に出づると詐はり之を隆著に告ぐ。隆著信せず。八月家人早河藤左衛門尉を遣はし之を武任に詢ふ。武任深く慮る所ありて知らざるを以て答ふ。是に於て隆著愈々武任を恨み、遂に重矩と心を合せて、武任を隆房に讒し、遂に隆房をして反逆せしむるに至れり。古文書。武任申條々。言覺覺書。按るに陶隆房は初より叛意ありて叛せるなり。相良武任を怨むの故を以て反逆すと云へるは當らず。青景隆著亦、眞に武任の讒を畏れ、之を惡むものなれば、武任が失脚して筑前國に奔るに及びて、翻然悔悟して隆房と絶ち一意其主に忠なるべし。然るに事是に出でずして終始隆房に隨逐す。其不忠不義の精神掩ふ可らざるなり。然れば義隆記大寧寺最後の條に云

(前略)判官ノ歌ニ義隆ノ後ノワカヲミテカシニ書テ讀置玉フ(恐有誤脱)

見ヨヤ玉煙モ雲モ半天ニサソヒシ風ノ音モ殘ラズ

ト讀テ、血ヲ以テ一切經ノ表紙ニ書置ケリ、又傍輩ヘノ狀一通、其狀ニ曰ク

上様御事不_レ及_ニ是非_ニ候、涯分御取退候様ニ令_ニ了簡_ニ御乗船候、御運ツクル故ニ候ヤ、惡風吹來ルニ依テ大寧寺ヘ漕歸リ、令_ニ供御_ニ御腹切ラセ申、各悴腹仕候、隨分ノ御届候、當時ノ姿ハ可_レ爲_ニ不忠者_ニ候歟、旁御身躰令_ニ推察_ニ候、我等類初一念ノ故ニ依テ老母妻子可_レ及_レ耻事、無念至極候、就_レ中尾和兵庫允、三浦將監土様ヘ矢ヲ射掛被_レ送候、本意之儀候哉、萬端可_レ待_ニ來世參

會候之條、獲麟一句閣筆候、恐々謹言

天文廿年九月朔日

岡部 隆景 在判
天野 隆良 在判

小笠原 安 藝 守 殿
青 景 越 後 守 殿
吉 田 平 兵 衛 尉 殿
貫 下 總 守 殿
仁 保 右 衛 門 大 夫 殿

此人々ハ何クマデモ御供申届ヲ致スベキ者成ガ淺猿々々、左様ニモナキ故ニヤ狀ヲ遣事ニ候。と見えたり。青景隆著は弘治二年月日不詳某地に於て戦死せり。

青景銀山 元和七年正月毛利輝元三井但馬守に與ふるの書に云「青影河原兩山之方少にても請手無之由候先三吉に申付其上少々立銀を以ても望手於レ有之は預け可レ遣事」とありて其比不振の状態にありしものゝ如し。

出水川 青景村字小野の山麓岩窟より湧出し、十七八間西流して本川に合す。川幅凡八尺計、此水晴雨に拘らず、時として元の岩窟内に逆流して本川の水をも吸寄するなり、如斯事半時計にて其後はまた果して常より多く湧出で溢水して道路をも浸すに至ると云ふ。注進案

賀萬別府

開發年代知れず、應永三年五月大内義弘賀萬別府公文名岩松吉枝を以て毎月一日經書寫料所として山口香積寺に寄附したること見ゆ。本村中村某所藏天正十六年文書に賀萬別府の地名見ゆ。天保の注進案に堅田村・下賀萬村あり。共に嘉萬村の宇地たり。廢藩置縣に此二字地を合して賀萬下郷村と稱し、町村制に別府と改む。別府村は別符の譌にて、別符を下して開拓せしめられし地を謂へるなり。

壬生神社 別府村字堅田鎮座

祭神高竈神。神功皇后。仁徳天皇。文徳天皇仁壽元年十月從五位下を授けらる。毛利氏八箇國時代分限帳に壹石五斗六升嘉萬壬生八幡と見ゆ。社坊六宇ありき。今、潤生ニフ明神と稱ふ。

位佐郷

和名鈔井左と訓ず、伊佐町古郷域なり。河原河原町伊佐市に亘る。

位佐庄

石清水八幡宮寺領位佐庄あり、伊佐村一部の地なれども其區域及び立庄年代明かならず。

【石清水八幡宮寺領】

御判 右大將家頼朝

長門國位佐別宮

元曆二年正月九日

【高野山寶簡集】大塔雜集一

備後國太田庄嘉禎檢注目錄

一請所在所

一所長門國イサノ庄使者等乘三尾道浦馬次郎(今者死去)船一下向。其使内一人者當浦百姓藤三郎入道云々。

道 空(花押)

伊佐別府

伊佐町字伊佐南邊の山地是なるべし。建久四年宇多源氏佐々木秀義の子定綱長門國守護となりて伊佐別府を領し、七男行綱之を傳領す。子孫蕃衍して皆伊佐氏と稱す。行綱の子頼綱伊佐別府兩名の内、末光國貞兩名を傳領す尊卑分脈。元弘三年二月長門探題北條時直防長の軍勢を率ゐて伊豫國に侵入し、三月十二日星ノ岡に於て土居得能氏と戦ふて大敗し、纔に身を以て逃れ還る。此役佐々木八郎入道父子若黨己上十一人戦死す。尋で石州の官軍高津道性等大軍を率ゐて長門國に攻下るを以て、諸勢時直の命により廿九日より數度大峰に戦ひしが、厚東由利大峰地頭伊佐の諸族歸順して高津道性と與に國府探題館を襲ふて時直を奔らせ、秋吉・岩永・厚・松屋・河越・厚狹の諸族亦、悉く歸順す正慶亂離志。南原寺所藏建武二年六月十八日文書伊佐別府南原寺領田畠等並山王御節供祭田佐々木直綱寄進也と見ゆ。應永十四年大内盛見署判氷上山興隆寺一切經勸進帳に伊佐掃部助秀清あり。看聞御記永享三年七月廿三日の條六月廿八日大内盛見筑前にて戦死此時大内家人卅人討死交名中に伊佐筑前あり。大永八年五月廿八日大内義興伊佐千代菊に、伊佐別府四十石の地を領せしむ。右の地は叔父彦七名代の時、課役不動により沒收せられたるも、祖父掃部助正佐忠節の賞として還補せらるゝ所なり。伊佐町字伊佐の萬倉地

に古城山あり。生目山イキメとも云ふ。伊佐氏の據る所にて山上に乗馬場と名づくる地あり。此山に伊佐氏の古墓あり。又、字牛明ウシアカにも佐々木の森とて古墓あり。

南原寺 伊佐町大字伊佐の徳定

眞言宗。山號櫻山。本尊觀世音菩薩。寺傳云「聖徳太子佛法弘通の爲、諸國靈地を撰びて四十六箇の伽藍を建て、一千三百の僧尼を度す。此嶺其隨一なり。其後花山法皇回國巡禮あらせられ、長州の勝境を尋ねて、此靈跡に於て手づから十一面の尊容を刻ませらる。時に正暦二年也。既にして歷代聖主淑信ありて長門の鎮護となす。是故に四條天皇綸旨を賜ひて、此嶺の近里を多く當寺に寄附し給ふ。寺は始め難波羅と號し、花山法皇御廟あり。毎年不退如法經二季に之を納る。經筒今に存す」とあれど、南原寺所藏大永七年五月十三日大内義興文書に享徳三年三月十三日炎焼の時、代々證文等紛失とありて、往古の事考ふ可らず。花山法皇御陵と稱するものは、本堂の後山にあり。其上に五輪塔ありしが、之を其西方に離して遙拜所とし、天保九年玉垣を造れり。御陵と稱するは徑三十間の土壇上に、更に二十五間と二十間の土壇重なりて三段をなし頂部には一面に河原石ありと云ふ。何時の代に營築せしか知れず。建武三年の佐々木直綱の文書に毎年二月八日花山法皇御忌日秘密法會在之と見ゆれば、由來甚だ古きを知るべし。法皇御陵の事は容易に信す可らざるも、古來法會を修するを見れば全く其資縁なしと謂ふ可らず。南原寺文書、徳定の岡田修平氏之を保管せり今其一部を左に載す。

○長門國伊佐別府南原寺領田畠等並に山王御節供祭田同末寺等事

- 一所 永谷貳町九段半 寺家開發所也
 - 一所 國末壹町
 - 一所 筒桶壹町三段
 - 一所 兩石八段大
 - 一所 鍛冶屋八段
- 已上公家武家御祈禱長日不斷顯密之行法料田也
- 右佐々木直綱寄進也

建武二年^{己未}六月十八日

^(不用)一鎮守山王御節供祭田坪付事

- 一關東の御寄進万倉郷内七段事
- 每年正月一日御祭在之

- 一所 貳段胡桃坪三月三日御祭在之
 - 一所 合坪貳段半卯月初申御祭在之
 - 一所 西田井二反同卯月後申御祭在之
 - 一所 矢口二反五月五日御祭在之
 - 一所 中村二反九月九日御祭在之
 - 一所 於福西一反半六月會如法道場造花田也
 - 一所 大峰三反並於福東一反於本堂每年正月二日修正會並每年十二月佛名會領料田也
- 南原寺之末寺所々同免田畠等之事

一鳴瀧寺院内

- 一所 堂前二反 堀田也
 - 一所 三反本免芝無庄司作分
 - 一所 畠二反松岡 二季彼岸燈明料也
 - 每年初春十二神將供同修正會等在之
 - 一阿彌陀堂院内 一所三反小狩寄檜多和岸本
 - 每年二月八日花山法皇御忌日秘密法會在之
 - 一地藏堂院内 一所四反湯屋迫 一所兩石
 - 每年正月廿二日修正會等在之
 - 一法華堂院内 一所四反山多和同護法免 一所在之
 - 每年四季法花讀誦在之
 - 一光照寺院内 一所二反米光名之内一反後迫
 - 每年正月五日修正會等在之
 - 一御影堂院内 一所三反山中守行名 同一反半 一所桶草峠參段小并野畠等
 - 每年二季彼岸法花經二部書寫在之
 - 一於福小杉寺坪付在別番
- 右彼所々在所依爲南原寺末寺而修理興行其諸役等不可有懈怠處也

建武三年^{丙子}六月日

佐々木直綱判

(端欠)

一八月十六日若宮殿御祭禮御供等勤行在之

一九月九日山王御供等勤行連歌在之

一小社右同前也

一十二月廿五日御供等勤行連歌在之

一小社等右同前也

右爲天下并大檀那御祈禱年中無怠慢所致勤行如件

建武三年^{丙子}八月十八日

僧都 聖海在判

聖德太子御誕生夏金光三年^{壬辰}正月一日

聖德太子十六ノ年一自百濟國林聖太子來朝

聖德太子御年四十三歲南原寺建立定居四年^{甲戌}歲至享祿二年九百十六年也

中谷坊

勢(花押)

西ノ坊

譽(花押)

東ノ坊

阿(花押)

谷ノ坊

雄(花押)

中ノ坊

宗(花押)

上ノ坊

任(花押)

○大内義興裁許狀

當寺事、去享德三年三月十四日炎燒之時、代々證文等紛失之次第、同廿日以連署之狀^{六坊加判}申旨無疑
賂物也、仍紛失判物事則可申請之處、飯田安藝守貞家^{于時寺奉行}終不遂披露云々、雖然於寺役者于今遂
其節之上者、云寺家、云寺領、任當知行之旨、領掌不可有相違之狀如件

大永七年五月十三日

左 京 大^(義興) 夫(花押)

櫻山南原寺衆徒中

大内義隆、義長亦、義興の前例を追ひて寺領を安堵す。天正十六年六月十七日毛利輝元伊佐の内三十
二石七斗餘足、畠錢貳貫文寄附す。寛永二年寺領浮米十石なり^{古文書}享祿二年文書六坊の名見え、大永
七年の文書にも六坊加判と見えたるに、何時しか廢類して、寺號は田畠の名のみとなり、纔かに小宇
の本堂・觀音堂・山王社・仁王門のみ遺り、年中行事退轉なく相續せしが、寶曆五年の大風に本堂庫

裏倒壊し、本尊諸尊洪鐘佛器世具に至るまで悉く打碎かれ、住職並下人共三人即死す。依て本堂再建ありて、先住入院す。明和七年十一月寺主英峯復興請願の時、破損の本尊以下の修理品目左の如し。

本尊大日如來聖徳太子作 不動明王弘法大師作 十一面觀音法皇御建立 一刀三禮 脇立不動明王同上 同脇立毘沙門天同上 二王同上 大

黑天同上 同弘法大師木像・中興開山花山院尊影御長一尺・兩界曼荼羅・釋迦藥師愛染水天摩利支天

四所明神已上 護摩壇・脇机・壇道具・護摩器・前具・御祈禱道具

今や全く衰廢して本堂一字を存し、本尊を觀音菩薩とせり。明和の本尊大日如來とし、注進案天保十三年 本尊不動明王とし、觀音堂の本尊を花山法皇彫刻の觀音菩薩とせり。諸堂頽廢して本尊さへも變轉せるなり。

徳トク 定チャウ

徳定の民の由緒書に云、花山法皇遣臣の裔なりと云へり。世々陰陽道と醫藥を以て生業となし防長兩國は勿論遠國迄も巡回し、世に之を下醫者と稱へしと云ふ。寶曆二年より置藥の法を創め諸國に頒布す。天保十三年の風土注進案に伊佐賣藥師三十二軒あり。本間内田の二氏より分るゝ所にて、農家の副業とせり。其顧客は株となりて之を賣買せらる。近年衰微して、昭和五年製藥戸數六、從業者十六人。煎藥散藥丸藥膏藥等全額二千八百圓に過ぎず。

意福驛家郷

和名鈔に郷名を闕ぐ、今補ふ。當に於布久と訓むべし。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬意福三疋と見ゆ。美禰郡阿津・鹿野・意福・大津郡由宇と傳ふ、山陰山陽兩道連絡の小路驛家を兼ねる郷なり。

今於福村あり郷名の遺なり。

大福庄

大福亦於布久と訓むべし、於福村の一部の地なり。立庄年代明かならず、石清水八幡宮領なり。菊大路家文書云「文明十三年三月室町幕府奉行衆下知狀に石清水八幡宮領長門國大福庄以前奉書を成さるゝの處當代官年貢令ニ無沙汰ニ太不可レ然所詮可レ致ニ究濟ニ云々」とあり。

阿津驛家郷

和名鈔此郷名を闕ぐ、今之を補ふ。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬阿津三疋と見ゆ。山陽道厚狹驛より阿津、鹿野、意福と傳ふ、山陰道に連絡する小路驛家を兼ねる郷なり。和名鈔驛家郷とあるもの此郷か若くは意福郷にて何れとも決し難し。阿津本と厚アツと一字に書きしを諸國郡郷名二字の制となりて阿津と改められしも民間には尙、舊に依りて、厚とも書かれしなり。

厚保

阿津郷名廢れて厚保あり。厚狹郡山乃井村松岳山正法寺所藏元亨三年九月廿二日同十月八日上野前司北條時直の執達狀に、厚六郎左衛門入道あり。正中二年三月二日の同狀厚六郎左衛門入道跡とありて、同建武元年四月十一日文書に前地頭尙種政忠とあり。正慶亂離志に「正慶二年元弘三年 四月四日アツ先帝後醍醐天皇の御方に參云々」と見ゆるは六郎左衛門の後なり。其北條時直に伊豫に従軍すること並に歸順して王事に勤むること大峯伊佐等の條參照すべし。文明明應の間長門小守護代厚安藝守あり、厚氏世々此地に住して地頭職を襲ひ在名を負へるなり。

舊藩に改て厚保村となす。廢藩置縣に厚保本郷・厚保原・厚保川東の三村あり、町村制に厚保川東・山中の二村を以て東厚保村とし、厚保本郷・厚保原を以て西厚保村となす共に阿津村と訓ず、保の字を訓まざれども之を存するは保制の遺なり。近藤清石の山口縣風土誌に「延喜兵部省式に阿津とある是なり。いつより厚とはなりけん○中 儲保字の添りたる蓋此厚入道元弘正中の文書に厚六郎左衛門とあるをさすが城を築けるに起れるにあらん歟。保は釋文に保縣邑小城同堡と見えたり。厚入道の城字本久に在り」と云へるは甚しき失考なり。此に云へるは、郷保の保なること言を俟たざるなり。

山中

東厚保村の字地なり、其小字堀越に殿屋敷あり、堀越左衛門尉の邸址と云ふ。小字根越に土井敷あり根越某の邸址と云ふ。此二氏地頭職なるべし。正慶亂離志に云「正慶二年三月十一日伊豫國水居津に付て同日申時に、やがて寄て同十二日平井城に被討人々、長門國分○中一山中七郎兄弟若黨以上十一人と見ゆ。長門探題北條時直に従ひて、伊豫の義軍土居得能の二氏と星の岡に戦ひて討死したる山中氏といふもの恐くは此地の人なるべし。又、其歸順して王事に勤めたるも他の長門諸族の行動に徴して疑を容れず。大峯伊佐の條參照。

沓野

西厚保村大字厚保本郷の内なり。厚狹郡厚狹町大字山野井松嶽山正法寺貞應二年十一月新券流記中に一所沓野當寺北坂本と見え寺領たり。嘉元四年六月院宣に北坂本沓野開發田と見ゆ。厚保地頭職朝尙押妨するを以て徳治三年九月廿七日尋究せしめらる。元弘三年正嶽寺三位阿闍梨賢圓京都に上り、前地頭

尙種、政忠等が濫妨に就き訴狀をなす。其趣旨前國司下知を加へらるゝと雖も、地頭等一向叙用せざるを以て、奉書の旨に任せ守護使相共に沙汰せらるべく國宣をなされんことを請ふにあり。依て建武元年五月廿六日國宣をなされ尙種政忠等の押妨を止め、下地を寺家に打渡さる。然れども尙、其後も亂妨已まず。明徳三年大内義弘在京の時院主之を訴へ、應永十五年八月院主律師長慶又、大内盛見に其宿訴をなす。同十八年四月廿九日由利伊豆入道中嚴の押妨を止め、下地を寺家に打渡さる。古文書文明十一年四月廿八日從二公方一御尋之時書進案文

原保内沓野村當知行分

平田六町六段大。内二町半廿歩

各二斗代

定田四町四段四十歩

分米捌石八斗郡帳前

厚美作守裏判在レ之。

年不河成除之

久喜郷

秋吉村岩永村眞長田村綾木村の邊一郷を立つべし、而して郷名を闕ぐ。和名鈔厚狹郡久喜郷あり、恐くは美禰郡の郷名混入する歟、今此郷名を前記諸村に擬す。按るに出雲國八東郡加賀潛門あり、懷橘談云、窟の内水のはやし事矢の如し、故に小舟に乗り櫓楫なくして行く事すみやかなり。數十間行きて東西へぬけ穴あり俗に是を潛門と云ふ。又、筑前國洞の海、口小にして奥廣く、地形洞門の如くなれば名づく。正字通に峒音は洞、山の一穴なり。又和名鈔に岫陸詞云、岫、山穴、似袖和名久木とあり。クキもクケも同語なり、秋吉村字廣谷鐘乳洞あり、古來瀧穴と稱し、其名最著はる。久喜の郷名

瀧穴に因る歟。記して以て考に備ふ。
秋吉

元弘の役秋吉氏長門諸豪族と共に王事に勤む、正慶亂離志に「如風聞長門國厚東秋吉岩永由利伊佐アツマツヤ河越アサ皆參先帝御方云々」とあり、北條時直に伊豫に従軍の事大峯伊佐の條參照すべし。

山口廢善福寺文書嘉吉三年八月大内教弘の下文に「一通同御判應永卅四七廿。長門國秋吉別府目畑覺道」とあり。注進案に秋吉村東西に分ち東分西分と云へり。

秋芳洞

秋吉村字廣谷の西邊に在り、古來瀧穴の名を以て聞ゆ。大正十五年五月攝政宮裕仁親王洞内深く探究あらせられ秋芳洞の嘉名を賜ふ。源を赤郷村植山に發したる小流は、釣水瀧の水を併せ、東流して沼川となり、同村碇にて白魚洞に吸入せられ、本邦最廣のカルスト地方なる秋吉臺地下を潜流して行くゆく小地下流と合し、西南方に向ひて流るゝこと約一里半にして秋芳洞内に入る。洞内延長十八町許山あり川あり深潭あり、加ふるに鐘乳石石筍石灰華等の奇觀相連なる、洞口は東面する高三百尺餘の絶壁下に在りて、地下流は此に至りて四段の瀧となりて現はれ、其聲鞞鞞として洞の内外に反響す。霖雨増水の時は殷々轟々耳を聳せん計りにて水柱横射し豪壯言語に絶すと云ふ。瀧水落ちて稻川となり、更に廣谷蝙蝠洞の水流及び温水の湧泉を併せ、南流して厚東川の上流をなす。此奇洞大正十一年三月天然記念物として指定せらる。

岩永郷

今、岩永村岩永本郷岩永下郷に分つ。元弘二年三月十一日長門探題北條時直に従ひ、伊豫の義軍と戦ひて敗死せる長門家人中に、岡部小六同孫六上下四人あり。正慶亂離志此地の住人なるべし。「正慶亂離志」に云「正慶二年四月四日如風聞者長門國厚東、秋吉、岩永、由利、伊佐、アツ、マツヤ、河越、アサ、皆參先帝御方云々」とあり。岩永は岡部氏なりと思はる。伊豫より還りて歸順せるなり。

【吉川文書】

長門國岩永郷岡部一族等跡同國三原大嶋并出雲國比伊郷等地頭職事爲勳功賞所充行也早任先例可致沙汰狀如件

正平十九年二月一日

吉河駿河守殿

花押

即心菴

天文の國難に大内義隆山口法泉寺を遁れ出で長門國に奔り岡部右衛門大夫隆景が在所岩永即心菴にて休息す。即心菴は本村八幡宮社坊眞言宗寺院なるが、永祿五年の八幡宮棟札に奉行即心菴永竺藏主とあり。舊跡岩永の字中村に在り。

【中國治亂記】

同廿九日義隆卿は岩永へ被退治爰は岡部右衛門大夫隆景が領地なりければ隆景御供して恩心寺誤にて御湯づけを進め奉り扱小荷駄を岡部才覺して夜明方に千戸崎瀬戸へ落し奉る。

【義隆記】

岡部右衛門大夫案内者にて綾木と云ふ所にて夫駄馬二疋奪ひ取り御兩人をのせ申し岩永の即心菴に著玉ひつゝ同晦日の夜は爰に御出あり。

大阪陣に内藤元盛姓名を佐野道可と變じて籠城す。元和元年城陥りて、元盛山城國大藪村鷲鷹寺にて自殺す。嫡子元珍二男元豊事に坐して京都に召致せられ、又、元珍の家臣都野惣右衛門駿府に赴き柳生又右衛門に就きて辯疏し、事漸く解けて元珍元豊國に還りしが、輝元猶、安んぜざる所ありけん。同年十月十九日内藤元珍は知行所富海にて、粟屋元豊圖書は同日知行所岩永村にて死を賜ふ。此日元豊は知行所々務古屋小左衛門の家にて自殺す。家人柿並太郎右衛門豊次殉死す。是等同所蓮花寺に葬る。厚狭郡吉部村荒瀧城の條參照

綾木

山口廢善福寺明應五年四月十五日文書、美禰郡綾木郷と見ゆ。吉田物語に「義隆も御歩行にて二條殿の若宮、御曹子を先に立綾木迄落たまふ」とあり。内藤隆春の女の妻元盛綾木二百石を給ひ綾木大方と稱す。元盛元和元年五月廿一日自殺の後、山内佐渡守元如に再醮す。其女子之を傳領して祖式七郎兵衛就吉に嫁す。

渚鋤郷

赤郷

和名鈔須々木と訓ず、赤郷村大田村古郷域なるべし、赤村、繪堂、大田、大田市等に互る。本村八幡宮所藏永和二年書寫一切經の跋に阿賀郷とあり。同明應五年經櫃及び毛利氏八ヶ國時代分限

帳に赤郷とす。舊藩に赤村あり、町村制に赤村及び繪堂村を以て赤郷村と稱す。

赤村字佐山に人民共有の升あり、天文九年の舊物にて、内法方五寸四分五厘強、深二寸強なり。一面に「奉守印天文九年かのゑね」一面に「山神升氏子繁昌」一面に「十一月十五日春道代令作之」一面に杉山(押字)と彫る。又、上箱あり、中央に「山神升上箱」左に「奉寄進杉山甚兵衛(押字)」右に「子孫繁昌祈所。寶永元年甲申五月十五日」の十七字を二行に彫れり。霜堤雜筆

毛吹草に云諸國名物長門國錢諸國參宮道者用之と見ゆ。寛永十二年先_是幕府古錢の通用を停止し是歲新錢鑄造を命じ、十四年正月赤村にて錢を鑄造す。注進案云「繪堂村字錢屋、當村の義は往古は錢屋千軒と申所にて、至て繁昌地にして錢鑄立渡世仕候所柄に候由、いつの比か相おとろへ當村軒數二十軒計も有之云々」と見えたり。

大田

常榮寺所藏國清寺傳來文書に、應永七年八月一日大内盛見長門國大田郷地頭職を同寺に寄進の事見ゆ。風土注進案云「日本書紀に穴戸直踐立所_ノ猷之水田名大田爲幣とある大田此地なるべし。今も豊浦郡一宮より散米を納めに來る、先本村を始めとするは古昔神領たりし餘波なるべし」といへり。長門雜記云「大田は住吉郷の内に在り。住吉神社のまします所を山田と云ふ、其所より南の方へ當れりといへるが今詳かならず」とあり。國史所見防長事考に云「穴門直踐立は豊浦郡豊東上村の大字楠乃村鎮座國幣中社住吉神社の舊大宮司山田盛實の遠祖にて、系圖に明立天御影命の裔速都鳥命の子とす、同上の大字秋根村の村社若宮神社住吉神社の攝社の祭神踐立にて、神功皇后の四十九年八月創建と云ふ。踐立が

裔山田を氏とすれば住吉神社に遠からぬ地とおもはる、美禰郡の大田は甚遠し、さりながら散米の事由縁あり云々」とあり。毛利氏八箇國時代分限帳十一石四斗一升、一二兩社長門美禰郡とも見ゆるに、長門雜記及び防長事考の説或は住吉神社鎮座の地につきて大田を其近き南の方とし、或は又、踐立の本居を山田村とし、大田を其附近に擬せんとす。未だ其何れが是なるやを知らず、併せ掲げて考に備ふ。

長登

今、大田町の大字なり。注進案云「金山の所にて、往古奈良の都大佛を鑄させ給ふ時、地金として當地の銅二百餘駄貢らしめらる、其恩賞として奈良登の地名を賜り其比、天領にて御制札にも奈良登銅山村とありし由言傳ふ。」と云へり。

【延喜内藏寮式】

諸國年料供進

胡粉廿斤。綠青廿斤。丹六十斤。

右長門國交易所進

と見ゆる綠青或は此地の所産ならん歟。毛吹草にも長門國銀銅長登綠青と見えて、長登村字瀧の下綠青の上品を産す。故に繪ノ具の綠青に瀧の下の名あり他の山より出づる綠青も上品なるは瀧の下と云へり。

つづらが葉山尻無山北平山銅山濱の宮山横野山花の山榧ヶ葉山烏帽子岩山大切山等皆近世發掘の銀銅

鑛山なり。

第十四章 大津郡

大津郡

舊阿武國あり。本郡其一部を成し、歟。或はまた別に一國を建てしかと惟はる、も國名所見なし。大化の新政に降して郡となす。向津具半島長く西北海中に斗出して、直に韓山を望み、内面深く灣入して泊舟に便なり、以て韓地往復の津濟とすべし、郡名蓋し是に因る歟。延喜主計式大津阿武兩郡浮浪人の調、採銅鉛料に充つ。寛正二年六月二十九日大内家壁書、從山口於御分國中行程日數事、大津郡二日一本二日路半請文十一日とあり。

和名鈔九郷

三隅。深川。日置。三島。向國。二處。神戸。驛家。稻妻

市町村制二町七箇村

仙崎町・深川町・三隅村・通村・俵山村・菱海村・日置村・宇津賀村・向津具村

三隅郷

和名鈔美須美と訓す。三隅村古郷域なり、通島之に屬す。上三隅中三隅下三隅宗頭三隅市豊原澤江等に亘る。延喜兵部式長門國驛馬三隅三疋と見ゆ、由宇三隅參見と傳ふ。山陽道と山陰道とを聯絡する小路驛家を兼ねるなり。此に内宮御神領の地あり。明曆三年坪付帳にシングウ神田神島等の名見ゆ、蓋

し其遺なるべし。

【神鳳鈔】伊勢大神宮造替遷宮
事曰食米處々注文

二所大神宮御領。諸國神戸。御厨。御藪。神田。名田等

○中略

長門國

内宮

三隅御厨上分
十石

上分とは、總御厨より段別に沙汰し、又は菓子御贄等を奉獻するを云ひ、或は武家人知行の在所の内より或は一町二町上分田を定めて貢進するを云ふなり。

三隅庄

初め三隅莊園ありて、後には郷地をも籠めて三隅庄と稱するに至りたるが如し。日向記に建久年中伊東祐朝長門國三隅庄を讓得たること見ゆ。正慶亂離志に「正慶二年三月廿四日如風聞者、北國より高津道性を大將として、十ヶ國兵を相具、長門と石見との堺三隅と云所まで責下云々」と見えたるは此地の事なるべし。同廿九日石見國より吉見氏大將にて、三千騎にて美禰郡大嶺まで責下る。北條時直豊田厚東以下勢を以て邀へ撃ち尋で歸順すること、其條參照すべし。

三浦氏所藏貞和二年十二月廿一日下文に、平子三郎重嗣可令早領長門國三隅庄六分壹矢部六郎左衛門尉跡地頭職事とあり。三年六月三日厚東武實請文に早河太郎二郎忠祐相傳之知行と稱して之を支ふるに
より遵行すること能はざるの由見えたり。

近江國瑞石山永源禪寺開山救謐圓應禪師寂室和尚行狀に云、元應二年天目中峰和尚の道華夷に振ふと聞いて、然可翁・俊鈍菴と共に入元し、天目山に登りて中峰和尚に謁し、又徑山の元叟・保寧の古林・鶴足の清拙・靈隱の靈石・般若の絶學・華頂の無見・天目の斷崖等の尊宿に參じ推辨を享く。嘉曆元年元泰定三年歸穢を理め長州に著岸して三角縣ミスマガタに居ると見ゆるは三隅庄を指せるなり。三隅留錫の期間知れず。

(註) 師、建武元年備後國吉津の平居士に迎へられて頼光庵に居る。元より還りて二十五歳を積み、備作の際に在りて、専ら頼晦を以て之に居る。觀應元年長勝寺の命あれども就かず。二年攝州の福嚴寺に僑居す。延文五年師歳七十一江州の太守佐々木氏頼、奥島雷溪の二境を獻す。其林壑の幽邃頗る素抱に愜ふを以て梵居を營繕す。既に成りて寺を永源と云ふ。康安二年天龍の勅を辭す。貞治二年建長の命を辭す。專使之を強ふ。潜に避けて伊勢に往き、事寝んで瑞石に還る。六年九月一日寂を示す。

三隅八幡宮大般若經第一卷跋に云「應永三十三丙午正月一日立筆之、長門國三隅慈雲庵、願主比丘中正謹書之、社入正長元年八月二十四日」とあり。寛正享祿の間、大内氏文書三隅庄と書けり。大内殿有名衆大内義隆代三隅彌二郎あり、此地名を負へるなり。

泪川。床ノ浦。床ノ海。袖湊。

注進案云「三隅川尻を泪川と歌にも詠候由申傳候」とあり。宍戸眞徴の考に云「兩國名所雜記に夫木抄文應二年毎日一首の中、醍醐入道、(歌)床の海に流れて落る涙川袖の湊にさわく名もうし。又、名所私記に夫木抄曰云々、袖の湊より二里北の方の三隅と云里の中に落る川を泪川と云、その川の末の海を床の海と云なり、俗に今とこのみと云ふ涙川を阿彌陀川と云へり。床の海に云々(歌上に見ゆ)右詞書文

應二年云々と申こと書入有之候、阿彌陀川は不承名にて御座候、とこのみは今も床の海と申地名則本川の末に有之候なごあり。床の海と云地名今當島宰判三見村の方にトコナミ或云トコナミと云があるは、床の海の轉りたるには非ざるか。名所集には床の浦、床の海を未勘國に入たれど、もと同所にて續古今集戀の二に、光明峰寺入道前左大臣、涙のみもろこし舟もよりぬへし身は浮沈むとこの浦波。此歌にもろこし舟を詠合せたるも此邊の地とすれば據あるに似たり。泪川の歌撰集に入りたるものあれど其は伊勢國なり」と云へり。

蒲ヶ臺

三隅村字三隅中村岡臺の別稱なり。爰に御曹子の墓とて、高八尺餘四層の塔あり、銘文なけれど土人の傳に蒲冠者又蒲殿範頼の頸塚と云ひ因て地名となれり。吉見家譜其系範頼より出づに云、「範頼の害に遭ふや、家臣當間三郎も亦殺さる。其子小太郎伊豆國より逃れて薩摩國に赴く。於海上難風に遭ひ、長門國仙崎浦に舟を寄せ此所に久しく住す。伊賀治村の住人廣田某が養子となり廣田小太郎と改む。郷侍の長となり近郷に武勇を振ふ。三隅村八幡宮の神臣と稱て近國の諸侍にも不隨側に一寺を造立して範頼の塔を立て如在是を崇敬す。到于今三隅村蒲繩手に塔あり」と見えれば範頼の供養塔なりとす。

深川郷

和名鈔布加波と訓す、瀬戸崎正明市東深川西深川板持等に亘る、古郷域なるべし。深川川之を貫流す。

深川庄

三條家莊園なり。深川郷の開墾を開發したるものなるべし。立庄年代明かならず。驛家郷及び深川郷

名亡びて郷庄及び俵山澁木をもこめて深川庄と汎稱せり。深川町飯山八幡宮所藏大般若經第一卷奥書に「長州深川庄爲八幡宮施入以十方自姿力此經書寫永徳元年辛酉四月廿六日云々」俵山村能滿寺所藏大般若經奥書に云「大津郡深河庄澁木村溪雲菴于時應永第八年」同所藏應永十六年二月十三日文書に云「大津郡深川庄俵山郷能滿寺免田云々」大日比浦西圓寺所藏寛正三年二月九日文書に云「大津郡深川庄天龍院領大比々御堂田一所一段分」杯見えたり。應仁大亂中三條公敦家領を失ひ、窮困の餘文明十一年四月十九日大内氏を頼みて周防國に下向す。後土御門天皇公敦在國の可否を將軍足利義政に勅問せらる。義政公敦の在國を不可とし、家領違亂あらば成敗せんと奉答す。長興宿禰記に公敦下國の事を叙して、「在京御勘忍難叶之間、令下向給云々。彼國聊有由緒之地一畝云々。末代無念之儀也」と云へり。大乘院寺社雜事記にも「轉法輪内府長門へ下向候。不可説々々々。其餘事可有推量候」と見ゆ。十三年四月十五日周防國に於て出家す。

【宣胤卿記】

(文明十三)五月十一日又聞、去月十五日於周防國前右府公敦出家、其義家中人尙以不知之、楚忽之儀也云々、(實量)父左府入道在京借屋息實香去年叙爵。

異本義隆記に深川落の事を叙して「三條殿公類は御知行の深川へ御出被成しを路にて強人參會討奉りけるとかや」と見え、又、湯本村に大寧寺の隱居地ありて向阿寺と號す。向阿は三條内大臣近衛大將實香公の法號にて其位牌を安置せり。實香公は公頼公の父なり。是等によりて深川の地が三條家の領なりしこと知らる。

鷺頭氏系圖に云弘忠初名盛範、孫三郎、肥前守、治部少輔、長門國守護代、文安五年庚辰二月七日爲二教弘一於長州深川被誅法名護國寺殿宗翁宗忠と見え、大寧寺は其建立する所にて、此寺に葬りたれば、鷺頭弘忠は三條家領たる深川庄を預れるにて子孫之を傳承せるなるべし。

深川村大字東深川の字正明市の北に龜山あり。西方を龜の首、東方を龜の尾、南方を城の上、北方を城の下と云ふ。高十三四間、周廻七町計、山上に矢倉升形堀の跡あり。由來書に鷺頭大和守興貞の居城とせり。大和守大内殿有名衆及び大内殿家中覺書に其名見えたり。又、大字深川湯本の字殿臺に城墟あり、注進案に大内の比、鷺頭某の古城なる由申傳候、サネの要害と申山有之云々と見えたり。

大寧寺 深川村湯本。

曹洞宗。山號瑞雲山。一に廬山とも云ふ、本尊釋迦牟尼佛。開山石屋真梁禪師。長州守護代鷺頭肥前守弘忠師に歸依して法要を問ひ新に一寺を創建す。師住山幾ならずして薩摩に還る。後其徒智翁永宗來て唱道す。弘忠大に喜び、寺基を今の地に移建し、佛殿山門僧堂庫院等皆完備す、寺を總持に隸せしむ。智翁在山四年にして寂す、法兄竹居の命を領して定菴來り住す。定菴の後竹居正猷繼ぐ。在山十六年にして文安五年檀越弘忠大内教弘の爲に滅さる。師退鼓を打て去る。教弘重ねて之を拓請すること甚だ懇懃なり。遂に復、住山す。法系左に掲ぐ。大寧寺由緒書。延寶傳燈錄。日本洞上聯燈錄。

開山薩摩福昌石屋真梁
應永卅年五月十一日寂
壽七十九

大寧中興

龍文竹居正猷

二世 寬正二年十月廿五日寂

大寧智翁永宗

了空菴主

五世 龍文器之爲璠

應仁二年五月廿四日寂壽六十五

龍文在山曇瑤

「不識菴主

三世 大寧定菴殊益

四世 一宮住吉明神

六世 大寧大菴須益

七世 大寧全巖東純

龍文爲宗仲心

杉氏歡夫

八世足翁永滿。九世天甫存佐。十世奇伯瑞龐。十一世助翁永扶。十二世龜翁宗鑑。十三世異雪慶珠。十四世繁興存榮。十五世關翁珠門。十六世安叟珠養。十七世貴雲嶺胤。十八世鐵村玄鷺。十九世嶺室禪鷺。廿世國崑宗珍（以下略）

石屋真梁長門國に來ること疑はし、恐らくは其徒智翁永宗山を開き、師の石屋を推戴して開山とせしなるべし。又、竹居正猷は定菴殊益に繼ぎたれば事實四世にて、一宮住吉明神の法脉云々は妄誕不稽取るに足らざるなり。陰德太平記長州大寧寺之事條に云「長州深川の大寧寺は義隆卿切腹の時燒失しける間、義長より再建可_レ有とて、七堂悉く造營せられけり。抑此大寧寺と申は、石屋和尚の的智翁和尚の開基として佛法繁榮の靈場なり」○中（石屋）和尚それより再び長門國に上り問田に至て又一宇の禪院を作り、是も妙圓寺と稱せられ、暫く此地に逗留し給ふ所に或山上に紫雲巖巖たるを見て、此山下伽藍建立の地なるべしとて特々として來て見給へば則今の大寧寺の山頭なり。鷺頭某此あたりを知るよし

しければ和尚を吾館に請じ入れ此地を開基し玉へ吾檀越と成て建立すべしと云けれども和尚思ふ子細有とて此所を出、美作國に至り西來寺と云寺にて眞寂し玉ひけり。鷲頭某石屋の讖言ありしに任せて、伽藍を建立し和尚を勸請して開山とし、瑞雲山大寧寺とぞ名づけける」とあり。又、同書義隆卿自害並大寧寺炎燒之事の條に云「かくする程に猛烟所々に迸散して智翁和尚の開基として鷲頭某七珍萬寶を抛て造營せし佛殿山門厨方丈僧堂法堂に至るまで一字も不殘赤土と成こそうたてけれ云々」とあるもの参考すべし。

上杉憲實入道して高岳長棟菴主と稱す。行脚して大内氏に投じ大寧寺内槎留軒に隱棲す。其事大菴殊益禪師傳並に鎌倉大草紙に見えれば左に載す。

【續日域洞上諸祖傳】 大寧寺大菴益禪師傳

師諱須益。號大菴。上野州人也。○中略。謁竹居于大寧。居一見掌記室。偶過槎留軒。訪長棟菴主。清話次。師問曰。公久在東關北越。多叩宗匠。矧又洛下相陽。不之師門。何故遠遊到此。豈非西家人不之知。東家丘壑。主笑不對。有日再問。主曰。今時叢林以義學爲禪。雖當主席者。滔々皆是。我以一大事爲念。故萬里求師。豈難巨海煙浪哉。日國若無名師。吾將遠入大明。天幸撞著竹老。觸破二祖不往西天。玄沙不出嶺之眼目。是故結茅於當山。歇息十餘年矣。更具語之。以入道之緣故。師聞了喫驚羞服。乃潛然曰。若不發明大事。誓不下山。於是固志咨扣。遠得徹證矣。

【鎌倉大草紙】

憲實入道此所へ來りけるこそ幸なれと大に喜で憲實入道を雲洞菴。高岩長棟菴主と稱し長門國深川大寧寺と申會下寺にうつしをき馳走渴仰して則大内殿は憲實の養子になり、上杉山内の系圖を繼ぎ篠の丸にまひ雀の幕の紋を請て憲實を御父とて崇敬限りなし。其後大内殿都へ上り、上杉は關東管領の家なればそれをつぎて、京都の執事職も子細有まじき由申上ければ、公方よりも禁中へ奏聞ありければ、尤其寄ありと御免ありて大内左京大夫義興初て上杉より請て京管領に任せられ後見望の如く叶ひける

上杉憲實西國行脚の途に上りしは嘉吉元年上杉略譜にして、是歲周防の大内持世は京都に於て赤松滿祐の叛逆によりて蒙りたる金創の爲に七月廿八日卒去したれば、憲實の周防入國は教弘の代に當る、憲實は文正元年逝去藤涼軒日錄したれば此時は政弘の代なり。故に鎌倉大草紙に謂ふ所の憲實の養子となりたるは教弘にして、永正五年前將軍義植を奉じて京都に上り之を復任せしめて管領代に補せられたる義興にはあらし。然れども養子云々の事の信すべき一證としては、大内氏が上杉氏の幕の紋たる篠の丸に舞雀を使用したることなりとす。即ち大内氏の氏寺たる周防國吉敷郡氷上山興隆寺釋迦堂は元の中興堂なるが、本尊釋迦如來の像を安置さるゝに及び、爾か改稱されたるなり。釋迦堂の正面觀音開きの扉に舞ひ雀の紋様を彫れり。更に内陣前面の楣間中央蟻股に篠の丸の彫刻あり、此二者を合すれば正に篠の丸に舞雀となりて、上杉氏の紋所なり。之は大内氏が上杉氏より請受て使用する所の別紋なるが、更に左側に此紋を、右側に澤瀉の紋を裝填せり。抑も中興堂と稱するは、本寺中興以後のものにして毛利家時代の建造に係はり、中祖の木像か又は畫像を安置し其靈牌を中心とするは勿論なる

も、今其建築物の内容より考察するに其目的は大内氏の氏寺たりし古來の資縁と、毛利氏より優渥なる財布施を受くる關係とにより、此兩家の靈牌を左右に配享せしめたるものと觀察せらる。而して最も崇高嚴肅なるべき此靈廟に於て、大内氏には唐菱の紋あるにも拘はらず、篠の丸に舞雀の紋を彫り付けたることは、明かに大内氏が上杉氏より此紋を請受け替紋として常用し、當時尙、多數殘存したる古建築の子院殿堂門廡中にも此紋ありしを襲用せるものなることを知るべし。又、氷上の下山根觀音堂は元と氷上山西谷に在りしが、明治十六年此地に移したるにて、建築古雅にして楣間の木彫は興隆寺釋迦堂に見るが如き篠の丸に舞雀の紋なれば、亦以て興隆寺大檀越たる大内氏が此紋を使用したるの證となすべし。凡そ宮寺の造營修理には大願主又は大檀越の紋所を其建築物に居る、其關係絶えたる後迄も其舊紋を居る、神紋寺紋等と併用さるゝこと今尙、隨所に見る所なり。又、諸家系譜後編に多々良姓山口氏家紋唐菱俗曰大内菱添紋竹丸内飛雀とあり。山口氏は大内氏二十六世盛見の子にて二十八世教弘の兄教幸より出づと稱す。常州牛久の舊藩主山口子爵家はなり。是に由て大内氏が上杉憲實の養子となり其家紋をも併用したること愈々明白なりと云ふべし。

天文の國難に大内義隆卿は八月廿九日山口を脱して嫡男義尊を同朋龍阿に抱かしめ、二條左中將良豐持明院基規入道を具して長門に走る、冷泉隆豊黒川隆像岡部隆景天野隆良太田隆通岡屋隆秀禰宜右延小幡義實等之に従ふ。美禰郡綾木岩永を経て三十日黎明に大津郡仙崎に出で、船頭後根壹岐が船に乗り漕出だす、蓋し九州の兵を募りて再舉を圖らんとするなり。然るに運の盡にや二三里許にして逆風起り浪高くして船進まねば、今は是迄なりと元の渚に漕反して上陸し大寧寺に入る。異雪慶珠禪師

に歸依深かりしかば、沐浴して最後の示誨を請ふ、金剛六喻偈を擧て開示す。又、菩薩戒を授かり弟子になりて、先是法名を大瞻宗雄と號せしが、更に瑞雲珠天と授かる。斯て各絶命の辭を作る、冷泉隆豊の歌

見よや立つ煙も雲も半天にさそひし風の音も残らず

陰徳太平記に義隆卿の歌とて

うつ人もうたるゝ人ももろ共に如露亦如電應作如是觀

とし、其他遭難公卿及び諸士の詩歌あれど、義隆記、同異本に「義隆卿を始め各歌をよみたまへども煙とやなりけん聞えず候、判官の歌に義隆の後のわかを見てかしの^下に書て讀置玉ふ、見よや立つ(以下略)と讀て、血を以て一切經の表紙に書置けり」とあれば、冷泉隆豊の歌の外は偽作と知るべし。翌朔日の早朝に賊兵追至し山門外にて関を作る。隆豊山門に出で、面々衆一人もなく悉く陶が郎等共なるを知り、方丈に還りて義隆に自裁を勧め火を放つ、義隆隆豊に介錯せしめて死す。享年四十五歳于時天文廿年九月朔日巳刻なり。冷泉隆豊黒川隆像岡部隆景天野隆良太田隆通岡屋隆秀禰宜右延松原隆則等之に殉ず。御曹子義尊小幡義秀左近衛中將二條良豐持明院權中納言基規等皆此日敵の虜する所となり翌日害に遭ふ。轉法輪三條前左大臣公頼は八月廿九日深川に奔る途にして害せらる。

寺は其後再建せらる、末寺周防長門石見出雲出羽豊前肥前肥後筑前筑後壹岐對馬等に互りて五十一箇寺ありしと云へり。毛利氏八箇國分限帳寺領三百八十五石四升一合と見え、舊藩に四百九十六石八斗二升四合なりき。

寺中に大内義隆主從並に殉難公卿等の墓あり、今に香華を絶たず。榎留軒の舊址知れず。上杉憲實の墓も知れず、今あるは大なる寶篋印塔の基石に上杉の二字を彫り付けて之に擬するにて俗氣紛々たり。
青海島アホミジマ

三隅深川の前面に横はる。本土との最短距離瀬戸崎の所にて僅に一町に過ぎず。地形東西に長くして、其西半は膨大に東半は狭長なり、舟越に於て地頸をなし其南面深く灣入して截然東西に分る。全島概して南面に海岸線の出入多し周廻九里六町四十六間とす。日本實測録

市町村制に通浦瀬戸崎浦を合せて仙崎通村と稱せしが、明治三十二年四月通村獨立して一村となり、仙崎村は離れて後に仙崎町となれり。故に青海島の東半部は通村にて西半部は仙崎町の一部を成せり。全島砂岩輝綠凝灰岩石英斑岩花崗岩玢岩玄武岩等中世代以後の種々の岩石より構成せらる。東北西の三面は日本海の怒濤に浸蝕せられ到處に石柱洞門斷崖絶壁及岩礁を造り是等異種の岩石は各其特色ある海蝕作用を受けて茲に最も變化に富める所謂神鑿鬼斧の一大偉觀を呈出せるなり。即其地域及び附屬島嶼岩礁等大正十五年十月二十日名勝及天然記念物として指定せらる。

瀬戸崎

今仙崎町の内なり。深川灣と仙崎灣との間に斗出して青海島の王子山と相對し、其間狹水道をなす因て名づく。風土注進案云「瀬戸崎浦故名は紫津ヶ浦又、靜ヶ浦共申候由、唯今も青海島の内シヅラと申綱代有之紫津浦と書申候、又、瀬戸崎といふは、昔青海島の内王子山に祇園社ありて地續きにて往來なりしが、建保四年の秋暴風雨の爲神祠破れければ、承久元年新廟を只今の地に改め造り候由、

其後いつとなく州寄崩れ落ち千尋の迫門となりければ瀬戸崎の名となり候由」と云へり。

天文二十年八月三十日の黎明に大内義隆主從公卿等六十人來奔し、後根壹岐が舟に乗り九州さして漕出でしが、逆風に支へられてもこの汀に漕戻して深川大寧寺に入る。

【九州道の記】細川幽齋

十日瀬戸崎といふ所を出船せしに風荒くて高波なかば舟をこし侍るばかりなり召具したる者共るひこゝちたへやらで色をうしなへる躰なればさらば漕ぎかへすべきよしを云ふて山掛けて舟の入程、三十町ばかりには過ぎず、されど千里をも行く心地なんしける。辛うじて宿りける在所に歸りしに、猶風荒くなりて草木をも吹きしほり、海の面はふすまを張りたるやうなり。何人の乗りたるとは知らねど、先に出でたる船は波に沈みたるなどいへば命一つ捨ひたる心地して、云々
此は深川灣の底なれば、西北の風吹慕らば殊の外高浪となり風に向て航行の困難なること、義隆卿のことに思ひ合せて知らるべし。

大日比浦ガホヒ

青海島の内にて仙崎町に屬す。浄土宗西圓寺古刹なり。往古本慶山天龍院西圓寺と號する眞言寺院なりしが、天文の比無住となりて廢頽す。元祿九年の夏原寺號を以て再興し浄土宗に改む。開山心蓮社讚譽上人春隨和尚なり。所藏寛正三年壬午二月九日徳中がひる田道金入道同四郎右衛門兩人に與ふる文書に「深河庄天龍院領大比比御堂田一所○中寺家へ可レ納候○下」と見ゆ。

【上利文書】

大日比浦

一水夫高麗罷出候はゞ妻子勘忍米之事年内中之分壹人別壹ヶ月壹斗宛渡遣候事

付肝煎として私の儀不_レ相届_レ事を從_レ物中_一壹人廣島へ罷出候て趣可_レ申事

一浦屋敷錢事當年之儀者令_レ免許_一候。但屋敷大小可_レ有_レ之候然者水夫出精候付而不同可_レ有_レ之候條是は爲_レ代官_一檢地帳面を以て平等に賦可_レ令之由申付候事

一彼地主貢米之事堅固に其調可_レ仕候追而趣可_レ申聞_一事

一殘居候者共老若肝煎者不_レ入候。時々之用段上之御用にてさへ候はゞ夜晝を不_レ謂香積寺、兒玉八兵衛、飯田左馬助、佐伯奎助、長福寺并代官衆中次第御渡唐中之儀共可_レ有_レ馳走_一候自然緩之儀候はゞ御法度に可_レ申付_一候事

付日々記を付置候て追而趣可_レ申上_一候似合候可_レ加_レ褒美_一事

一右衆中として私之用被_レ申候共少も不_レ可_レ承引_一事

付公儀の御用にて無_レ之儀を馳走たて申候はゞ一廉可_レ申付_一候事

一鈎あみ引などの事少も不_レ可_レ有_レ妨條老若女者不_レ入罷出自用可_レ仕候水夫に罷出候者共留守涯分堪忍可_レ仕候

付うへ死に及ほどの者於_レ有_レ之者肝煎として直許可_レ申事

一右之賈買に付而浦々の檢使又代官誰にても其さゝわりあるまじき事

付大魚取候はゞあぶらの儀者馳走可_レ申候似合之代物可_レ遣事

右之條々如_レ件

天正廿年十一月廿八日

佐與三左（花押）

大日比浦肝煎

其外地下中

通^{カマヒ}島^{ジマ}

通浦

青海島の東部舟越の地頸部にて縊れ別に一區を成す所を云ふ。半島にして島と稱するものに備前國兒島ありき、島中二以上の島名を建つるものに安藝國東西能見島と江田島あり、通浦向岸寺所藏大般若經^{現存四百卷許}書寫應永七年に始まり九年終功す。其跋に通島海雲山西福寺云々と見え、慶長五年の檢地帳に通島とあり、陰徳太平記にも亦、通島と見えたり。通浦と云ふは通島の浦の義にて島の東南の浦なり、注進案に通浦と見ゆるは浦の名に非ず村名に云へるなり。今、通村一村として獨立せり。

青海島の近海鯨群廻遊する所なり。通島は本島の東南角に斗出して三隅灣を成す。灣口に大島笹島あり笹島の南水道を大口と云ふ。又、大島と通浦との狭水道を帆留と云ふ。冬春の候鯨の灣内に入るを仙崎の漁人と相共に獵す。鯨の來る、多くは阿武郡三見村の沖より西を指して直に大口に入りて帆留に より出づ。故に帆留口を扼して之を捕獲するなり。若帆留口より逸出したるときは獨り通浦の漁人之を獲、又、初めより帆留口に向て進入せんとする鯨は、其灣内に入らざるに先ちて通浦の者之を南堂の邊に要して捕獲す。故に通浦組は灣内に在りては仙崎組と共同漁獵をなし、灣外は單獨に獵す。是古來の規約なり。神武天皇の御製に

宇陀能多加紀爾。志藝和那波留。和賀麻都夜。志藝波佐夜良受。伊須久波斯。久治良佐夜流。とあり、允恭紀衣通郎姫の歌にも異舎懺等利。宇彌能波摩毛能云々と見ゆれば、邦人捕鯨の事極て古し。北海の怒濤に慣れたる勇敢なる青海島漁民が、鯨を獵したることの極て古かるべきは想像に餘りありと雖も、古代の事文献の徴すべきものなし。而して其獵法は近代迄繩網を使用したりしが兎角網を破りて鯨の逸出するもの多かりしにより、延寶元年藩費を給して苧網の網を調製せしめ、捕鯨組を組織せしめてより大に面目を改むるに至れり。但網代に於て苧網を以て捕獲すと雖も銛を以て突留むるは前に異ならざりき。正福寺寛保の由來書に云、

無緣寺にて當地下中の祈願所に付、往古より本堂庫裡ともに當浦より修補仕來り候。又延寶元丑年鯨組取立の時分。目論見起、浦中當寺へ集り於藥師前閣取仕候へば苧網取立候様にと靈驗有之候に付、其時分御職役毛利隱岐様、御代官三戸市之允殿、御奉行寺内彌次右衛門殿御役中早速取立相成夫以來追々利生有之鯨組繁昌今に至り例年於藥師前鯨取の漁人通夜等仕祈願を籠申候。就中鯨を苧網にて取候由候依之尙々建立修補等地下高より相納來國家安全當浦豊饒の祈願長日怠り不申。云々。

延寶五年文書に「鯨網代にて取申候儀近年初り、又近年網にて鯨取申方便仕り年々鯨取申候云々」と見ゆれば、網にて捕ることも亦、餘り古き事に非ざるべし。通、瀬戸崎西浦捕鯨に關する取交はしの證文左の如し。

一内海兩浦出相寄合相取之鯨漕申儀初魚壹本之儀は遠近の沙汰にかまわす突留候海元方江漕可申事

附何の海たりとも一浦へ突留候者突留候浦江漕可申事。

一同つれ魚突候節者大之分突留候海之方江漕小之分遠近之沙汰を以西浦之内へ漕可申事。

一同しらす子持突候節者子母につけ漕可申候子は數之内に仕間敷候尤しらす子と候て茂前々之分に御運上者可指出候事。

右初魚之鯨漕申儀若レ此相定候條此辻を以可有沙汰候以上。

元祿元年

午、十月朔日

生田猪右衛門（印）

通津御庄屋

山田忠左衛門殿

年寄

孫兵衛殿

惣網頭

藤右衛門殿

鯨の爲に回向をなすこと向岸寺五代讚譽が心願にて延寶七年觀音堂を建てたる時に生まれり。觀音堂は向岸寺の抱にて今、清月菴と號す。觀音厨子の銘に云「延寶七未年八月十八日向岸寺五代讚譽代寄附當浦中爲二世安樂并鯨菩提」とあり。又、向岸寺傳に云「當寺五世讚譽上人志願有て即、一堂を造立し老極に及び此地に隱居し朝暮無怠慢鯨鯨一切魚鱗の群品往生安樂の回向有之享保十九年寅

六月十六日春秋百六にして遷化夫より以來打續き供養無_レ怠毎年の鯨回向も當浦恒例にして此堂にて執行仕候」と見え、毎年六月二十九日より三日三夜の間、通浦の漁人及家族等觀音堂に集りて鯨回向の爲に法要を營むの恒例となれり。鯨の墓、清月菴に在り、誌銘左の如し。

(表面) 南無阿彌陀佛 業盡有情雖放不生 故宿人天同證佛果

(側面) 願主 設樂孫兵衛

元祿五年壬申五月 池永藤右衛門

早川源右衛門

鯨の位牌表面は墓銘と同じ、側面には元祿五年壬申五月十二日 隱居念譽上人 現住松譽上人 願主山田孫三郎池永藤右衛門設樂孫兵衛諸檀那中とあり。今向岸寺に保管せり。清月菴に鯨鯢群類過去帳一冊を藏す。命日と戒

名を載す、以て鯨の回遊季節捕獲頭數を考ふるの資とすべし。

通關

通浦に居るたる關なり。創始年代知れず。關に因りて遂に地名とす、毛利氏文書に通關奉行あり。毛利氏通關瀬戸崎其外近浦の船舶を徴して石州警固船に充つること次の文書によりて知らる。連署人名に因りて按るに元就隆元の時代なるべし。

【通村地下役所付讓文書】

今度至_二石州表_一警固船之事被_二仰付_一之處、通瀬戸崎其外近浦之仁等遂_二馳走_一趣遂_二披露_一候、誠神妙之由被_二仰出_一畢、於_二向後_一茂彌可_レ抽_二忠儀_一之由、可_レ被_二申與_一之旨候、恐々謹言

六月廿八日

就 忠(花押)

元 親(花押)

元 忠(花押)

通關

奉行中

日置郷

和名鈔比於木と訓ず。日置村古郷域なり、日置上中下、黄波戸、藏小田等に互る、古へ日置氏の居る所なり。名義周防國佐波郡日置郷の條に註す。度量衡考に引く、天平勝寶四年鈔本報恩經の跋に長門國司日置山守家刀自あり。

日置庄

日置村一部の地にて、三條家の莊園となれり。開發年代知れず。文治二年八月文書日置庄名見ゆ、日置庄八幡宮 日置村大字日置上村鎮座 大宮司職日置筑後守の家斷絶により承久三年十月十六日源包房領知すべきの下知狀を帶し子孫世襲す。弘安五年卯月十日源重房補任狀三條大納言袖判あり。

大津庄

高山氏所藏元弘三年十二月文書に大津庄日置方、武久氏所藏建武五年六月三條大納言家文書に大津庄と見ゆるは、當時大津庄を以て汎稱したるにて日置庄號亡びたるに非ず。享祿五年九月廿一日の文書に日置庄久富村あり。遂に河原新別名をも籠めて古への日置郷の地と併せて日置庄と稱するに至れり。

【高山氏文書】

長州日置庄八幡宮大宮司申。當社散米田事。近年依_レ押領_二神事懈怠之由歎申。爲_二事實_一者太不_レ可_レ然也。任_二社家支證之旨_一可_レ被_レ避_二渡大宮司仁之若又有_二子細_一以_二雜掌_一可_レ被_二明申_一之由也仍執達如_レ件。

文安四年八月一日

定 宗(花押)
弘 忠(花押)

三條殿御代官

日置庄八幡宮并貴布禰宮武田宮大宮司職高山藤四郎道藤が文明十七年三月書狀に「以前御公領の時は明徳四年正月十一日より後藤三郎左衛門殿御造營奉行連署入目注文在之」と見ゆ。其後吉見氏の給地となる。長祿二年吉見氏の事見え、高山才松丸に加冠し、一字を賜ひて景房と名づくる事、並に宮内少輔と見ゆる事等によりて考ふるに、吉見成頼の末弟宮内大輔弘景此地を食みしなり吉見氏大宮司職を競望せしが、麻生刑部少輔國規代て此地を給ふに及び、亦之を競望して神田修理田等を私せんとするを以て、文明十七年三月累代の大宮司高山道藤之を訴へ安堵狀を得、其後麻生國規神領を押妨し、道藤が神事の出仕を停め、神役を妨ぐる事、延徳二年の道藤文書に見えたり。

兼行保

今日置村大字日置中村の字地なり。日置八幡宮所藏享祿四年六月七日文書就_二當社御祭禮_一日置庄從五百貫御社役注文中に「一壹石五斗 流鏑馬十騎之内、五騎は從_二兼行保正末名成乘名永行名真次名國清免_一定役勤_レ之。相殘五騎は余給人方より勤_レ之。一此外大頭二頭初九日兼行保御百姓各輪番御祭禮相當年者真弘名に相當」と見えたり。

一 圓

日置村大字日置中村の小字地なり。注進案の考に云「此邊は佐々木家の人の住めりし所縁あるにつきて惟ふに、江北記と云ふ物の中に一圓殿道譽御舎兄の流れ御家の子。御役せらるゝ又、一當家御家わかりの事、六角殿大原殿一圓殿道譽御兄弟也、有_二子細_一御家子に被_レ成候也云々、又、當方家御子一圓殿高屋殿隱岐殿にて此分歟。此外可_レ有候杯ある一圓殿は即此邊に云傳へたる一圓卿にて此人歟。又は子孫の人の佐々木の縁によりて來住せしにはあらじ歟」と云へり。一圓に下城山あり、古城跡記下一圓城とし、進注案一圓卿の城とす。又、日置上字上城に上城山あり、城主を佐々木氏とせり。注進案の考に「長門國守護代記に佐々木四郎左衛門尉高綱文治二年守護となりて七月十三日下國、次に佐々木太郎判官定綱、次に佐々木左衛門尉廣綱相次で三度守護たりしこと見ゆれば、此等の一族來住せしにや」と云へり。日置八幡宮大宮司高山家の系圖にも、上城佐々木外戚の縁に依て足利家の紋二ツ引両を四ツ目結に代ふと見えたり。

永福寺 舊址日置村大字日置上村字坂本

眞言宗。山號利生山。院號成就院。寺山より「寛治七年十一月廿甲午日雀部重吉」の銘ある經筒を出せり。此物今讚岐國琴平神社寶物館に藏す。利生山再興記云「長徳三年創建眞言の道場なり。山麓六坊あり、蓮華坊坂本坊南坊西坊下坊福壽坊是なり。郡末山五十三寺あり、井上之長安寺、小河之照光院其最長者也。然れども今徒に其名を存するのみ」と云へり。毛利家八箇國分限帳に拾參石利生山と見ゆ、其後廢絶して、只空名を存せしが、藥師如來の遺れるものあるにより享保年中小堂を建つ。元

文五年に鑄たる鐘銘の次に「利生山の鐘の音に阿訶字のひゞきありといへる心を、阿訶音さす日置の里の鐘とは、南無阿彌陀佛と人はこたへよ」と鑄れり。其後また廢寺となりて此鐘の所在知れず。

向國郷

和名鈔武加津久爾と訓ず。向津具村宇津賀村古郷域なり、向津具^{上下}川尻久津濱津黄後畑角田等に互る。地形半島を成して北海に斗出し、大津郡の一部及び豊浦郡の北部よりは海を隔て、對岸の地なれば向津國と云へるなるべし。仲哀紀に韓土を如^ニ美女之^ヒ睦^{マユ}有^ニ向津國と見ゆるも、同じ意なり。尙向ひの峯を武加津乎といへるが如く、津は助字なり。郷名津を省きて向國の二字となす。又、此地を向津とも云ふとて穴戸眞徴が考に云

向津は、向津の奥の入江のさゝ浪に海苔かく海人の袖はぬれつゝ、作者人丸とあれど、人丸ならんことは決め難く、然れども古く向津と云ひし證とはすべし、向津の津は、難波津熟田津などの津と同じく凡て船の寄集ふ所を云ふ名なり。對馬杯も古事記日本紀等には津島と書く。萬葉集三毛母布禰乃。波都流對馬。ともよみて多く船の集ふを云ふなり。本居宣長が古事記傳に、韓國の往還の舟の泊つる津なる島なりと云へるが如く、此津も韓國へ往還の津なる故に大津とも大津とも云ひしなるべし。和名鈔に向國と書て武加津久爾と訓せられたれば皆向津奥^後も向津國も助辭の津なるが如く聞ゆれど向津^{武加}とも云ふを思へば津は皆躰にて江津の津を云るなるべし。然れば則郡名の大津も此津より發れる名にて、書紀に向津野大濟とある大津も大津に由緒あるべく聞ゆ、筑前の地にも娜大津^{また}那津と云地名書紀に見えて彼津は所謂西門とすとある邊なるべく、此津は東門とすとある邊

にて韓國へ往來の舟の泊つる大津なること明かなり。

と見ゆ。仲哀紀に見ゆる向津野大濟日本書記通證に今所謂向津村。和名鈔長門國大津郡向國^{武加津と久仁}見え、近藤芳樹も今の太津郡の向津具の事として長門邊要志に載せたるが、長門國志に云、

向津野は和名鈔豊前國宇佐郡向野郷とあり是なり。本國豊浦郡豊浦津の對岸に方れり。

とある從ふべし。其は筑前國崗縣主祖熊罴が己れ支配して其勢力範圍とせる魚鹽の海幸の地を天皇の御贄として獻れるなれば、豊前國宇佐郡向野大濟を限りて東門となし、夫れより以西筑前國遠賀郡名古屋崎を限りて西門となして其限界内の魚鹽の地を朝廷に奉獻するなり。今假りに前所説の如く向野大濟を長門國向國郷とせば崗縣主の祖熊罴が長門國西北部の海岸地方をも支配せるを、仲哀天皇の西征によりて、參り迎へて此時之を獻れることゝなるべし。其當らざること言を俟たざるなり。

向津奥庄

今向津具村の一部なり。此莊園領主の事を考ふるに、妙法院は延暦年中傳教大師の開創に係り、天臺宗延暦寺三千坊の一也。後白河法皇蓮華王院及び新日吉神社を造營して、時の僧正昌雲僧正に授けらる、法皇を推して中興の祖となす。後高倉院第二皇子尊性法親王^{延應元年九月三日、寂、享年四十六歲}天臺座主に補せられ、爾後法親王の住持にして、天臺座主門跡と稱す。向津奥庄は大僧正昌雲が賜りたる由緒相傳の私領なり。國司横領の子細あるにより、此庄を新日吉社領として寄進す。其後永曆二年元の如く妙法院に相傳領掌せしむべさ由院廳の御下文をなさる。其後又、建久八年右大將源賴朝當庄地頭職を以て新日吉社家に寄附して以來、一圓進止の社領として數代相承依違あることなかりきと、妙法院文書には見ゆれ

ど、吾妻鏡文治二年七月新日吉社領長門國向津奥庄地頭濫行を停止し、社家使の進止に隨ふべきことを下知すること見ゆれば、建久八年を待たず此時既に此庄が新日吉社領たること明かにて、此點妙法院文書の錯謬なるべし。其後に至りては山洛房庄園として實靜僧正他の譲りを帯びて相傳領掌する所なり。建武三年五月廿三日之を妙法院門跡無品亮性親王に讓附す。康永三年七月無品親王永代相承たるべきの官符宜を下されんことを請ふ所ありき。妙法院文書

向津奥地頭職豐西郡司弘元平家に與みしたるにより、大江景國を以て地頭職に補す。然るに種々濫行を爲すにより庄家之を訴ふ。帥中納言の奉書により文治二年七月廿八日源賴朝下河邊行平をして之を尋ねしめ、八月五日濫行事實たらば之を停止し、社家使の進止に隨ふべき旨下知すべきの請文を進む。吾妻鏡 大江景國が地頭職たりし期間明かならず。

【吾妻鏡】

文治二年七月廿八日、癸卯、帥中納言奉書到來、新日吉領武藏國河肥庄地頭家捍去々年乃貢事、并同領長門國向津奥庄武士狼藉事取_レ庄家解狀_レ被_レ下_レ之、早可_レ下_レ令_レ尋成敗_レ給_レ上_レ之由被_レ載_レ之去六月一日御教書也、向津事者、可_レ相尋_レ之趣、於_レ當座_レ直所_レ被_レ仰_レ含_レ下河邊庄司行平_レ也
八月五日、己卯、就_レ帥中納言奉書_レ、被_レ進_レ御請文_レ、是新日吉領武藏國河越庄年貢事、并長門國向津奥庄狼藉事等也、平五盛時染筆云々

六月一日御教書、七月廿八日到來、謹以令_レ拜見_レ訖、中畧同御領長門國向津奥庄地頭、謀反人豊西郡司弘元之所帶候、仍以_レ景國_レ令_レ補_レ地頭_レ候之處、致_レ種々惡行_レ候之條、事實候者、不_レ能_レ申_レ

左右_レ候、早企_レ參洛_レ上、且令_レ陳_レ申子細_レ且可_レ仰_レ天裁_レ、兼停_レ止濫行_レ可_レ隨_レ社家使進止_レ之由所_レ令_レ下知_レ候也、件條一通、謹以進_レ上_レ之候、以_レ此旨_レ便宜時可_レ下_レ令_レ洩達_レ給_レ上_レ候、賴朝恐惶謹言

八月五日

賴朝 裏舊御判

大江景國に關しては同書文治二年十月廿三日の條に云

長門江太景國蒙_レ御臺所御氣色_レ、是奉_レ扶_レ持御妾若公_レ去二月誕生事依_レ令_レ顯露_レ也、今日景國抱_レ若公_レ隱_レ居深澤邊_レ云々

又、建久二年四月十一日の條に云、

若公_{七歳、御母常陸入道姉}乳母事、今日被_レ仰_レ野三刑部丞成綱、法橋昌寬大和守重弘等、而面々固辭之間、被_レ仰_レ長門江太景國_レ畢、仍來月潛奉_レ相具_レ可_レ上洛_レ之由被_レ定_レ云々、他人辭退者、御臺所御嫉妬甚之間、怖_レ畏彼御氣色_レ之故也云々、此景國者、鎮守府將軍利仁四世、修理少進景通_{伊豫守源賴義朝臣攻三貞任等一時七騎武者隨一也}

三代之孫也、父景遠者、爲_レ大學頭大江通國猶子_レ、改_レ藤氏於大江_レ云々、

と見ゆ。景國の父景遠は長門江七と稱したり。大江氏系圖に「通國——景定——景國長門守江太右大將賴朝卿侍云々」と系りたるは、景定景遠同一人にて、前後名を異にするか、或は又、景遠を景定と謬りたるか、二者其一なるべし。其景遠が長門守たりしによりて、子孫長門を稱號とし、江七江太と稱するは、大江氏の七郎又は太郎なれば云ふなり。

吾妻鏡妙法院文書並に正福寺應永十四年脇侍十二神將臺座識向津奥とす。日置八幡宮所藏延徳二年高山藤四郎道藤文書向徳とす。今向津具とす。向津奥向徳向津具皆一聲の轉なり。

毛吹草に諸國名物長門國向津具海苔あり。向津の奥の入江のさゝ波に海苔かく海人か袖はぬれつゝの歌は柿本人丸の作なりと云へる傳説あり徵證なき事ながら海苔採集はいと古き事なるべし。

油谷灣

向津具村西端の無名崎と豊浦郡阿川村折カミ鼻とにて抱擁せられ、豊浦郡阿川・栗野、大津郡菱海・日置・宇津賀・向津具の諸村に亘れる大海灣にて大艦巨舶を入るべし。明治三十七年五月二十七日日本海大海戦に戦艦笠置敵彈を受けて急遽此灣に入り、應急修理を竣へて再び戰場に向ふ。其後大正十年海軍大演習に際し、十月十六日朽内艦隊旗艦長門を始めとし、軍艦七十餘艘、舳艫相啣んで入り、向津具村久津と豊浦郡栗野村栗野との間に碇泊したることありき。

由宇驛家郷

和名鈔驛家郷とある是なり。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬田宇三疋とあり。田は由の謬なり。名義温泉に因る。由は湯にて宇は韻なり。山陽道と山陰道とを連絡する小路驛家を兼ねる郷にて、美禰郡意福より由宇三隅參見と傳ふ。眞木澁木湯本に亘る古郷域なるべし。湯本温泉二箇所に湧出す。一を禮湯と曰ひ、他を恩湯と稱す。

日本地理志料に俵山・俵山市の諸邑を郷域とし、美禰郡意福より此を経て三隅に傳ふ、是古への驛路なりと云へるは失考なり。俵山は豊浦郡の東邊を流る、木屋川の上游に當り、豊浦美禰の兩郡界をなせる山脈は北に延びて俵山の東界を限る。地形地勢共に俵山が美禰郡意福より三隅に達すべき驛傳たるに適せざること言を俟たざるなり。

深川燒 慶長中朝鮮の俘虜陶工李勺光長門に來り松本窯を營築す。又、毛利輝元の命に依りて各地を巡察して遂に湯本の三ノ瀬の古窯を再興せり。勺光の子山村新兵衛と稱し、松菴と號す。寛永二年作之允に任せらる。其子平四郎光俊とす。爾來連綿箕裘を襲ぐ。其古窯を以て、或は延喜式に見えたる長門窯業の地とするは非なり。

集福神

文德實錄仁壽元年十月己亥朔丙午長門國鹿集福賀磨能峯壬生四神授從五位下と見ゆるは、鹿・集福・賀磨能峯・壬生四神とすべし。鹿の鹿野神なるべきこと、並に賀磨能峯神のことは、美禰郡鹿野神社及び賀萬郷の條に述べたり。集福之を志不岐と訓むべし。阿武郡紫福村あり、志不岐と訓む。大津郡澁木村共に集福神鎮座の地に擬すべしと雖も、文德實錄の四神中三神まで美禰郡にあれば、集福神亦、澁木村鎮座にて、美禰郡より大津郡に亘れる四神鎮座の一地方に何か事ありて祈請せられ、其爲に一齊に神階を陞せられたるものなるべし。

俵山能滿寺に藏する澁木八幡宮へ施入の大般若經奥書に於長州大津郡深川莊澁木村溪雲院云々、また深川莊内澁木村八幡宮御寶前云々とあり、此寫經は應永六年より十九年までのものなり、然れば此地も亦、當時深川莊と云ふ大名ありしなり。

宇養牧

延喜兵部式、諸國馬牛牧宇養馬牧角島牛牧あり。深川町宇眞木宇養馬牧の遺名なるべし。馬牛牧の制熊毛郡竈戸關の條參照すべし。

二處郷神戸郷

以上二郷俵山村及び菱海村の地域たり。而して今其何れが何郷なりしや考ふ可らず。

俵山

俵山八幡宮社家文書正平十三年の補任狀に俵山八幡宮大宮司職先例に任せ云々とあれば、其古社にて俵山の地名の古きことも推して知らるゝに俗傳には應永中一獵夫此山にて白猿を射たるに遁れ去る、次の日又、山に入りしに、前日射るところの白猿温泉に浴するを見て始て之あるを知り、大寧寺定菴禪師に告ぐ云々。又、白猿の事に依て白猿山と名づけ、後に略して猿山と云ふ猿と俵、字形の略ぼ似たるにより、謬りて遂に俵山となるとするの説、荒唐無稽信するに足らず。

俵山温泉二箇所に在り。町の湯・川の湯是なり。町の湯は市街の中央に在りて、一枚の岩石を鑿ちて作る。温泉石罅より湧出す。之を五室に分つ。川の湯は正川畔に在り、今より百二十年前の開創に係り、五槽に分つ。温泉所有者古來廿八人あり。俗に廿八名と曰ふ。是等温泉宿を經營す。温泉の事務に當るもの之を湯別當と稱す。

杉 聽 雨

長在清溪避世譚。青篋綠笠淡生涯。開籃點檢朝來獲。半是香魚半落花。

能滿寺 俵山村小野

眞言宗。山號悉地山。本尊虛空藏菩薩。寺傳に大同元年弘法大師唐より筑紫松浦に歸朝し、青龍權現の告によりて、翌二年俵山に來りて此寺を草創し、唐より將來せる佛具多く本寺に留む。因りて密宗

最初の道場と稱し、長門一州の本院と爲すと云へり。

應永卅一年四月能滿寺寺務職并聖教本尊道具以下置文連判の人数、當寺住慶尊。修禪寺衆乘忠・慶祐・惠覺・乘明。藥師寺乘怡。勸學院實慶。神上寺快貴・宋怡・實潤。二尊院俊惠。滿福寺秀海。園城寺尊怡・實雄。南原寺叡舜あり。皆同門にて修禪寺は豊浦郡狗留孫山に、神上寺は同郡下山に、二尊院は本郡向津具村に、南原寺は美禰郡伊佐に現存せり。其他は知れず。兩界曼荼羅二幅（惠果和尚筆）八祖八幅、十二天十二幅、十六善神一幅、涅槃一幅以上唐畫と云へり。大般若經六百卷あり。元と瀧木八幡宮に奉納する所にして、應永六年より十九年に至る間の書寫に係る。其他五股獨鈷等なり。享祿二年七月十七日吉田興種・吉見正頼・陶持長連署奉書に、「當寺來歴并法會道具以下以門徒加判證跡等一備。上覽候、云ニ國家重寶云ニ寺家之名譽、無ニ末代紛失ニ様可被ニ秘置ニ事肝要候、仍俵山事縱如ニ前々ニ雖被レ行ニ私領、佛具校割等事爲ニ其領主ニ不可成レ紛候、若於ニ違亂ニ者、以ニ此旨ニ可有愁訴ニ之旨候、恐々謹言。」とあり。

第十五章 阿武郡

阿武郡

國造本紀に云「阿武國造、纏向日代朝御代マキムクヒシロ○景神魂命十世孫味波波命定賜國造」とあり。景行紀四年の條に「次妃日向髮長大田根生カミナガ日向襲津彦皇子ヒコノ是阿牟君之祖也」とあり。景行の皇子が阿武に居りて阿牟君の姓となり、阿武國を治めたりとせば、二書の記事一致せず。按るに阿武の地名に因りて

國號に負へるにて、大化の改新に降して郡となす。阿武は當に阿牟と訓むべし。新撰六帖光俊の歌に「長門なるあむの郡の杣板は唐土人もすさめさりけり」と見え、太平記六波羅攻事の條に「城の構を見渡せば、西は羅生門の礎より、東は八條河原の邊迄、五六八九寸の琵琶の甲、安の郡なんごを鑄貫エリスイて、した、かに塀を塗云々」とあり。安の郡は本郡より杣板を多く産すれば、板の異名に云へるなり。又、三浦氏所藏明德四年文書にあんのかうり、日本鹿子に世俗にあんの郡と云とあり。アンは阿牟の轉なり。今、アブと稱ふるは非なり。阿武氏多し、之をアンノと稱ふるは阿牟君に淵源し、君後に公に改まりて其公字を省きたる語音に因りての稱呼なるべし。亦、以て郡名のアブに非ざるを見るに足らん。殘闕長門國風上記に一異聞を載せて云「十種比女神之夫十種比古神將通婚弓次姫而數行、乘馬越山其路險隘卑濕、夏日炎暑不可凌也、於是繫馬於樹蔭、自下溪汲水之時、蛇虫群咬繫馬、既而馬斃之、仍十種比古神驚走、採山竹撥之、忽然嵐起、蛇虫群附裏死馬而飛、其狀似黑雲遙去、而其馬之片足墮山間、仍號其地曰片股、遂到阜上分散、此山稱蛇臺其緣也、因是此郡爲阿武郡古風土記小異云々」と云へり。是風土注進案徳佐村の條に引く所にて、原本は小川村眞宗妙權寺の所藏なりしが、火災に罹りて亡失せり。古風土記と相違の點不明なるも、古風土記小異云々の註記によりて、此書が勅撰の古風土記に非ざること知られ後世の擬作たれば、之を以て徵證となし難し。

延喜主計式に長門大津郡阿武郡浮浪人調、採銅鉛料に充つること見ゆ。阿武郡は皇室の御料となりて御白河法皇之を長講堂に寄せらる渡邊博士阿武御領其區域明かならず。院政の終期に平清盛長門國押領使たり、

厚東武景之に繼ぐ。平家滅亡の後、源範賴沒收跡地頭職たり。土肥實平其後を承けて長門國守護職となり、其子次郎遠平阿武郡の地頭職を賜ふ。文治二年東大寺大佛殿造營に當り周防國の租賦を寄せられ俊乗坊重源下向して國務を管し、材を佐波郡得地杣山に採る。翌三年に至り遂に又、阿武郡の材木を伐採せしむ。

【吾妻鏡】

一 阿武郡事

御造作連々之間。材木多入。仍雖被仰。此上不能左右歟。

以前條々。院宣如此仍執達如件。

(文治三年) 九月廿日

太宰權帥藤經房

奉

東大寺柱抽取の爲、土肥遠平の地頭職を去進すべき旨、勅定に任せ幕府之を令すと雖も、遠平の代官尙、淹留して濫妨するを以て、文治五年二月三十日源賴朝重ねて書を下して郡内を退出せしむ。吾妻鏡長講堂領阿武郡の地、後白河法皇御生前建久三年三月第六皇女宣陽門院觀子内親王に讓與せらる。建長四年之を鷹司院宣陽門院養子後堀河天皇の中宮に傳へ、文永十二年後深草天皇即ち持明院統に傳へて、崇光院天皇崩御の後其傳領たる長講堂領・法金剛院領・熱田社領・播摩國衙已下悉く禁裏へ召上げらる。其後崇光院の皇子榮仁親王伏見宮へ返進せらる。貞成親王之を傳領せらる。稱光天皇崩御繼嗣なきにより、貞成親王の御子彦仁親王皇統を嗣ぎ給ふ。後花園天皇と申し奉る。長講堂領は此天皇傳領し給ふ。偕阿武御領は應永の末年迄は長講堂領に屬し、大内氏地頭職たりしことは、東山文庫の御記に見ゆる所なる

が、其後所見なく恐らくは其横領に歸せしなるべし椿葉記。渡邊氏阿武御領長講堂の區域明瞭ならず。大井八幡宮所藏年不詳當宮御放生會流鏑馬次第十三番中、三番御所分、十三番徳佐郷御領田所(福井)とあり。福川村福井下村八幡舊祠官金田氏所藏文明十五年十二月廿三日池永秀重押字折紙に「御公領庄官名御代官」とあるもの長講堂領の謂歟。此御領が毛利氏の代迄存在するとは思はれねど、大井八幡宮永祿二年八月文書「地頭領家御供送時清酒二升地頭方へ貳升領家二方下略」
「領家沙汰人」と見ゆるは、御領の遺にして大井村字兩家、高俣村字高佐上村の領家の如きも、或は之に關係ある地名なるべし。

文和元年八月三吉康忠文書阿武郡十八郷、椿郷・得佐郷・奈古郷・高佐郷・吉部郷・地福郷・紫福郷・生雲郷・福井郷・川島庄・三見郷・須佐郷・大井郷・宇生加郷・福田郷・彌富郷・加年郷・小川郷を載す。又、年紀不詳古文書に木與村・宇田村・多万郷・大島・綾島・羽島・志津島の名見ゆ。綾島は今の相島、志津島は今の横島なれば、相當古き年代の稱呼なるべし。

寶正二年大内家壁書、從三山口於御分國中行程日數事、阿武郡福田に至て二日。小川に至て二日路半。請文十一日。椿、三見、地福、得佐、生雲一日。請文七日とす。
和名鈔八郷

阿武。椿木。大原。宅佐。多萬。住吉。神戸。驛家。
町村制、二町二十二箇村
萩町・須佐町・三見村・明木村・佐々並村・川上村・篠生村・生雲村・地福村・徳佐村・嘉年村・高俣村・吉部

村・福川村・紫福村・大井村・奈古村・宇田郷村・福賀村・彌富村・小川村・田万崎村・六島村・見島村

阿武郷

大井村

古へ阿武國造此に居る、阿武の國號是に起るなるべし。大化の新政に阿武郡郡家を置く所とす、郡名之に因る。阿武郷兼て驛傳を掌る。延喜兵部式に諸國驛傳馬長門國阿武驛馬三疋と見え、埴田阿武宅佐と傳ふ。山陽道と山陰道とを聯絡する小路驛なり。大井村奈古村紫福村福賀村に互る古郷域なるべし。大井村阿武郷の本據なり。古驛の址、松原の東なりと云ふ。阿武驛家より北の方奈古に出で、紫福を経て宅佐に達せしなるべし。大井紫福の間、巖直ちに河岸に迫る。近時開鑿せるにて、古代の驛路に非ざること明かなり。按るに阿武郷は國造阿牟君の本據にて、大化改新の後も永く郡領の職に居りたれば、阿武居の君と稱へしを、遂に轉じて地名に呼びたるにて、大井と書くは其轉訛なるべし。賀茂眞淵の家號を縣居アガタキと稱するも、其先賀茂縣主にて縣に居り、姓を縣主と云へれば名づけたるを思ひ合はずべし。阿武氏所藏嘉曆四年十一月三日文書大井郷名あり。南山巡狩錄追加、貞和五年六月廿日大内弘世七重別當に大井郷地頭代官職を預くること見ゆ。應仁の大亂に石州の益田兼堯貞兼父子大内弘世を助けて戦功ありしかば、阿武郡河島本方、彌富、大井浦、豊浦郡豊田、吉敷郡恒富等の地を賜ふ。天文の國難に大内義隆其臣陶晴賢の爲に弑せらるゝに及び、吉見正頼毛利氏と謀を通じて義兵を擧げ、弘治三年阿武郡の地を略す。毛利元就戦功を賞して防長の益田領此時皆正頼に賜ふ。須佐の條参照。

大井八幡宮 大井村兩家日尾山鎮座

社格郷社。社家阿武氏所傳に據れば、祖先北條式部少輔時實永觀二年鎌倉鶴ヶ岡より勸請し、本郡十
八郷八幡宮の惣社となすと云ふ。永觀恐らくは誤傳歟同氏所藏嘉曆四年十一月三日文書、阿武郡大井郷惣八幡宮
宿居殿屋敷事、右近將監包重重代相傳の地云々とあり。文和元年八月十三日三善康忠在判、大井八幡
宮御祭禮郷々社頭座敷本帳之事に云

左座

- 一番三見郷
- 二番須佐郷
- 三番大井郷
- 四番宇生加郷
- 五番福田郷
- 六番彌富郷
- 七番加年郷
- 八番小川郷

右座

- 一番椿郷
- 二番徳佐郷
- 三番奈古郷
- 四番高佐郷
- 五番吉部郷
- 六番地福郷
- 七番紫福郷
- 八番生雲郷
- 九番福井郷
- 十番川島庄

と見え、年紀不詳大井郷八幡宮御濟納米錢役人文書にも、前記十八郷名と小異なる木與村・宇田村を載せて阿武郡全体に互り、大島・綾島・羽島・志津島の島部をも加へ、各郷村島の米、錢、流鎗馬、田樂、相撲、細男、童舞、田樂、供所夫、行事所夫、十烈馬、供饌、祭器等の配分を詳具せり。永享二年六月十一日再建棟札に作事奉行三善朝臣見島彈正弘重、三善朝臣見島與次重善あり。同年六月五日付、大井八幡宮御棟上之時牽馬注文に云、一疋大とのさま、一疋すけこの様、一疋あたらし殿、一疋は、との、一疋御あんな、一疋山口との、一疋大井郷代官」等の名見ゆ大殿様は大内盛見、介殿様は持世歟、あたらし殿は新介持盛、馬場殿は滿世なり。御あんな山口殿の名知れず。

大應寺 大井村字兩家

曹洞宗。萩亨徳寺末。山號隨流山。本尊釋迦牟尼佛。寺傳に云「元と大雄寺永觀二年創建。開基似光法師大井八幡宮の別當なり。大内氏十五代弘直公舍弟師弘公被致出家寺號保壽寺と改め開山となり癡鈍和尚ト申候○中略又二十五代義興公之御舍兄弟子となり梵良ト申候而彼任職被仕大内滅亡より以後寺領捨り吉見家に相成佛具神寶御引取せ云々。其後廢頽せる寺地へまた一寺を建て大應寺と號す」と云へり。按るに阿武氏所藏享徳四年三月文書に「大井郷保壽寺領秋枝名四分一田畠事、右件之屋敷田畠等去正和五年二月十日任_ニ貞尙下知之旨_一至_ニ今亨徳四_一而無_ニ一切之煩_一同大夫代々御下知帶_ニ先祖手繼_一令_ニ知行_一處仁云々」とありて大内氏廿四代弘世の弟師弘の子とも云はれたる保壽寺開山梵穎癡鈍よりは年代古く、且つ寺傳梵穎癡鈍和尚の俗系は史實に照らして大なる錯誤あり。又、梵良彦明は義興の庶弟にて、梵穎癡鈍の嗣法惟參周省の錯錘を受けて山口保壽寺を繼ぎ、大永二年靈光圓珠禪師と勅諡せられ、勅書にも大内義興舍弟僧とありて、寺傳には肯難き點多く、假令本寺が山口保壽寺と同號なりしにもせよ、梵穎癡鈍開山云々は附會の説にて信するに足らざるなり。社家阿武氏系圖にも興資の代保壽寺殿袖判有と見ゆれど、大内家歴代保壽寺殿なし。但廿七代持世の弟教祐の保壽寺殿と號するはあれど、是亦無關係なるべし。

周鷹寺 大井村字後地

曹洞宗。石州津和野永明寺末。山號海岸山。本尊釋迦牟尼佛。寺傳に云、往昔椿郷に在りて圓通寺と稱す。天正十六年五月廿二日吉見大藏大輔正頼卒して法名月尼周鷹大居士と諡し圓通寺に葬る。乃ち

寺號を周鷹寺と改む。毛利氏防長移封の後、正頼の子廣頼大井の櫛山に居る。此時寺を今の地に移して改葬せり。慶長十八年六月廿日廣頼卒して法名秀岩舸轍大居士と諡し本寺に葬る。殉死三士の墓も後山に在りと云へど今見當らず。

(註) 吉見伊豫守頼興享祿五年四月十二日舊領石州三本松城に於て卒す。法名傳法寺殿前參州太守德陽永公と諡す。其木像高六寸厨子入、吉見家の舊臣堀某の家に藏せしが、寶曆四年携へ來りて寺納す。此物も明治七年の火災に燒亡せり。

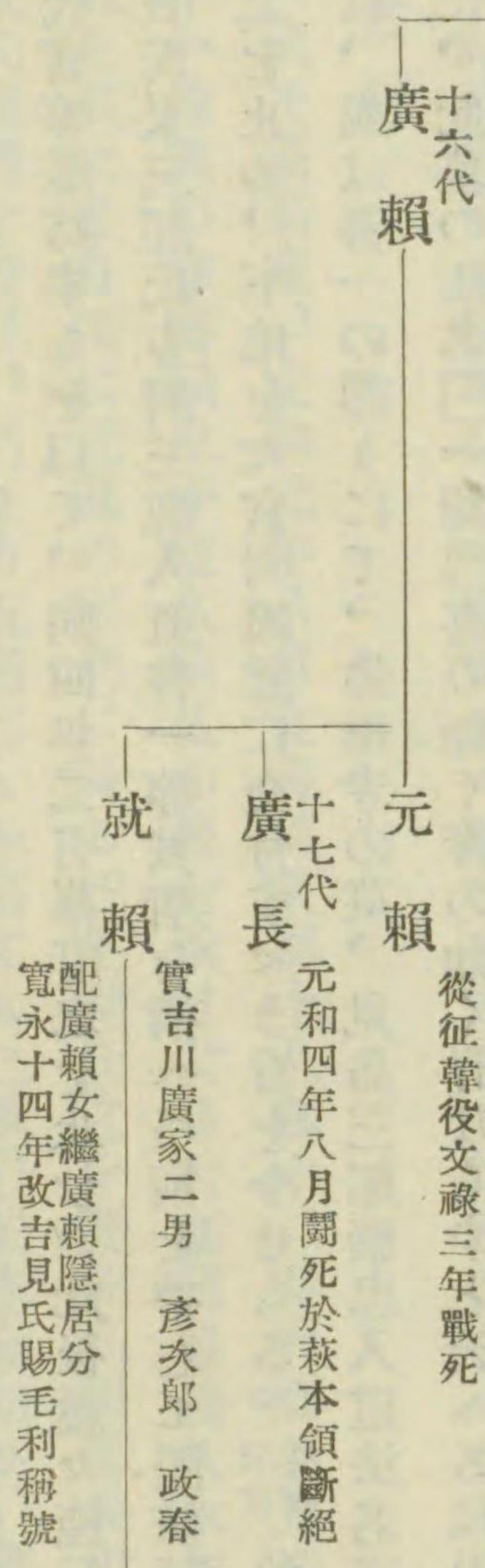
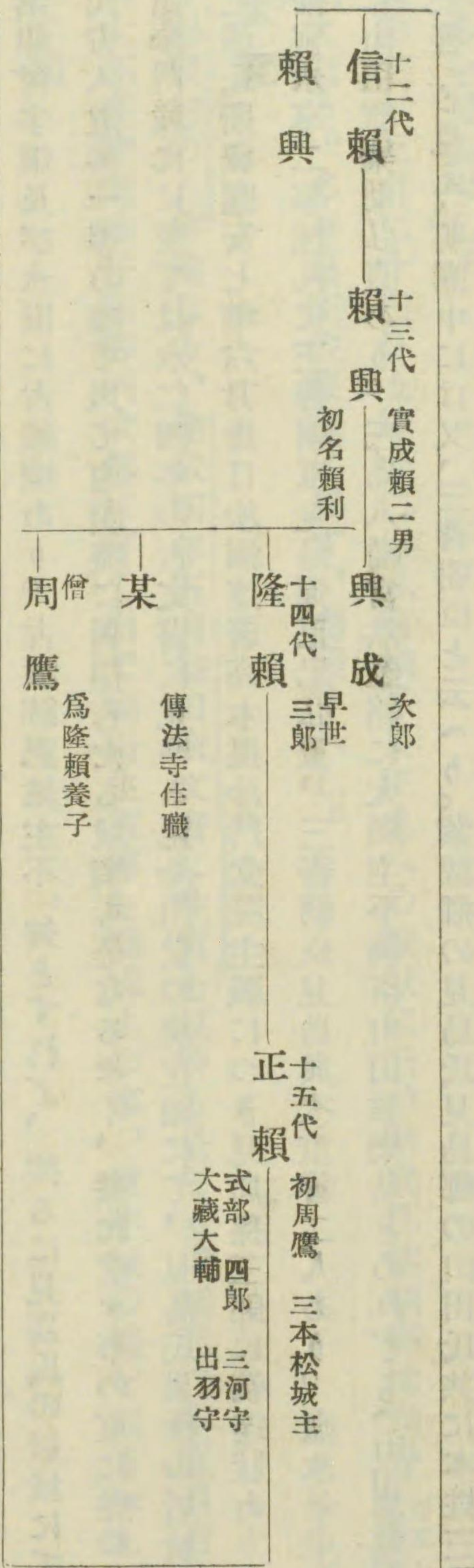
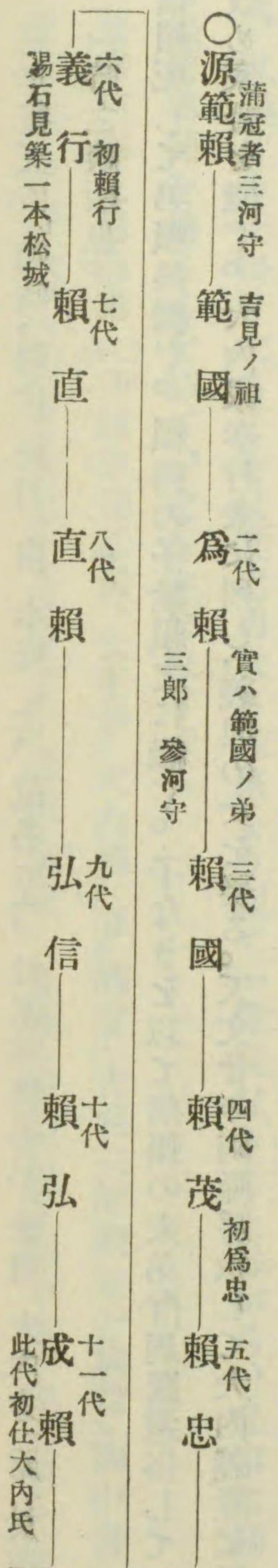
吉見氏の先、源範頼の子吉見二郎頼國より出づ。其裔頼行後改義行に至つて、弘安中蒙古襲來により、西藩の旗頭として石州吉賀郷を給ひ、能登國より移つて一本松城を築て居る後三本松城と號す。元弘三年三月山陰道の官軍を率ゐて長門國に攻下り、四月長門探題北條時直を討つて之を奔らす。後遂に足利尊氏に屬す。十一代成頼に至りて初て大内氏の幕下に屬す。應仁の亂大内政弘大軍を率ゐて東上し山名氏を助く。成頼の子信頼細川氏に黨して大内氏の分國を擾亂すること數年なりしが、十年遂に政弘に降る。文明十四年五月山口に至り政弘に謁す。廿七日政弘宴を設けて諸將校を饗す。弘護其席上に信頼を刺す。弘護亦、信頼に刺されて死す。此事弘護肖像贊に見ゆ。又政弘が翌日右田弘詮に與ふるの書にも「弘護事旨儀有之吉見相果是以對當家忠儀之段更に無是非不慮之事出來殘念無申計候〇下」と見え、弘護より仕掛けたることは其忠勇なる性格より觀て一點疑なきことながら、此事に關し、蔭涼軒日録に異聞を傳ふるを以て、之を左に録す。

長亨三年正月晦日〇中信上司話云、先年於大内第一有酒宴吉見三郎殿廿一歳殺陶中書、内藤彈正當座殺吉見、聞々所持之刀七寸五分、名之曰ヤケヒ鶴噬、昔彼先祖河獵之時、墮此刀於大河中、失却、

三年後又使鶴時、鶴含此刀、自水底上、故名之、彼家重代也以故自大内方贈於吉見之家、一時之談柄也。

信頼死して弟頼興繼ぐ。頼興の子隆頼之に繼ぐ。子なきを以て信頼の末弟僧周鷹還俗して正頼通稱彌七と改め家督を繼ぐ。大内家奉行衆に列し、義興の女を娶る。天文廿年陶隆房叛して大内義隆父子を弑す。翌年十月益田藤兼正頼が三本松城に迫る。撃て之を卻く。正頼は義隆と義兄弟にて其密旨を受く。又、陶益田二家とは宿怨あるを以て安藝の毛利元就と謀を通じ、廿二年十月居城及び阿武郡賀年勝山城に據りて義兵を擧ぐ、翌年三月勝山城陥り、三本松城圍を受くること久しく、八月に至り糧乏しく、矢亦、盡きて嫡男龜王丸を質として平ぎを乞ふ。義長晴賢隆房改名毛利氏の事急なるを以て是年五月元之を幸とし、質を收めて義長山口に凱旋し、晴賢は元就を撃つ爲に岩國に移陣せり。弘治元年晴賢嚴嶋に敗死するに及び、正頼勢を得、二年春僞りて龜王丸を奪還し、再び兵を擧げ、三年二月賀年城を復す。渡川の成將野上房忠等成を棄て、山口に入る。正頼進んで阿武郡の地を略す。一方毛利氏は山陽道より兵を進めて諸城を陥しいれ、三月十二日元就隆元父子防府松崎の兵を追ふて大專坊を以て本陣とす。諸軍進んで山口に迫る。義長隆世戦はずして長門國に奔り勝山城に入る。是に於て正頼防府に出で元就父子に謁し、廿一日圓樂坊にて元就父子を饗應す。翌日毛利氏また大專坊にて正頼已下諸將を饗し、乃ち正頼に其略する所の阿武郡内の益田領を以てす。厚東郡吉見吉敷郡恒富亦、此時益田領なりしを正頼に與へしなるべし。正頼晚年家を男廣頼に譲りて萩の指月山に隱棲し、に終る。其家領なるを以てなり。

毛利氏八箇國時代分限帳に「壹萬五千四百五拾石七斗八升一合吉見次郎兵衛。内七千三百貳拾五石四斗三升五合石見吉賀郡。七千八百九拾石參升六合長門阿武郡。五拾石八斗九升同郡。右一筆者女中方領。百八拾四石四斗二升同國厚東郡、右一筆者局方領」とあり。天正八年霜月十五日廣賴文書に阿武郡高佐郷吉部郷得佐郷大井郷等の内を家臣に宛行ふこと見ゆれば、是等吉見氏所領なりと知らる。廣賴に二子あり、長元賴文祿征韓役に毛利氏に従ひて出征し三年早世す。其弟廣長父の家督を繼ぐ。關ヶ原の役後輝元與ふるに阿武厚東二郡の内にて一萬千三百九十餘石を以てす。廣長津和野を去りて長門に移る。廣賴は大井の櫛山一作串山に居る。萩築城の爲廣長の采邑換地となり新知意に満たず、憤恚して慶長九年逃亡して仕を求め、其後歸參せしが、再度逃走して浪游多年志を得ず、元和元年また歸參して罪を待つ。輝元舊惡を問はず、其前功舊誼に因りて祿を賜ひ、萩平安古に住せしめしが、四年八月嫌疑あり、輝元家臣をして其邸を圍ましむ。廣長近臣と共に奮闘して數十人を殺傷し、妾及び三子を刺殺して討死し正統斷絶せり。先是吉川廣家の二男彦次郎改譜賴迎へて廣賴の嗣となし隱居分を襲がしむ。後に毛利氏と改め熊毛郡大野に居る古文書譜録。熊毛郡大野村の條參照すべし。



紫福郷

郷名志布岐と訓ず。見性院所藏慶長十八年八月文書に阿武郡澁木と書けり。三浦氏所藏、弘安五年三月地頭三善押字、永禪に宛行毘沙門堂院主職の文書あり。同永仁四年七月十四日宗康押字、見島三郎に宛つる紫福郷毘沙門堂院主職に關する文書あり。按るに見島氏姓三善にて紫福郷の地頭職なり。紫

福村臨濟宗五臺山佛母寺(今同宗瑞光寺を併せ佛光寺と改む)文珠堂側に見島氏の古墓一座あり。「見島三郎康忠入道法名善一禪門閔世三十八年。曆應二年己卯七月十七日卯刻命終」と彫れり。金石文誌に「見島新三郎康忠法名眞等禪門閔世二十歲應安五年壬子三月二十四日亥刻命終」の一碑を載すれど現存せず。前の康忠と同名なる新三郎歿年によりて父子の關係なきこと知らる。三郎康忠の歿年曆應二年に先づること三年、建武三年四月十一日紫福郷及び牛牧庄地頭職を長門國忌宮に寄進す。前宮司代官等濫妨するを以て、同四年二月幕府之を止む。此後屢々施行をなすと雖も、在康及び三島兵庫助貞氏又三郎氏方同三郎入道普一等城郭を構へ弓箭を帶して濫妨狼籍に及ぶを以て、建武五年九月四日之を止め、下地を大宮司國道に交付すべき旨を令せらる。忌宮文書按るに忌宮文書に三郎入道普一とあるは、或は善一の謬りにて、佛母寺の墓、見島三郎康忠入道法名善一とあると同人なるべし。金石文誌に、此墓の法名□一禪門喜の如く善の如く詳ならずと云へるは眼力足らざるなり。

紫福村字畑及び永田に古城墟あり。古城跡記城主不知とすれど、按るに見島氏の居城にて、在康貞氏氏方入道善一等の據て以て地頭職に對捍したる城郭も是なるべく、殊に堂ヶ市の東に聳ゆる毘沙門山毘沙門城にに至ては永仁四年の古文書に見ゆる毘沙門堂の所在地にて、見島氏累世の居城なるべし。三浦氏所藏應安七年六月卅日沙彌連署高木毘沙門堂院主職につき見島孫三郎に執達狀あり。大井村八幡宮永享二年棟札に三善朝臣見島彈正忠弘重、三善朝臣見島與次重善二人あり。應永年中見島の住人に山田雅樂助弘貞あり。三島八幡宮洪鐘銘に大願主平朝臣山田雅樂助とあれども、山田家譜に姓平號三善一と見え、明應中には又、三善朝臣と云へり。紫福郷の見島氏見島郷の山田氏共に本姓三善にて同族たるを見るべし。

文明二年三月二十三日上總介仁保弘有嫡子長王丸への讓狀に云、阿武郡紫福郷地頭分

百五十石之地本領多々良代所也

見えたり。多々良庄佐波郡に屬す、參照すへし。

宇生賀

今福賀村の大字地なり、建武四年五月益田家文書に生賀と見ゆる是なり。延元二年五月石州の官軍三隅太郎高津與次長幸等阿武郡に打て出で福田生賀等を燒拂ふの事、賀年城の條を見るべし。

福田

今福賀村の大字地にて、福田上・福田下あり。建武四年五月益田家文書に其名見えたり。

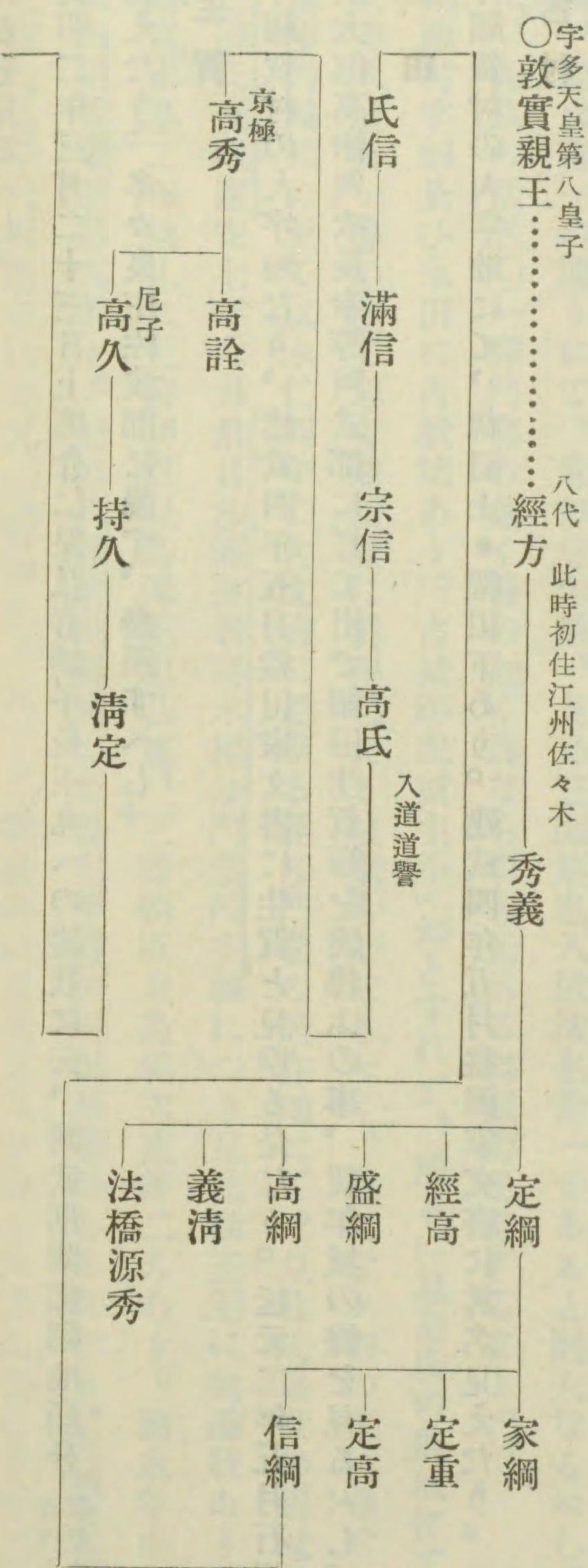
奈古村

阿武氏所藏、文和元年八月文書阿武郡十八郷中、奈古郷名見ゆ。永祿九年十一月二十八日山陰山陽十一箇國の守護職尼子經久晴久の後を承けたる右衛門督義久永年毛利氏の攻撃に力竭きて舍弟倫久秀久と共に是日遂に元就の軍門に降る。毛利氏之を藝州高田郡長田の圓妙寺に幽す。壁格子、所々に矢藏矢藏門を設け、門より五間づゝを隔て、二重の矢來を結び、警固の武士日夜看守す。富田トクより隨從の近臣二十人の内御小姓衆五六人の外は別宿に之を置く。義久は法躰友林、倫久は(四時)同く瑞閑と號す。七年目の天正二年始て義久等兄弟三人を寺外に伴ひ、榎本中務宿にて朝より晩の七ツ迄一日優遊す。爾來一年に二回寺外に出す。斯くて二十三年目の天正十八年に至りて幽を解き、志道の根の谷に新館を構築して居らしむ。根の谷は古帳五百七十石の地なり。防長移封の後一同奈古に移る。奈古及び紫

福千二百九十二石餘の采地を賜ふ。慶長十五年八月二十八日尼子義久卒す。大覺寺に葬り、法名大覺寺殿大圓心覺大居士と諡す。寺は本郷に在り、元と眞言宗光應寺と稱せしが、曹洞宗に改め寺號をも改めて其菩提寺とせしにて、石州津和野永明寺末たり。義久の木像を藏す。義久子なきにより倫久の子九一郎元知を養子とす。氏を久佐と改め、其子就易の代に本氏佐々木に復す。采地は後年吉敷郡平川村秋穂二島村の一部千七石餘となれり。内藤梅雲覺書。古文書。関閣録。

倫久は高麗陣に従ひ戦攻あり。關ヶ原役にも出陣せり。元和九年三月四日卒す。慶長十四年十二月二日秀久卒して大覺寺に葬る。法名喬山乘心大居士と諡す。義久秀久の墓現存せり。

尼子氏略系

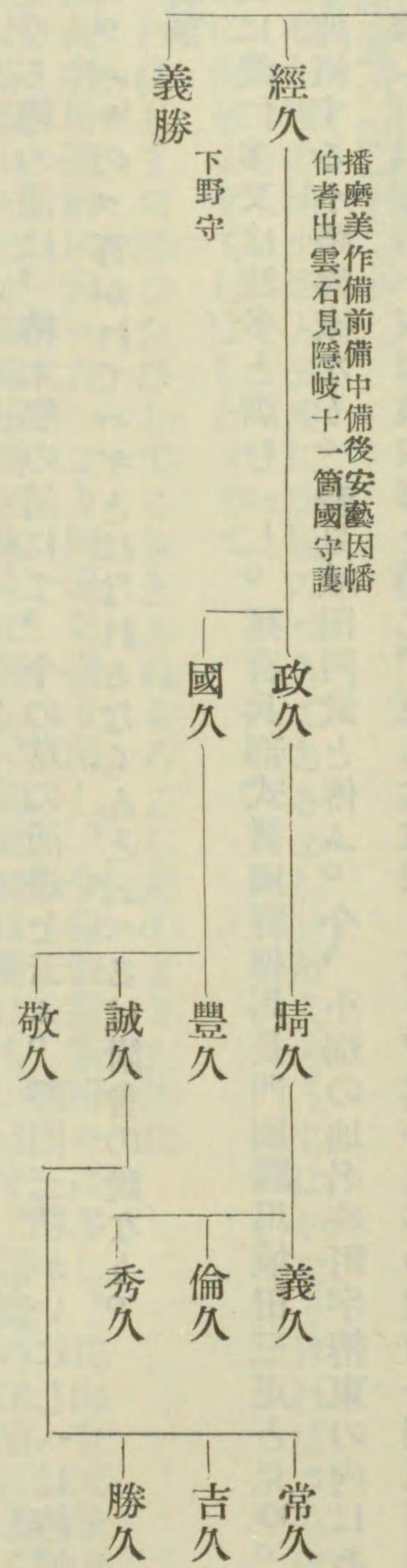


阿古海

和歌藻鹽草に長門或は攝州と云ふ。防長名所雜記に當郡奈古の海を云ふと見ゆ。萩廻りには萩鶴江の海とす。細川幽齋の九州道の記に「あこの浦波の高く聞えければ小鼓(歌)のとうの調へやはあはすらんうつ音高しあこの浦なみ」と見ゆるは、小畑の次ぎにて瀬戸崎の前に載せたれば、奈古の海を詠みたるには非ざる可く思はるれど、事實如何にや。

椿木郷

大椿山歡喜寺延暦年間の草創なり。往古椿の大木ありて夜々光明を放てり、斯る奇異の大木なるを以て郷名に名づくると云ふ。地名必ず二字を用ふるの制によりて木を添ふ。武藏國橘樹郡橘樹郷美濃國石津郡櫻樹郷あり、此例なり。椿八幡宮は元と椿神社の地なり。椿神社は今境内神社と稱す。なりて須賀神社と稱す。 舊社坊靈椿山大照院舊大椿山歡喜寺 永椿山長藏寺あり。萩町椿東分椿西分福川川上の諸村に亘る古郷域なるべし。椿郷西分字椿あり、椿木郷の本郷なり。今、椿郷東分を椿東、椿郷西分を椿と改め、萩町に隸す。



大津郡日置村利生山出土寛治七年十一月廿甲午日の經筒銘雀部重吉あり。本郡大井村明光寺山頂出土康和三四年經筒銘銅施主椿武則鑄師雀部重吉あり。三浦氏所藏弘長二年十二月文書紫福郷高木毘沙門堂院主職の事に關し前地頭椿左衛門尉あり。是等此地の任人なり。椿鑄物師の由來甚古きものあり、長府安尾氏所藏元應元年文書都波木鐵屋あり。今、椿東の沖原に郡司氏あり。鑄物師の舊家なり。

【梅松論】

相隨ひ奉る船三百餘艘なり此所は播磨の灘とて順風なければ渡海せぬ大事の渡りなり若此風なくば御浮沈たるべき所に云々。爰に上杉伊豆守の乗船名をば今度船と號す長門安武郡椿の浦の船頭孫七畏て申しけるは是は御大慶の順風と存候月の出汐を待て室より五十町東なる杓子浦に船をかくる案の如く雨止みしかば月と共に御座船走りけりこはかりしかども順風なりければ皆帆をあげて走りけるに夜の明けかたになりしかども近くは山見えぬ海なるに浪は屏風を立たる如くなれば心ほそかりしかども多くの船共廿四日の暮程に御船を始として播磨の大藏谷の澳にぞ碇を下してかゝり給ひしと見ゆる椿の浦は、椿木郷の浦にて、今の萩の浦邊を云ふ。靜間三積がいにしへは椿浦といひけんを後にツバキのツ省かれてハギとはなれるならんと云へるは附會の説なり。

埴田驛家

埴田は波仁多又は波多と訓むべし。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬埴田三疋と見ゆ。山陽道と山陰道を連絡する小路驛家なり。參見埴田阿武と傳ふ。今、小畑の地名萩町字椿東の内にあり。波仁多は波都多(都は促音)又は波奴多と轉じ、更らに波田となり、其小波多の假借小畑埴田驛家の遺なり。

【九州道の記】細川幽齋

おなし國の浦小畑と云湊に唐船のつきてあるよしを舟人のうちにかたりければさらば見物せんとして遙に舟をよせてしばしとどめて

われもまた浦つたひしてこきとめぬもろこし舟のよりし湊に

八江萩名所圖繪に云「古へより陶器を造り出し、今尙製造家所々に多し、其山を天長山と名づく。世俗には茶碗山と云ふ茶碗皿類を専らに製し、御兩國は更にもいはす、諸國の津浦に多くうり出せり。延喜民部式年料雜器長門國茶碗とある其產地ならん」と云へれど徵證なし。

牛牧庄

阿武川の下流二派に分る、其三角洲の新生地は俗に所謂椿郷北分にて、空閑の境牛牧に利用せられたれば、其名を負ひて庄名とはなれるなり。

牛牧の庄名建武三年忌宮文書に見ゆ。是年四月十一日長門國牛牧庄の内、見久新田及び紫福郷地頭職を忌宮に寄進せらる。前宮司代官等濫妨するを以て同四年幕府令して之を止む。此後屢々施行をなすと雖も、在康及び見鳥兵庫助貞氏又三郎氏方同三郎入道普一等城堀を構へ弓箭を帶して濫妨狼籍に及ぶを以て、建武五年九月四日之を止め、下地を大宮司國道に交付すべき旨を令せらる。忌宮文書

萩町春日神社舊祠官吉屋氏所藏文明十一年三月五日文書に牛牧庄見久新田之内春日宮大般若經田の事見ゆ。

(註) 縣社春日神社社傳に曰く、當社は往古大同年中大和國奈良に在す春日の神社を國守某勸請せし所なり。初め江向に鎮座す。今、

古春日と云ふ伊與社の地是也。又云、下土原井原やしき社の内をも舊地と云へり。其比は神主吉屋氏祠官中津江氏城村氏なり。さて慶長十二年天樹公のおぼしめしにて堀内の地に御迂宮ありて萩鎮守と仰がせ給ひ則小南宮内大輔を以て當社の大宮司とせられたり。其已前は吉屋氏大宮司にて安養寺杯云へる社坊もありしとぞ。猶又江向の地に本地薬師堂のこりて連綿たり。又云、春日社は元土原妙見の森に鎮座ありしを江向に迂宮す云々。

【師守記】

貞和三年十二月廿八日、丙申天晴、入夜雨下、今日自長門牛牧庄、牛四頭到來、以御狀副送文、被付奉行頭宮内卿行兼朝臣、則被進近衛殿云々、件庄此間直講師連奉行之、而被止參仕之間、可奉行之由、先日被仰下家君之故也。

與牧村

寺社舊記拔書椿社の件に云「椿社の所椿郷内東分北分西分と分るといへども古へは北分今の萩をすべて與牧村と云ふ。椿郷の内也。與牧權現社中津江東分山中に在り。當社分神萩地古への産土神なり。建武觀應の古證文貳通あり。與牧村を後に白田村と云ひ、又川島村牛敷庄とも申すなり。河島と云ふ時より別に一郷分れて河嶋莊となる、十八郷莊帳には河嶋庄とあり、牛敷とは後の名也」とあり。萩古實未定卷には「此地代田庄と云ふ。後牛敷庄と改む云々」とあり。按るに是等の説甚だ謬れり。萩志要に云「牛牧庄に牛牧を置かれ與牧權現の在る所當時本牧に添へる餘牧なるべく、従ひて與牧世牧は借字にて餘牧なること知らるべし」と云へり。近藤清石も寺社舊記萩を與牧村とするの説を難じて云「與牧は今の上野（東分）あたりの名にて與牧社上野の字古畑にあり。萩とは阿武川の流を隔てたる地なり、與牧權現社明治四年江牧權現社と改稱して古實を失ふ」と云へり。

【椿郷西分椿八幡宮文書】

宛下椿郷與牧上村神頭役事（以下略）

建武二年二月九日

地頭沙彌源勝

多良十郎太夫所へ

【同上】

椿郷之内與牧權現并諏訪大明神末社家與牧刑部大夫事依神事勝屋權現宮緩せ有之觀應元年十郎大夫大宮司職中直支配成就云々。

觀應元年三月二日

多良十郎大夫所へ

城田村

城田村。寺社舊記に白田村に作る。近藤清石曰く、城田は「椿郷東分村の今の城ノ腰山に城を築きて兩國古城跡記に阿武郡椿東分小城腰山城主尼子侍大將松倉伊賀守と見ゆ。起れる名にて與牧村の後の名なること決し」といへり。翁甫按るに城田村の名、與牧村の後の名なること論なく、また城によりて名を負へるなるべしと雖も、建武觀應の際には與牧の名ありて、當時周防には大内氏崛起し、長門には厚東氏豊田氏ありて各一方に覇を稱し、殊に厚東氏は長門國の守護職なりしも、大内氏は尋で防長二州の守護職に補せられ、貞治三年南朝正平石見の守護をも領し子孫之を世襲したれば、城腰山の築城は尼子氏に非ずして大内氏なるべし。尼子氏長門國にまで侵入して與牧村に城を構へたりとの説信するに足らず。大内氏滅亡の後、吉見正頼阿武郡の地の小知を給せられ此城を守る。永享四年大内持世持盛、少貳を討たんが爲に豊前國に在陣せしが持盛持世と隙

あり、満世馬場殿盛持に黨す。二月十日持盛遂に現形して夜に乗じて持世を襲ふ。持世敗走して長門國椿の要害に擴る。尋で石見に入る。持盛豊前國を開陣して十三日長府に入部す。持世の據りたる椿の要害或は城ノ腰山をさす歟。椿郷東分沼田原の城腰山は石見路必由の地にて要害なり。此時椿の要害とありて未だ城なかりしが如し、後に大内氏によりて城を築かれ、其所を城田村と稱へ白田村とも書きしなるべし。然れば牛牧庄の枝村として與牧村ありて、その村名後に城田村となりしにて、寺社舊記、十八郷莊帳に城田村後に牛敷庄となれりとし、又、風土注進案にも昔年城田庄と申候由其後天平年中牛敷庄と唱替相成候とせるは悉く謬なるべし。今牛敷庄の出所を考ふるに椿郷東分村上津江龍藏寺縁起に

古老傳云天平年中聖武大佛殿草創之時朝廷令諸國出車牛長州多出好牛中有二頭白色妹好肥壯多力能牽巨材其迅如風即編民國守之所牧也大佛殿土木功終帝勅彫其牛像作堂安之蓋感其功勞脫其罪報也今東大寺淨土堂之基此其地也皇澤普潤賜國守于綸旨并藟料令其牛終不復役田疇畜齡短促不久斃矣國守就其埋骸地又創一堂以時祠焉事聞九重天上於是賜白牛山龍藏寺之榜額且以城田庄充僧徒粥飯之費依是改城田名爲牛敷庄

とあるに據れるにて、此縁起は専ら椿郷西分の農家國守氏の傳説によりて書けるものなれば、地名地域の如きは傳説傳寫の謬りあるべく、恐くは牛敷庄は草書によりて牛牧庄を誤り傳へたるなるべし。國守氏白牛傳説のことは根據あり。舊藩の時本國に白牛を産すれば耕作に役せず、龍藏寺に寄附するの慣習にて、其飼料は當島宰判より郡配當米の内を以て之に充つ。若龍藏寺に既に白牛あるあれば、

其宰判の代官所に願ひ許可を得て他國に賣却す。之に就て近藤清石の説に「國守の出したる白牛傳説は東大寺建久再造の時俊乗坊重源上人徳地より材木を出すに當り、數多の牛を要せしは、吾妻鏡建久六年の三月の件に二年治文四月十日始入周防國採料材致柱構企土木功載柱一本之車駕牛百二十頭令牽之也と見えれば、本國にも牛を借りてこの牧より出したる中に、白牛の逸物ありて上人注目せられしが、この功終りて其勞に酬ゆるが爲に、防長の牛は荷物運送に使役せざることはからひ、かの白牛には飼料を充てまた耕作にも使役せざること、せられしが、久しからずして斃れければ、上人甚之を憐み龍藏寺をして其菩提をとふらはせられたるならん、さるをあやまりつたへたるなるべし」と云へり。臨濟宗白牛山龍藏寺は椿東阿武川右岸にあり、對岸六本松は元と此寺の庭松なりしと云へば、阿武川は寺の後方を流れしものと思はれ、其事口碑に遺れり。寺傳によれば天平年間創建、初め三論宗なりしが、延文元年石屏子介禪師中興ありて禪宗となれり。境内に白牛舎一棟あり、二間半に二間とす。三十年許前迄は白牛居りし由にて白牛一頭美禰郡嘉萬村安藤喜七の榜札掛れり。こぼれ萩に云「萩御打入之節迄は國守と云者住居にて今も其末の子孫有、往古以來長者と呼來り阿武郡を才判仕と云へり。又此邊數町作り取に仕、今も少々御免地有之中今も玉江の穢多共萬歲唱て元日の曉天に國守の宅にて舞仕廻其後世上に出る也。萬歲の唱を聞に國守の長者殿と云ふ言葉あり」と見ゆ。國守氏子孫連綿して今も沖原に住めり。翁甫按るに、國守は名田號なるべし。此邊數町作り取りにし、且つ古來國守の長者と云へるを見れば、名田を持てる小名にて、名田號は後に其家の稱號となりしものと思はる。假令近藤説の如く國守の白牛傳説を俊乗坊重源東大寺柱取材の時代に引下げ得

るとするも國守名田の起原は夫よりも猶、甚古き時代の事なるべし。

河島庄

阿武川下流二派に分る。東は松本川西は橋本川なり、其三角洲なるにより名づく。古への牛牧庄の内なり文和元年八月大井八幡宮御祭禮郷々社頭座敷本張に川島庄あり。益田家文書文明十年十一月廿五日益田治部少輔貞兼阿武郡川島本方三百五十石地を給せらる、事見ゆ。舊藩河嶋庄と云ふは川内なる川島上組下村の内河添村の内本丁・中ノ丁・三軒屋丁・江向・開作・勘場丁・地面・大下・毛尻・門田。椿東分中津江村の内上津江・中津江・下津江・一本松・江添。椿西分沖原村の内木部・天神坊の區域を云へり。今阿武川三又萩區の内に川島あり庄名の遺なり。

當島

長門金匱云、「萩を世人當島と云、河上水西北に分れ口の名を川島と云、夫兩方の川内の地は河島の庄と云、牛木の庄依之萩にての諺に當島と云、萩は河内の島なり」と云へり。萩を當島と云ふこと、由来甚だ覺東なきに似たりと雖も、舊藩中には其稱呼儼として存し、當島宰判を立て其治所を置きて河島庄椿東分村椿西分村福井村^上紫福村大井黒川村山田村三見村川上村明木村佐々並村を管す。又別に濱崎宰判濱崎浦玉江浦鶴江浦三見浦小畑浦越ヶ濱村大井浦大島羽島櫃島尾島相島見島地方見島浦ありしが、後に是等をも當島宰判に屬せしめたり。故に古老今尙、其地方を當島と汎稱せり。

萩

長門風土記殘冊に云島榛郷波之波美又波木西限大泊瀬於保波世俗呼阿於波世申酉至參見中山一坤究玉江郷山田口

萩浦

南限鹿背坂午未至河内入口一巽究川上椿瀬東限松本埭長至小墾田北兼乾方角限海濱也」とあり。榛ハリノキ又はハリギにてハリギの略ハギなり。萩も亦、ハリ又はハギなれど、萩の地を島榛の郷と云へる徵證なし。必ずや後人の賢しらなるべし。長門金匱に云「當所を萩と申事は、今古萩と云所に人家あり、今の田町通りより南東は皆沼にて蘆原の水溜りなり、田も睨々無之、よき道もなし、東北の方當萩村と云、後總名萩と云也、本の名所を古萩と云也」とあり。又、注進案に云「大井浦漁家彌左衛門所藏、永享三年大井奈古兩浦寄鯨爭論に付吉見家の時裁許書立物の内に萩浦と見ゆ」と云へり。萩古實未定の覺に云「萩と云名、昔は阿武郡萩津浦と申事、大内義隆公より正判物、今、川島の指月山善福寺に天文の比、義隆公の判物萩津浦にて一丁と有之、永享年中翔天和尙草創也、もと御城山の麓に有之」とす。是等によりて、萩がもと海濱の小地名たりしを知るに足るべし。

長門金匱に「萩の地は大内家時節吉見氏の領地の由なり」とし、萩古實未定の覺に「御城地往昔北條上野前司直元居城、其後吉見正頼出城と云ふ。」とあるもの史實を究めざるなり。吉見家譜に云、頼行後改石見吉賀郡津和野一本松の城を開き○中元弘年中天下兵亂の時、同三年三月廿四日伯州於船上御醍醐帝より大將の綸旨を賜はり、軍兵引卒して長州上野前司直元が城を攻落し粉骨を盡し、此賞として山城國久世郡・大和國宇多郡・防州佐波郡を賜はる」と見えたり。吉見頼行官軍の大將として長門に發向することは、正慶亂離志に三月廿九日元弘三年北朝正慶二年石見國より吉見殿を大將にて三千騎にて向間大峯と云所に豊田厚東以下勢を被向廿九日卯尅に矢合由告來」とありて、四月一日厚東武實官軍に應じて、北條時直を攻め、尋で長門諸族皆歸順して探題館を襲ひたれば、時直遂に敗走す。其北條上

野前司直元とあるは、上野前司時直を指せるにて、直元は時直の前名にてもあるべし。時直の據れる長門探題館は長門の國府にあれば、之を萩城に擬するの謬りなること極めて明白なり。

應仁の亂に大内政弘西軍に應じて東上す。吉見氏と疆土相接する兼田兼堯貞兼父子之に従ふ。吉見信賴在國して東軍に應じ南榮道頓を援けて政弘の分國周防長門を擾す。貞兼政弘の命を承けて國に還り信賴を撃て功あり。萩川島庄其他の地を賞賜せらる。吉見氏が此地方を領するに至れるは、天文二十年陶晴賢叛して其主大内義隆を弑し、益田氏其逆を助くるに際し、吉見正賴が義兵を擧げて弘治二年阿武郡を略し、三年毛利元就に謁して益田氏の舊領大率吉見氏に賜はるによるなり。吉見氏大内氏の時萩を領すと云ふこと文明以前は兎に角、以後に於ては其證なしとす。正賴晩年家を男廣賴に譲りて、指月山に隱棲し、天正十六年を以て卒す。廣賴の男元賴征韓役に津和野城舊名三本松より出陣す。朝鮮陣留書元賴の臣下賴頼直の日記に云「三月八日につわのをたち候て、ふくいせんしやういん御宿になされ諸給人出頭之事、兩降候、九日ひるほごよりうちに、はぎうら御宿なされ御船御覽候、福江又右衛門殿御ふるまひの事頓而御座鋪にて周防守に御なし候事、それすぎ候て指月へ御著なされ候、諸給人寺家社家不殘出られ候事」とあり。

慶長五年關ヶ原の役後毛利氏防長二州に移封せられ、本城廣嶋を去て城地を他に定めざる可らず。即ち山口幸峯防府の桑山萩指月山の三箇所を候補地とし、福原廣俊國司元藏江戸に於て幕老本多正信父子と折衝を重ね、遂に指月山と決定し、九年三月萩城營築の工事を始め、二宮就辰佐波善内三浦元澄佐竹元眞井上元重三上元友等を普請奉行とす。防長賜封の後輝元は、伏水に在りしが、八年秋入國し山口糸米に假寓す。尋で萩に遷り淨念寺に滞在す。萩城未だ落成に至らずと雖も、九年十一月十一日を以て入城す。翌十年城下諸士の邸地を定め町割を行ふ。築城工事は其後繼續し十三年六月を以て落成せり。

指月山と云ふは川島善福寺元と此山麓に在りて山號指月山なれば、聽て山名となりしなり。善福寺が永享年中此に據る以前の山名平山ヒラヤマと稱したりき。按るに古への牛牧庄名失せて川島庄あり。其北部に萩浦の瀬海村落あり。毛利氏指月築城に因りて頓に有名となり、遂に擴がりて古への牛牧庄の總名となれるにて、今の古萩フナギは萩地名の由て起る所なり。

萩の地形たるや一面北海に瀕し、他の三方山を以て圍まる。阿武川の下流二派に分れて城地は全然島嶼を成す。指月山は即ち島の北端に在り。舊時の戦術を以て之を觀れば要害の地たるを失はず。東方岩國に吉川廣家あり、西方長府に毛利秀元あり、三家鼎立の形勢を成す。後徳山清末の二支藩あり輝元より敬親に至る歴世十四、年を閱すること二百六十年間、防長二州の治城たりしが、地甚だ北邊に僻在して上國と交通の便を缺ぎ、衝を中原に争ふに足らず。且つ外船警を傳ふるの日に當りて、萩城は遂に防禦を完ふする能はざるを以て、敬親に至りて文久三年館を山口に築き遂に遷居す。明治七年萩の本城を破却す。城濠石壁等今尙、存す。

系譜を案するに毛利氏は遠く天穗日命より出づ。十四世の孫野見宿禰に至り始めて土師宿禰の姓を賜ふ。宿禰十世の孫を毛受宿禰と曰ふ。河内國毛受莊今和泉にありを食む因て此稱あり。宿禰に一男一女あり。男を祖磨宿禰と曰ひ女を眞妹と曰ふ。眞妹贈正一位和乙繼ヤトキツグに配す。女あり新笠ニヒカサと曰ふ。立て光仁天皇

毛

の後となり、桓武天皇を生む。后崩じて毛受大枝の山陵に葬る。桓武天皇外祖母土師氏真妹を追尊して正一位を贈り、土師宿禰を改めて大枝朝臣とす。因て大枝の姓を祖磨の孫諸士宿禰に賜ひ、朝臣を稱せしむ。其子本主モトクミに至り、平城天皇の第一皇子阿保親王の侍女中臣氏媛めるあり、之を本主に賜ふ。既にして一男を生む、之を音人オトコとなす。奏請して大枝を改めて大江となす。音人博識洽聞清和天皇の侍讀となり、參議に任じ從三位に叙す。是より子孫世々菅原氏と俱に文學を以て朝に仕ふ。世に之を菅江二家と稱す。千古・維時・重光・匡衡・舉周カミナリ・成衡・匡房・維順コレノ・維光を経て廣元に至り、源賴朝を佐け、或は鎌倉に居り、或は六波羅に居り、朝幕の間に斡旋す。廣元采邑を數處に食む相州毛利甲那の愛 其一なり。廣元の第四子季光毛利莊に居る。因て始めて毛利氏を稱す。季光三浦泰村の妹婿なり。泰村の兵を擧げて北條氏に抗するや季光之に與る。事敗れて一家法華堂に自殺す。第四子經光猶ほ幼にして越後佐橋莊に在りて事に與らず。故を以て其食邑南條及び藝州吉田庄を保つを得たり。經光の子時親始めて移りて吉田に居る。是より世々吉田庄郡山を以て居城とす。防長回 天史其國周防に隣れるを以て大内氏と密接の關係を生ず。況んや爾來騷亂歇む時なく。大内氏歴世兵を四境に出し、殊に義興義隆二代安藝國守護を領するに於てをや。

時親の孫を陸奥守親衡と曰ふ。正平五年歸順す。其子元春建武二年以來武家に屬す。元春の二弟匡時直元父と事を共にす。文中三年北朝 應安七年大内弘世足利義滿の命を奉じて軍を安藝に進む親衡及び匡時直元父子之に應じて俱に元春を攻む。翌天授元年北朝 永和元年親衡卒す。翌二年二弟匡時直元大内弘世と相謀り四月十六日大軍を率ゐて元春が小手崎城を攻む。元春已に自殺せんとするの處、石州守護職を改め

らるゝの事によりて廿八日弘世軍を撤す。此事に就て元春は父親衡が大内弘世に降參すと雖も、野心を藏して密に九州宮並に菊池方に内通すと云ひ、弘世亦、野心隱無き事を言へり。毛利家 文書弘世は石見守護職の事により、武家を恨み、此頃歸順の企ありと京都に聞え、閏七月十四日管領細川頼之、在京の大内家雜掌に對し、大内介周防長門兩國守護の事子細あらざるの旨を諭す。後愚 昧記元春の孫光房の時、應永の亂あり。應永七年七月十一日大内弘茂京都を發して周防に下る。是より先周防長門の二國を賜ひ、盛見を討伐し、且つ姪馬場殿滿世を召出すべしとの臺命を被むるを以てなり。光房將軍家の下知によりて弘茂を援く。翌八年十二月弘茂盛見と長門國府に戦ひて敗死す。十年四月廿八日光房に下知して、大内新介入道道通を援けて盛見を治罰せしむ。盛見介入道と戦ひて之に捷ち、安藝石見に出軍して介入道を援けし國衆を撃て悉く之を降す。毛利家文書。水上 山本堂供養日記豊浦郡の上、下山城の條

參照、

光房の孫豐元の時、寛正四年伊豫國亂る。河野通春援を大内教弘に乞ふ。五年十一月將軍足利義政使僧を周防に遣はし教弘に命じて通春を討たしむ。細川勝元亦、私使を派して之を請ふ。並に安藝國衆に令して通春を討たしむ。然るに教弘却て通春を援け、六年九月三日伊豫國に病死す。子息政弘猶、猛勢を以て通春に合力し、細川方悉く敗る。十月六日勝元書を毛利豐元に與へて政弘を撃たしむ。毛利家 文書大内氏兵を安藝國に出す事、吉敷郡築山大明神の條參照。

應仁元年毛利豐元細川勝元・持賢の誘諭を受けて東軍に應じ、西軍宍戸駿河守を攻て其跡地を領す。後にもまた西軍に應ず。文明四年二月九日足利義親御内書。同年四月十三日大内政弘書狀安藝國東條西條德政一揆蜂起せるにより、大内政弘

豐元に在郡せしむ。大内家奉行衆奉書 文明七年十一月廿四日大内政弘契約に基きて、鏡山後詰によりて得たる御藪宇・寺町・寺家・原・三永・金藏寺領を豐元の嫡子弘元に讓與す。十年二月十二日大内政弘弘元に加冠す。

明應九年前將軍足利義種周防に下向し、大内義興に頼る。四月十日義興内書を毛利弘元に與へて忠節を致さしむ。六月廿日細川政元義澄の爲に忠節を勵むべき旨を諭し、翌文龜元年八月義興治罰に就て、綸旨内書あり、不日大内太郎大友備前守父子以下と相謀り忠節を致さしむ。細川政元奉書 弘元前將軍の下知に應じ、大内義興の催促によりて九州に出兵す。永正四年冬十一月義興前將軍を奉じ、山口を發して防府に出で中國九州の兵を召集す。毛利弘元興元義興加冠 父子參加す。古文書 翌五年六月八日義種入洛し、七月朔日更に將軍に任じ、義興管領代に補す。弘元の子長を興元次を元就と曰ふ。弘元死して長子興元嗣ぎ、元就出で、猿懸城に居る。既にして興元死して其子幸松丸嗣ぐ。猶、幼なり、元就外に在りて之を輔翼す。大永三年七月幸松丸夭す。老臣等議して元就を迎へ、其後を繼がしむ。時に大内氏山口に居りて周防長門豊前筑前安藝石見の六ヶ國の守護たり。尼子氏出雲國富田月山城に居りて安藝備後備中備前播磨美作出雲石見隱岐因幡伯耆十一箇國の守護を領す。大内尼子の二氏覇を争ひ、藝備石は其衝突地點たり。毛利氏元來大内氏の幕下なるも、幸松丸幼冲なるを以て、尼子氏の勢力下に屈從せしが、大永四年大内義興父子藝州に出陣す。此頃元就歎を大内氏に納る。天文六年十二月一日元就の男少輔太郎質となりて山口に入り。六日大内義隆に謁す。加冠し一字を契約して隆元と名づく。九年正月義隆父子安藝に出陣し八月玖珂本郷に次す。九月尼子晴久大舉して安藝に入り元就の郡山城

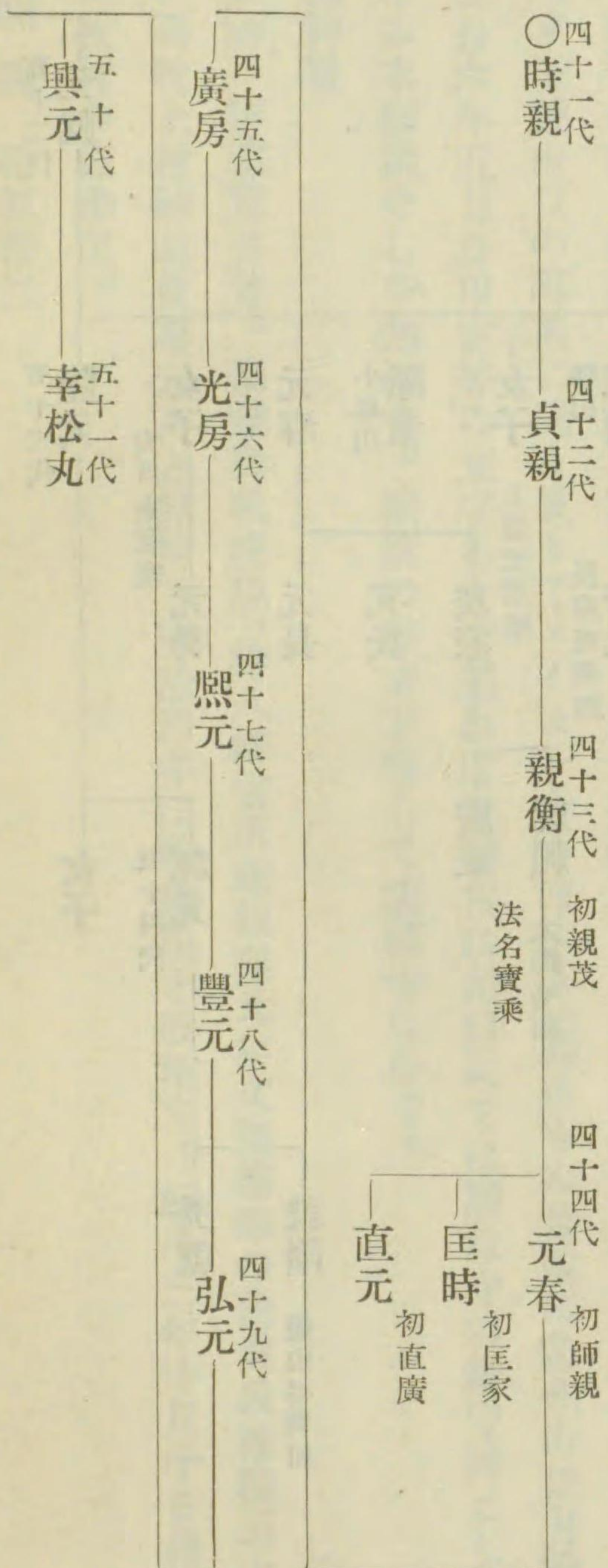
を圍む。十月陶隆房内藤興盛來援す。十年正月十三日晴久敗れて出雲に還る。三月義隆父子安藝に入り、十一年出雲に進軍して各處に戰ふ。十二年經羅木山に移陣し月山城に逼る。五月七日我軍大敗し義隆父子纒に免れて船に乗る。晴持は船覆りて溺死せり。陶内藤等並に備藝石の國衆は、陸路より退却するに敵兵追撃して已まず。此退口に死する者其數を知らず。元就屢々返戦し、主從七騎となりて石見國波根に遁る。之を七騎落と稱す。夫より郡山に向ふに、敵兵益々追至するを以て、元就只一騎備後國山内隆通に投じ漸く虎口を脱し、翌日隆通が家臣三十六騎に護られて、郡山に歸城するを得たり。

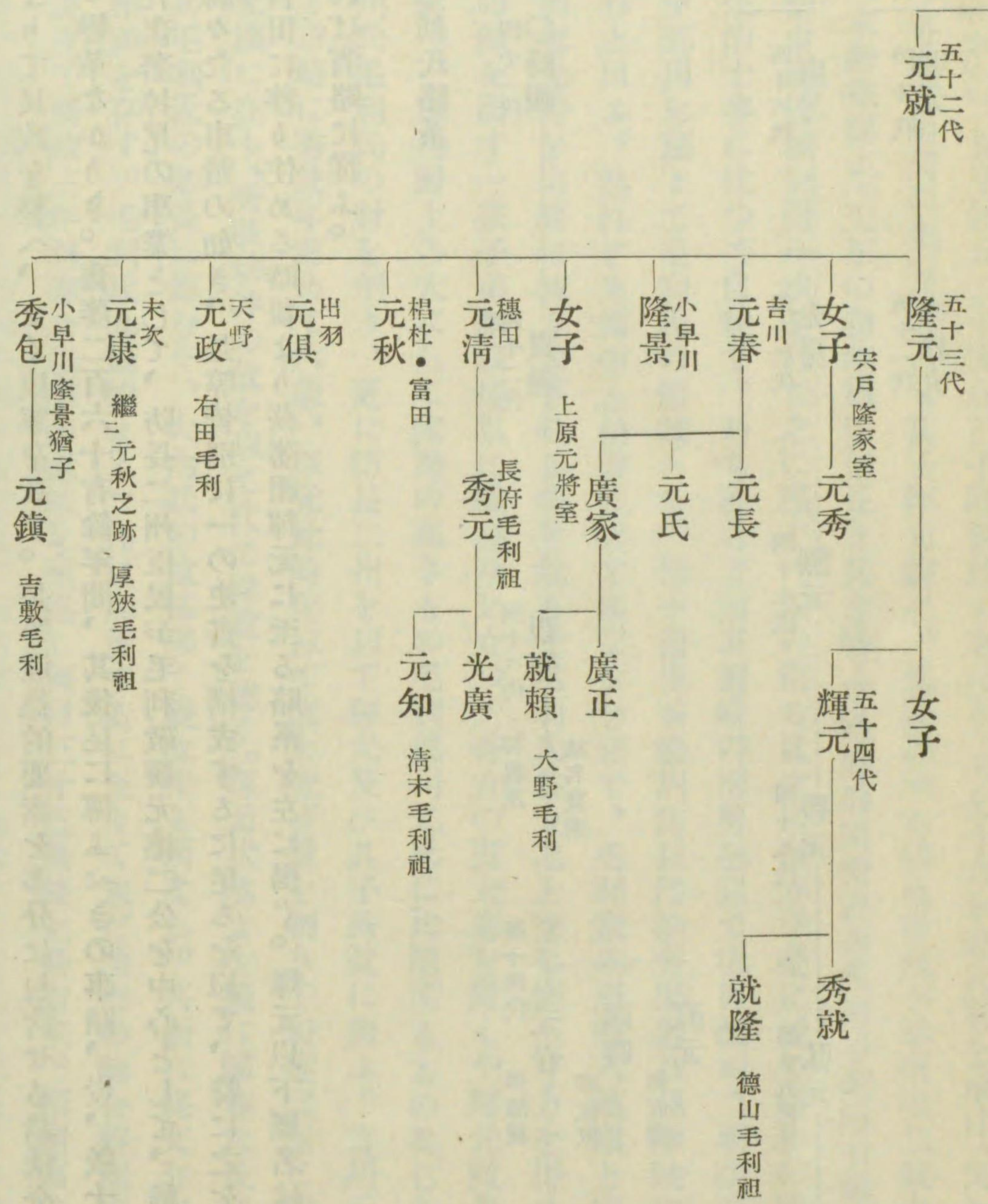
天文二十年陶隆房叛して其主義隆を弑するや、石州三本松の城主吉見正頼兵を擧げて賊を討つ、時に二十二年十月なり。元就其將二宮隱岐守溫故私記元經とすれど春久なるべし 伊藤對馬守元種をして之を援けしむ、晴賢隆房改名 使を遣はして元就の來援を促がし懇請甚だ急なり。元就敢て軍を出さず。奏して討賊の詔を請ひ、廿三年五月兵を擧げて陶の罪惡を鳴らす。弘治元年晴賢を鷗嶋に誘ひ五千の寡を以て一擧にして陶軍三萬の衆を殲し、晴賢を誅す。是より徐ろに周防に迫り、歸服する者を撫し、背畔するものを屠り、山陰の吉見氏と南北駢び進み、三年三月遂に山口を取り、四月大内義長を長門の國府に亡ぼす。是に於て防長兩國毛利氏の版圖に歸す。是よりして西の方豊前筑前の經略に一指を染めて大友宗麟と相見え、東の方石見を徇へて尼子義久に當る。躬親ら陣に臨むもの前後二百二十一回、吉田三千貫の地より起りて永祿九年尼子氏を山陰に滅し、吉田に歸るの時に當り、其略有する所の境域備中備後安藝周防長門因幡伯耆出雲石見隱岐の十國に及び、豊前讃岐の一部亦、其領有に歸せり。元就九男あり。二宮就辰元就の子

なりと云ふ然 長子隆元二子元春三子隆景最も著はる。天文十六年隆元家を承け、父を輔けて軍國の事に従らば十男なり。永祿六年父に先ちて卒し、其子輝元嗣ぐ。元就薨するの後吉川小早川の二叔之を佐け殆ど一家の如く、家勢益振ふ。天正の初年織田信長と兵を構ふ。裨將羽柴秀吉兵八萬を率ゐて來り攻む。十年秀吉進んで備中高松城を圍み水を以て之に灌ぐ。城の陥る且夕に在り。是に於て媾和の議始めて起る。城將清水宗治士卒に代つて自殺す。乃ち約して兩軍對峙の形勢を以て境を改め、北は伯耆の馬山、南は備中の甲部川を劃りて毛利氏の領域とす。備中備後安藝周防長門伯耆出雲石見隱岐の九箇國に亘り百二十萬石と曰ふ。然れども備中と伯耆各其半國なるを以て、毛利家の所領八箇國と曰へり。幾くも無く秀吉明智光秀を山崎に破り天下の兵權を握る。毛利氏益々之と交を修め、力を併せて四方を經營す。秀吉の帥を出す一家子弟概ね皆軍に従ひ功を立つ。秀吉の五大老を置くや輝元隆景並に之に列す。此時に當り、海内封土の大にして家勢の高きもの毛利徳川二氏に比肩するものなしと云ふ。關ヶ原の戦後徳川氏毛利氏の封を削り、更に防長二州を以て輝元及び其子秀就に與ふ。吉川氏の所領六萬石も此内なり。時に秀就年甫めて六歳、輝元此時を以て老を告げ髪を剃りて幻菴宗瑞と號し伏水に居る。毛利秀元國に在り、秀就幼沖の故を以て代て國政を聽く。輝元伏水より國に歸るに及び辭して長府に居る。初め毛利氏の防長に臨むや、大内氏の故法多く變改する所なし。其新に條文を定むるものも亦、多く舊精神を存す。毛利氏九箇國より二州に局促するに至りて未だ法令の統合整理する所なし。秀就の子綱廣立て萬治三年洞春公以來の遺法を祖述し條目三十三箇條を發布す。所謂萬治制法にて士人の憲法たり。之に對するもの即ち郡中制法及び町方制法の二法令にて庶民の憲法なり。前者は二十五箇條、

後者は三十五箇條より成る。此時諸種の規程三十法發布せられ毛利氏の制度典例始めて完備す。是によりて民政を整へ、よく康寧を致す。是等道德的要素を多分に包含せる諸法令、毛利氏の世を終るまで變革なかりき。舊藩二百六十有餘年間、其後昆に傳ふべきの事蹟、豈、數十百にして止らんや。また舊藩掉尾の事業として、防長二州臣民が毛利敬親元徳二公を中心として、維新の宏謨を翼賛したる赫々たる事蹟の如き、是等皆別に一の史書を構成するに足るを以て、特に之を記せず。今始めて藝州吉田に移り住める時親より萩藩祖輝元に至る略系を左に掲ぐ。輝元以下歴名は總說藩の條下に載せれば省略に従ふ。

毛利氏略系





土地神社

三代實錄貞觀十五年十二月十五日丙午授長門國從五位下忌宮神從五位上正六位上武智石打命神意久
 神土地神越中國賀積神並從五位下とある土地神是なり、慶長築城の時より萩城鎮守社として毛利家の
 崇敬する所なりしに、寶曆年間毛利重就始祖天穗日命及び元就卿の靈を合祀し後に隆元輝元秀就の三
 祖を合祀す。明和六年仰徳大明神の社號を賜ひ文政中正一位に陞せらる。敬親の世元就卿の靈を分離
 して山口市野田に遷せり。本社元と指月山麓に鎮座ありしを後に東麓の宮崎神社に合せ、近年又、志
 都岐山神社内に遷し其攝社となれり。

多越神社

舊號天神宮、御改正迄は圓政寺といふ社坊ありき。もと周防國山口に在りし社寺にて慶長年中萩に遷
 座す寺號山口の町名に遣り訛りてエイセン寺と曰へり。圓政寺の金鼓に防州山月輪山圓政寺天神宮、
 建長六年五月日甲寅等の文字あり。然れば天神宮は山口にては圓政寺の鎮守神として祀られたるに何
 時本末顛倒せしや知れず。維新の際寺を廢して滿願寺に合す。

江牧神社

祭神 伊邪那美尊。舊號與牧權現、椿八幡宮所藏觀應元年文書椿郷の内與牧權現云々、同建武二年文書
 に與牧上村神頭役事云々と見ゆ。明治四年江牧權現と改稱す。四十三年十月十日椿八幡宮へ合祀す。
 與牧村の條參照。

大照院 椿區櫻江

臨濟宗。山號靈椿山。元と大椿山歡喜寺、桓武天皇延暦年間草創なりと云ふ。中興開山義翁傳等臨濟宗に改む。久しく廢壞してありしを承應年間大照院殿の菩提所となりて今の山號寺號に改む。開山義翁大和尚像中の銘に云、

「建武二乙亥十一月戊子朔廿一日庚午入滅後百十三年始而奉造工、于時文安四年丁卯五月廿二日記焉、卯塔建立、文安第六龍集己巳秋八月一日作事始之、同廿九日造畢、則時奉安置者也。住山比丘前圓覺千英叟祐俊」とあり。藩主綱廣吉廣宗廣治親齊熙廣七公の墓亦、寺内に在り。

雁島

鶴江臺に續きて、香川津の内なり。萬葉集に見えたる沖津借島を見嶋とし、雁島を邊津借島とするの説あり。細川幽齋の九州道の記に云「兎角して長門國にいたり、磯の上島々を見わたして行くに、かり島と云ふ所ありと聞き誰も世の無常なる事を思ひ出で、皆人のいのち長門とたのためとも世はかりしまの波のうたかた」と見えたり。

鶴江

萩町字椿東の北海岸に横たはりて、松本川の河口右岸に當る。全く火山岩より成れる臺地なり。鶴江臺とも稱す。萩古實に云「鶴江釣江と有り漁人の船は丸太船とて田舎の水溜の様に木を鑿りて舟とし用之元祿寶永頃迄大方如斯何時よりか今の様になりたり」と云へり。

鶴臺 春望

瀧 鶴臺

壯士三春眼。乾坤睥睨開。孤城連大海。落日倚高臺。積水蒼江霽。浮雪玄菟來。雄風吹不盡。意氣

醉芳醕。

御船倉 舊址濱崎町。

舊藩御座船其他の舟船を圍ふ所にして、年々三田尻御船倉のものと入れ替ふ。長門金匱に云「御船倉並御船出來候事は毛利宮内殿當役中毛利市正殿當役中の間、勝間田權左衛門濱崎浦手代官役の時相調候」とあり。當役とあるは當職の謬りにて毛利宮内就房寛文四年九月朔日より同九年二月迄六年間在職、毛利外記就直後に市正と改む。延寶八年七月朔日より元祿五年六月廿七日迄十三年間在職なれば、寛文四年より元祿五年に至る三十年の間の創始なるべけれど實際は其前後尙ほ縮まるべし。享保年間の作と傳ふる萩繪圖萩町役場所藏に、船渠二相並び、屋根を葺く。其地先水面に突堤を繞らし、水門を開く。又、天保五年より數年後に成れる八江萩名所圖會には、船渠四箇相並び何れも屋根あり、堅固なる石門を築き前面を圍ふこと前圖に同じ。今、竹内某家裏二箇所と須子某家裏一箇所遺れり。竹内氏に在る中央のもの最も大にして、概測長十五間幅五間高現在二間半あれど猶、地下二間半もあるべしと云へば、總高は五間なり。巨石を以て築き、瓦屋根を葺く。前面の石門今は撤去せり。其西隣に一箇所、東隣須子氏に一箇所ありて、何れも其規模前者に劣れり。是等前面今は悉く埋築して民家櫛比せり。毛利氏水軍三田尻に設けられ、大小船渠の址今尙、存す。其規模の小なるに比して此地の船渠の壯大なるは大に注目を要す。毎年正月三日藩主の船乗初規式あり。又、三四月比吉日を卜して川御座船乗初規式を執行し、住吉神社社官中津江氏勤仕したり。住吉神社文書住吉神社に御座船の繪馬あり、其文に「寄進、寶曆四年甲戌七月十日、防長國主」と見えたり。

住吉神社 濱崎町鎮座。

社格郷社。社傳に云明暦元年萩の舟人攝津住吉神社に祈願して、危難を免れしによりて之を勸請して鶴江に神社を建てしが、後に今の地に移さる云々。藩主の崇敬厚くして、毎年御座船並に川御座の乗初式を行ひ、本社社官之を勤仕せること前條に述ぶるが如し。又、藩主參觀交代の節船中安全の祈禱を乞ひ、米二石を奉納するの例規なり。萬治二年文書 又、朝鮮信使來朝歸帆の祈禱に就ては御船倉銀の内より銀二百十五匁を交付せらるゝの例なりき。住吉根源記

椿八幡宮 萩町大字椿の椿山麓鎮座

祭神、應神天皇。仲哀天皇。神功皇后。本と萩廓外の總鎮守とす。社傳に御嵯峨天皇御宇仁治四年本國守護佐々木高綱鶴ヶ岡八幡宮を川上村立野原に勸請す。(佐々木高綱は文治二年守護となりたれば年代不合)翌寛元二年椿郷西分の木部に遷す。正和三年地頭三善康久今の地に遷座す。此地には元と祇園社ありて開化天皇の御宇椿の長者南山に椿神社と崇めたりしに濫觴すと云ふ。明治六年祇園社號を改て須賀神社と號す、境内末社なり。開化の御宇は兎も角椿神社の由來甚だ古ければ主客顛倒せるなり。

満願寺

眞言宗。山號傳法山、安養院と號す。寺傳に聖武天皇神龜年間の草創にして安藝國吉田郡山に在りしを慶長年間に萩移すと云ふ。維新の際廢寺となる、後に防府町宮市靈臺寺の地に引寺號とし靈臺山満願寺と稱す。

平安古

慶安の地圖にヒヤコ池あり、町名是に因る。萩諸町舊記に一説には往昔今の竹本の鼻より中渡筋の北側に至り、川に沿ひて池沼あり、之をヒヤコと云ふ此名の廣かれるにて後に平安古の文字を立てしと云ふ

松本窯

世に松本焼或は萩焼とも稱す。國史大辭典に、工藝志料・古今陶甕攷を引きて「萩焼其創始を詳かにせず、永正の頃より茶器を製すと云ふ」と云へり。文祿の役、朝鮮陶工李勺光我軍に虜せられ大阪に到る。豊公之を毛利輝元卿に預けらる。毛利氏長門國に移るに及び、勺光に椿郷東分松本に宅地を賜ひ、鼓嶽の樹木を窯薪に充て陶器を作らしむ。因て其山を唐人山と稱す。後に藩命を帯びて諸處の古窯を巡檢し、大津郡深川の古窯を再興せり。其弟李敬兄に招かれて本邦に歸化し名を坂助八と改め松本窯を繼承す。寛永二年高麗左衛門と改名の判物を賜ふ。子孫斯業を繼承して今に至りて十二世なり。其陶土を周防國吉敷郡大道村堂山に採る。又古萩と稱する一種あり、大和國三輪の源左衛門休雪と云へる者來りて開窯す。今九世雪堂に及ぶ。

福井

今、福川村大字福井上福井下是なり。文和元年大井八幡宮座福井郷名あり。福井下村八幡宮舊神主金田氏所藏文明十五年十二月廿三日池永秀重押字折紙に「御公領庄官名御代官鼓頭千代松所へ」と見え。同明應十年八月文書福井庄官名社當役の事云々と見ゆ。吉見元頼の家臣下瀬頼直の朝鮮陣留書に(文祿元)三月八日に津和野を御立候て福井せんしやう院御宿被成諸給人出頭之事云々とあり。翌日萩浦を経て指月に着けり。

川上村に屬す。大内氏系圖に文明二年正月廿五日大内教幸入道南榮道頓豐前國馬岳に於て自殺す。次男加嘉丸父と一所に自殺す。長男師々丸周防國佐波郡牟禮村阿彌陀寺に於て自殺す。三男弘慶難を遁れて此に來り、地名に因て柿並氏と稱すとせり。常陸國牛久舊藩主山口氏系譜教幸の庶長子任世防州を去て尾張國愛智郡笠覆寺に塾居し、二子を生む。大内氏の本源を避くる爲に其子皆山口氏を稱すと云へり。大内殿有名衆並に家中覺書柿並與次郎柿並市右衛門の名見ゆ柿並氏毛利氏に仕へ子孫連綿せり。道頓の死去年月日、其菩提寺吉敷郡平川村廣澤寺位牌亦同じ。予按るに文明二年道頓玖珂郡鞍掛山に敗れて石見に入り吉見信賴の庇護を受けて嘉年に據り長門を略せんとせしが、陶弘護兵備を嚴にして之を防ぐ。徳佐地福郷の條に述ぶるが如し。而して其後彼我兩軍の行動詳かならず。防長の地に於て志を得ざりし道頓が、豊筑の間に逃るゝは蓋し當然の事にて、豊前國馬岳に於て自殺するは其地方に於て敗戦の結果なりと思料せらる。宗像軍記の記事幾何の程度まで之を信すべきやを知らずと雖も、稍々其間の消息を窺ふに足るべきものあるを以て、左に掲げて参考^ニに供す。其書に於て道頓の自殺を文明元年月不詳八日に係く、大内氏系圖の文明二年正月廿五日とすると二つながら信ず可らざるなり。

【宗像軍記】宗像大宮司氏弘の事付り大内入道南榮少貳教賴蜂起の事

茲に文明元年に太宰少貳教賴^(賴忠)對馬島より太宰府に來り舊領を掠め取り大内掃部入道南榮と牒しあはせ九國を押領せんとぞはかりける。○中略、陶弘護大軍を率て筑前國若松に於て陣を取る事に係る。押渡り箱崎に至りて陣を取る事に係る。かゝる所に、長野五郎義信原田豊

前次郎良直時枝進士太夫公連千手信濃守冬道が早馬馳參じて申様去ぬる八日大内入道南榮豐前國柳が浦に押渡ると其まゝ足をもためさせず我々押寄攻戦ひければ南榮力および少貳とひとつにならんと落行けるをしきりに攻ければせんかたなくやおもひけん馬ヶ岳の城にかけ入て妻子と共に自害いたし候諸卒もことごとく退散いたし或は自害仕候とぞ告たりける。

長門峽

阿武川峽谷、篠生村御堂原^{ミタハラ}の丁字川より下流五里餘の稱なり。古來探勝を試みたる者絶無に非ざるも、險路攀ぢ易からざるの故を以て、其全景を通觀賞遊すること能はざるにより、其名世に顯はるゝに至らざりき。明治の末年山口在住の外人ガントレット氏此峽谷を踏査して其奇勝を愛し、其絶景を賞揚宣傳するに及びて、漸く内外人士の注意を惹くに至り、或は阿武川ゴージと呼び、或は長門耶馬溪とも稱へられしが、大正九年八月高島北海畫伯等一行の探勝の結果畫伯は耶馬溪に於ても斯く雄大なる男性的景趣は見るを得ざる所にて、其峽谷美は本邦峽谷中第一位に推さざる可らずとまで嘆稱し、畫伯によりて阿武川本流を長門峽と命名し、支流の生雲川峽谷を生雲溪^{イクモセキ}、同じく藏目喜川峽谷を金郷溪、同じく佐々並川峽谷を漣溪と命名し、同時に峽中漁樵の間に慣用せられたる俗稱を改めて雅名に替ふ。乃ち同峽の開発保護と探勝者の便利の爲に官民合同の保勝會を設立し、北海畫伯は長門峽眞景百四十幅を畫きて其收入一萬四千圓を寄附し、以て探勝道路を開鑿し、又、別に渡船旅館休憩所等の設備を整へて江湖に宣傳して遂に今日の盛名を博するに至れり。

大正十二年三月長門峽を名勝地として指定せらる。阿武川本流は篠生雲川上の三村に跨る沿岸、生

雲川は生雲村合流點、藏目喜川は同村金郷合流點、佐々並川は川上村合流點にて、其總地積民有地三百三十八町七段餘の範圍に亙る。河岸は斷崖絶壁を成し、或は峻峰を成す。奇巖削立するあり、重疊せるあり、或は將に顛せんとするあり。其形屋の如きあり、獸の如きあり、平滑なるあり、方直なるあり、千態萬狀殆ど名狀す可らず。其名あるもの大天狗岩・小天狗岩・烏帽子岩・獅子岩・金松岩・切籠・切窓・重屏岩等あり。河床に基石岩・平滑・雛ノ床・坊主岩・神龜岩・夫婦岩・岩小屋等の奇巖あり。河流巖石を穿ちて碧潭をなし、落ちて數段の瀑布を成す。乍ちにして狹窄し、乍ちにして開闊す。或は急流山に激して方向を變へ、或は坦々砥の如き平沙を流る。或は湛へて溶々大湖の如きありて、變轉窮りなし。櫻ノ瀧・飛渡ノ瀧・杣淵ノ瀧・猿猴ノ瀧・榎ヶ淵・佳景淵・丹淵・龍宮淵・長淵・三魚淵・暗淵・杣淵・千瀑洞口・舟入・第一・第二・第三斷魚溪・哇ノ瀨・猿溪等の名區一々枚舉に違あらず。春の花、秋の紅葉は言はずもがな、銷夏に觀雪に四時共に宜く、峯に木傳ふ猿の聲、深潭に浮べる鴛鴦の群、何れも得易からざるの風趣なるべし。

宅佐郷

和名鈔多加佐と訓す。高俣村字高佐本郷にて郷名の遺なり。高俣村・吉部村古郷域なるべし。高佐上・高佐下・片俣・上吉部・下吉部・吉部市に亙る。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬宅佐三疋とす。山陰山陽兩道連絡の小路驛家を兼ね。驛路埴田阿武宅佐小川と傳ふ。康曆二年八月大内義弘高佐東西地頭職を平子因幡守に預く古書

吉部村

吉部上村・吉部下村に分つ。古くは木部と書けり、由來書に至つて始て吉部とす。周防國佐波郡牟禮村字木部古文書に枳部とも書けり。續日本紀に紀田島宿禰の孫米多臣、仁德天皇の御宇周防國より讃岐國に移りて、後に娑婆部首となれること見ゆれば、米多臣は佐波郡の住人なること著く、即ち其部屬の住みし所を紀部と曰へるの考證同郡の條に載せたり。紀氏は紀伊國に因れる氏にて、紀は木に原づける國號なれば、紀氏の部屬を紀部とも木部とも書けるが、又、枳部吉部とも當字に書けり。防長兩國に吉部木部の地名甚だ多し。此地亦、其一にて紀部に關係あるべし。注進案の考に吉部を以てキヘ柵戸の遺なりとするは非なり。

山口廢善福寺文書に「一通同御判應永廿四七長門國阿武郡吉部郷領家方内十貢拾石事」又、氷上山興隆寺所藏大永七年七月十九日文書に阿武郡吉部郷と見えたり。本村牟禮山あり、吉部市より頂上まで登り八町、岡田より上り六町程、其周圍凡そ二十町許、注進案に牟禮山城徳阿彌陀寺一國一寺の古跡と云ひ、寺社舊記云、牟禮山權現往古吉部の内田桑山と云所御鎮座年久し何れの勸請とも不知其後天臺の僧淨藏貴所當所滯留權現社百日參籠祈るに滿夜神告て曰く、我熊野三所權現なり。此所垂跡幾星霜を経たり。牟禮山は無雙の名山なれば、彼峯に移し祭らば國家を可守との靈夢ゆへ、淨藏神告に任せ、彼山に移し奉る云々と見ゆ。又、柳の字地ありて柳神社鎮座あり。佐波郡牟禮村亦、牟禮山あり、木部あり、柳ありて、兩地木部に就ての本末關係を聯想せしむるもの無きに非ずと雖も、恐らくは偶然の暗合なるべし。

小川驛家郷

小川關所

延喜兵部式諸國驛傳馬長門國驛馬小川三疋とす。阿武宅佐小川と傳ふ。山陽道と山陰道とを連絡する小路驛傳を掌る。和名鈔に驛家郷とある是なり。小川當に乎加波と訓むべし。今、小川村あり郷名の遺なり。彌富村を併せ古郷域とすべし。上小川東分・下小川西分・中小川・下小川・土床・彌富上・彌富下に亘る。小川關所創始年代知れず。南北朝争戰の際、延元二年五月石見の官軍三隅太郎高津與次等小川關所を破り、長門に進撃したること益田氏文書に見ゆ。賀年城の條參照すべし。

彌富

延元二年五月十一日石州の官軍阿武郡に打て出で、小川關所を破り、彌富福田生賀を焼拂ひ、賀年城を攻むること賀年城の條參照すべし。正任記文明十年十月十五日條云、野田彦太郎弘資自阿武郡彌富城御太刀三百疋進上之と見えたり。

多萬郷

和名鈔流布本タマと旁訓せり。今田万崎村大字上多萬・下田萬其遺なり。田万崎村須佐町宇田郷村古郷域なるべし。上田萬下田萬江崎須佐惣郷宇田に亘る。多萬其本郷たり。舊藩に田萬郷上下あり、又、田萬村とも云ひ、地下上申より上田萬村下田萬村に分つ。町村制に江崎村と合して田萬崎村と改稱す。興隆寺所藏文正二年三月十日沙彌備中守連署執達狀に「當山興隆寺三重塔婆寛正四年造畢料所長門國阿武郡多萬郷内拾五石地堀大炊助同郷内五石地須川孫次郎等段錢事自去年文正元年三月廿七日御寄進以來、至已後所免除也、云々」と見ゆ。正任記文明十年十月七日の條に阿武郡多萬郷祥雲寺卷數御茶餅等進上之と見えたり。

須佐

高山あり、神の座す山なれば神山と唱へ、音便にてカウヤマとなり、後に文字をも改めしなるべし。注進案云「出雲國千家清主のいへらく、須佐とはもと須佐之男命によしあるべきをや、しかいふはこゝに神山といふ山あり是誠に近國比類なき名山にして須佐之男之神山といふ事なるべし。高き山故に、今は神の字を高とかく。」といへり。又、由來書に高山・北谷・帆柱・白ヶ浦の傳説皆黃帝にかけて云ふ。近藤清石の考に「黃帝と云ふ者、則須佐之男命を謬り傳へたるなるべく思はる、こは決めては云ひがたきも、今は國人はたゞに高山とはとなへず、須佐の二音を冠らして須佐の高山と唱へて名高き山なり」と云へり。年紀不詳毛利元就文書に「御狀披見申候、赤さ爰元不及給候、たゞ、須佐たま兩所一ヶつゝにて和與候へかすと可被仰儀までにて候之條云々」と見えたり。

慶長移封の時、益田元祥石見より移りて須佐を賜ふ。配地高知れず。寛永二年其孫元堯須佐村・彌富村・上小川村・上田萬村・下田萬村・福田村之内宇生賀・彌富・鈴野川村・佐波郡切畑村・厚東郡千崎にて一萬千石を給ひ、後加増して一萬二千六十石餘となり、宇部福原氏と相並んで毛利家永代家老として維新の際に及ぶ。益田氏の祖を大織冠鎌足の後裔從二位大納言國兼とす。鳥羽天皇永久年中、石見國一宮に下向し御神本氏と稱す。曾孫兼恒源義經に屬して軍功あり。始て美濃郡益田に移りて七尾山城に居り、氏を益田と改む。長子兼季家を繼ぎ、次子兼信那賀郡三隅に居りて三隅氏と稱し、三子兼廣同郡福屋に居りて福屋氏を稱す。兼季の次子兼定同郡周布に居りて周布氏の祖たり。爾來益田本支東部の小笠原本莊、西部の吉見の諸族と相對立す。元弘建武の際、石州の諸豪族皆起て官軍に應

す。益田氏宗支亦、王事に勤む。足利尊氏叛するに及び益田兼見之に應じて上野頼兼の麾下に屬す。正平四年足利直冬中國探題となるに及びて其節度を奉じ、佐波福屋三隅の諸氏と與に之を援く。高師泰大軍を率ゐて來り撃つや、佐波城に籠りて防戦す。其後石見長門の地頭等直冬に叛くもの多し。六年十二月直冬兼見に命じて北軍長門守護厚東武直を伐たしむ。七年六月復、書を與へて不日出陣すべきを令す。其後石長の諸所に戦ひ、長門國阿武郡大井小畑三見三隅等北軍の要害を攻めて之を下す。正平十九年直冬兼見の戦功を賞して、長門國田部郷參分壹地頭職を賜ふ。是歲大内弘世石見守護職に補し廿一年本國に出陣するに及び、兼見之を助けて石見を平定す。是より益田氏世々大内氏の幕下に屬す。應仁の大亂に兼堯貞兼父子大内政弘に従ひて西陣に在り。益田氏の所領、吉賀郡一本松の城主吉見氏の領地と接壤するを以て古來其境界を争ひて宿怨をなす。是に於て吉見信賴東軍に應じて細川勝元を援く。文明二年政弘の伯父入道南榮道頓兵を擧げて東上し玖珂郡鞍掛城に於て陶弘護の爲に敗られ、安藝國より轉じて石見國に入る。信賴之を庇し西長門を屠らしむ。益田貞兼命を承けて國に就き、弘護と氣脈を通じて之れが戡定に當り、三年吉見信賴が豊田城大内實錄豊浦郡とすは非なり井手懸城高津小城等を拔く。弘護亦、西方より道頓信賴に當る、道頓の軍遂に潰え、九州に奔りて自殺す。其後信賴尙、對抗せしが、九年大亂治まりて東西陣を撤し政弘歸國するに及び、翌十年信賴降を乞ふて許さる。十四年五月山口に出で政弘に謁す、廿七日饗宴の席に於て信賴陶弘護と相刺して斃る。弘護の妻は益田兼堯の女にて兼堯が孫宗兼陶氏に娶る。應仁大亂中の戦功に由り、石見の諸所の外長門國厚狹郡吉見阿武郡川嶋本方大井浦周防國吉敷郡恒富等の新知を益田氏に給ふ。天文廿年陶晴賢死して其主義隆を

弑し、翌廿一年豊後國主大友義鑑の二男義長初名晴英を迎立して専ら國權を掌握す。先是前年十月益田藤兼吉見正賴が三本松城に迫る。正賴到底益田陶二氏と兩立す可らざるを以て、益々兵備を修め毛利氏と謀る所あり。是歲四月義長藤兼を右衛門佐に吹擧し三隅氏の所領を管領せしめ、新に長門國厚東郡の内百貫阿武郡三原村八十貫多萬郷の内四十貫小川郷の内三十貫紫福郷の内四十五貫計二百九十五貫の地を給し、後また須佐多萬及び小川郷の内鍋山を與へて力を大内氏に戮さしむ。廿二年十月正賴三本松城及び阿武郡嘉年の勝山城に據りて義兵を擧ぐ。廿三年四月十八日藤兼出軍して大内氏に會し正賴を撃つ。義長は渡川に晴賢は徳佐に陣して三本松城を圍む、正賴よく守禦す。先是晴賢藝石諸城主に牒して出軍せしむ。毛利氏應せず、晴賢頻りに催促せしが、五月毛利氏義兵を擧ぐ。正賴之に力を得て戦ひしも、八月に至り糧乏しく矢石盡く。是に於て正賴嫡男龜王丸を質とし大内氏と和す。弘治元年陶晴賢嚴島に敗死し、毛利氏進んで岩國に陣す。二年春正賴龜王丸を奪還し再び兵を擧げて遙に元就に應ず。四月廿七日兵を出して益田氏の所領大井郷に戦ふ。三年三月正賴嘉年城を復し、大内兵と木部に戦ひ、將に渡川に出でんとす。渡川の守將野上隱岐守房忠城を棄て、山口に入る。正賴進んで阿武郡の地を略す。此時益田氏の給地多く吉見氏の有となる。毛利氏周防の諸城を陥しいて三月十二日元就隆元防府松崎大專坊に移陣す。將に山口を攻めんとするに先だち、大内義長高嶺城を棄て、長門國勝山城に入る。是に於て正賴松崎の營に到りて元就父子に謁す。元就賞するに曩に略する所の阿武郡及び吉敷郡厚東郡に散在する益田氏の舊知を以てす。是に於てか益田氏極めて不利の情勢に在り。先是吉川元春石州經略の事に従ひしが、三月益田藤兼毛利氏に歸服を請ふ、元就之を容る。閏

関録益田家書出に「元就公御意として弘治年中吉川元春様より口羽通良赤川元房を以て隨屬仕候様にと重疊仰下され奉得其意」とあり。然るに新裁軍記弘治三年春の條に云「弘治元年陶晴賢が天誅ヲ行ハレ嚴島陣ノ隙ヲ明ラレシヨリ元春ハ直ニ石州鎮禦ノ爲彼地ニ在陣アツテ方角ノ國人漸々身方ニ引成サル中ニモ七尾城主益田右衛門佐藤兼ハ大内家累代ノ舊盟ヲ守リ居タリシニ弘治三年三月大内義長山口ヲ遁出テ長府勝山ノ要害ニ楯籠リ既ニ大内家斷絶ナレバ元春ヲ頼テ當家幕下ニ屬セント懇勸ヲ通ズ元春及ビ福屋隆兼相共ニ計テ和議既ニ定リヌ此時元就公隆元公ハ義長逃奔ノ後ハ防府ニ在陣シ勝山ノ軍事ヲ謀リ居玉フ所ニ益田降參ノ注進ヲ聞シ召シ大ニ駭キ玉テ益田家ハ吉見方ノ仇家ナルユヘ往歲吉見正頼來服セシ時約束ノ事アリ今度義長退治ニ正頼無二ノ力ヲ竭スモ何故ゾヤ今又安々ト益田ガ降參ヲ許容セバ吉見方ニ對シ辭モナキ次第ナリ然リトイヘドモ今更益田ヲ遠ザケバ藤兼疑心ヲ起スベシ是亦我謀ニ非ズ只能程ニ遇イ置ルベシト言送り玉ヒ元春ノ計ニ任セラル其後四月三日義長既ニ勝山ノ要害ニ自害シケレバ防長一圓ニ御存分ニ任セラル是ヨリ又石州ヲ計略シ先井原城ヲ築カル此時始テ益田ノ人數ヲ呼出サル然共吉見家ノ憚リアツテ此由ヲ先吉見方ニ告知サレケレバ吉見モ暫時御武略ニ付テハ申スベキ様ナシ事終ラバ最初約束ノ如クシ玉ハル可ト答ラル藤兼既ニ毛利家ノ幕下ニ屬シ其威勢ヲ以テ愈近邊ヲ掠略ス其年十二月三隅端城板井川要害ヲ切取其由ヲ注進ス因テ三隅跡賜ル可キノ由元就公御判ヲ申受其後遂ニ三隅氏ヲ滅シ其地ヲ并セ領ス然モ吉見ノ宿怨解ケ難ク時々益田領内ヲ侵掠セントス是ヲ以テ吉見エ御用捨アリテ數年益田家へ御疎遠ナリ漸ク永祿六年三月廿四日藤兼毛利家ニ對シ無二ノ心ヲ見サントテ元春ノ取次ヲ以テ益田累代ノ寶刀銘舞草 房安ヲ獻ズ翌廿五日御誓詞ヲ賜リ御懇欵アリ猶又元春ニ囑シテ丁寧ノ意ヲ通ゼラル其後脇差ヲ藤兼ニ賜ハリ愈懐柔ノ誠ヲ盡サル」とあり然れども益田吉見二家の感情は容易に融和するに至らず其後も屢々領域を争ひ殊に防長の益田領は殆ど沒收せられたることは永祿十三年二月九日藤兼所領讓狀に長州の内須佐三原兩郷福井庄大井浦川嶋本方厚新方東吉見村東豊田等不知行云々とあり、是等の領地及び防州吉敷郡恒富が吉見氏に歸したるは吉見元頼に従軍したる下瀬頼直の朝鮮陣留記其他に徵證あり。藤兼の嫡子元祥、吉川元春の女を娶り、正頼の嫡子廣頼毛利隆元の女を娶る。其後廣頼の女、元祥の嫡子廣兼の室となりて兩家始て和親を成せり。慶長元年十二月朔日藤兼石州三隅に卒す。關ヶ原一亂の後大久保石見守彦坂小刑部徳川家康の密旨を承け、使を遣して石州の舊領を以て元祥を誘諭したるも之を辭し、七八萬石の舊領を弊履の如く棄て、毛利家に留まり防長二箇國七所の要害山口高嶺。岩國。三丘。右田。荒瀧。長府。須佐の一たる石見境の小邑須佐に甘んじ以て其父藤兼以來の恩眷に酬ゆ。毛利輝元防長二州を領するに至りて、舊領六箇國の貢租既に收納を了したるを以て、新領主に返給せざる可らず、又、輝元退老の時負債四千貫ありしが、是等の難局に當りて元祥皆よく其法を立て、之を辨濟せり。長藩創業の際、國歩艱難に處して畫策宜きを得、永世治國の基本を建てたるもの元祥の功多きに居る。寛永十七年九月二十二日卒す。生前從五位下に叙せられたりしが、大正六年十二月廿八日正五位を追贈せらる。

益田氏略系

御神本
 ○國兼 ———— 兼眞 ———— 兼榮 ———— 益田 兼恒 ———— 兼季 ———— 兼時

兼久	兼弼	兼堯	貞兼	宗兼	尹兼
兼家	兼理	兼堯	貞兼	宗兼	尹兼
次郎	治部兵輔	右衛門佐	次郎	右衛門佐	又兵衛
藤兼	越中守	從四位下侍從	元祥	次郎	右衛門佐
未受家祿・文祿四年八月卒	元堯	越中	玄蕃	親施	右衛門佐
廣兼	七内	修理	河内守	元堯	越中
景祥	被養吉川廣家、稱吉川爲家臣	元堯	父廣兼依早世受祖父元祥讓	親施	右衛門佐
吉川	家澄	元堯	父廣兼依早世受祖父元祥讓	親施	右衛門佐

須佐灣

須佐は山嶺崎嶇の間に僻在し、大量の物資を吞吐すべき後背地域を有せざるを以て、良港たるの要素に缺くる所ありと雖も、須佐灣の地貌は既に十分の天恵を享け、兩崎東西に斗出して奥深く自然の港泊をなす。杳邈たる太古日韓交通の一要地として素尊屢々來往せりと云ふが如きは、固より其徵證を得ること能はざるも、本州日本海沿岸出入極めて少く、良泊に缺乏せるを以て、海拔千八百尺を有する高山が航海者の好目標となり、須佐灣が避難の良港たりしは争ふ可らず。享保十一年八月七日長二十二三間、幅六七間、水線上高三間許、船首樓船尾樓高各一間乗組員四十二人を有する支那密貿易の大船舶の漂着は、萩藩をして極度に緊張せしめ、將士八百人大小船三百艘を派して、國法に據りて

之を燒打にし、船員を誅戮したるは實に已むを得ざるに出づ一件記録後年須佐開港論を高唱したるは吉田松陰其人にて、當時にありては一世を警醒するに足るの卓識たりき。

(註) 吉田松陰は邑主益出親施と肝膽相照らし、育英館學頭小國嵩陽と意氣相投合す。松陰門下富永有隣山田顯義伊藤博文品川彌二郎久坂玄瑞等錚々たる者十數員を選びて須佐に派し、嵩陽の官舎晚香堂に於て臨時開講せしむ。數箇月間の教授なりしと雖も、後學の練磨を資け士氣に影響する所尠ならずなり。育英館及び晚香堂の建物幸にして須佐小學校内に其大部分を存す。

須佐灣由來風景に富む。古人既に絶勝十二景の目を立つ。今の所謂名勝とする所は、聊か古人と其見る所を異にするものありて廣く灣の内外に亘り、高島北海畫伯は其風景の佳麗壯大なるを激賞して之を湖水の如き靜灣と、小松島の基布と、大絶壁との三大觀に分類したり。更に其成因に遡らば、地質の極めて複雑なるにありて、固より其大部分は天造の神工鬼鑿に歸す可きものにして、地質學岩石學礦物學上極めて貴重なる研究資料を露呈するものあり。昭和三年三月五日名勝天然記念物として指定せらるゝに至れり。

鶴崎晴嵐

海こしの山風渡る鶴崎の晴るゝ見る目は千代もかはらし

日野資枝

誰知十洲外。長門有鶴洲。翠嵐晴可畫。清唳落中流

龜井南冥

蟹地歸帆

ま帆かた帆ひきて夕は蟹か地の磯邊にかへる千舟もゝ舟

點々蒲帆影。釣鱸何處歸。可憐烏鳥背。與帶夕陽飛

中島泊舟

とまり舟枕とる間もなか島の波のひゞきを聞き明すらし
落帆何處舶。九國定三越。不識瑞林寺。疎鐘夜半月

玉島夕照

夕つく日岩こす波にかゝやきてむへ玉島の名こそ隠れね
帝擘崑崙璞。投之東海裔。波間僅露巔。夕日爛相□

煙瀉秋月

滿潮に浮へる月を秋は見んあまのまで瀉いとまなくとも
煙浦千秋月。千秋月下人。不看秋月好。采煙給丁縉

雄島千鳥

うき妻におき別れてや小夜千鳥名残をしまの波に鳴く覽
雌禽從厥雄。兩々啗相呼。驚起看雄島。有求雌鳥無

瑞林晚鐘

入相の聲きく峯を木の間よりみつのはやしの寺を遙けし
欲識妙高頂。瑞華芬滿林。雲歸人籟罷。隱々暮鐘音

大越落雁

仰き見る高嶺を連れて大越の濱への秋に落つるかりかね

登樓看大越。簾幕敞清秋。潮聲歸極浦。雁陣下中洲

松島白浪

松島のかげ見る海にいくかへり千代の數とる浪のしら珠
何年東奥勝。飛落穴門前。白浪歛危岸。青松媚遠天

平島夜雨

ふり出て蟹もぬる夜の平島にとまもる雨の音そさひしき
秋雨瀟湘夜。遷人奈恨何。唐崎與平島。夜雨不堪多

笠松暮雪

つもりても掃はぬ雪の光あればゆふへを遅きかさ松の山
雪壓松如笠。思詩祇自苦。蘇公安在哉。髣髴吳天□

龜島遊魚

いろくつも萬代かけてかめ島の風靜かなる波に住むらし
鯨鯢潛又躍。玄澗宅胚渾。似欲窮天闕。南冥問化鯤

大蓋寺 須佐町

曹洞宗大蓋寺末。山號金瀧山。本尊釋迦如來。寺傳に云、永享年中彌富村に創建し彌高山興禪寺と號す。開山開基明かならず。其後衰微せしが、天正十九年大寧寺關翁和尚を請じて開山となし、興禪山妙悟寺と改む。二世傑叟和尚の時伽藍燒失し、開山の影像と洪鐘を存す。慶長中益田元祥須佐に移る

に及び、妙悟寺を現地に再建し、寺號山號を改め香華所となす。永享乙卯彌富村彌高山興禪々寺の銘ある舊鐘今に存れり。

常照院心光寺 須佐町

浄土宗智恩院末。山號攝取山。寺傳云、往昔白櫻山極樂寺と號す。益田元祥須佐に移るの日住僧なし。時に伯芴米子心光寺十二世傳譽上人見躰和尚遊化して此地に在り。益田氏の命に應じて寺に止まり、見龍山常照院心光寺と號す。請て京都智恩院末となる。慶長十七年益田氏再建し寺領二十石を賜ひ菩提寺とす。元祿二年益田就恒の命に隨ひて攝取院殿を開祖とす。故に山號を攝取山と改號す。

須佐窯

由來書に云「唐津往古高麗より參り爰元にて土谷六郎右衛門と相改唐津燒物細工取立尤其後萩松本坂の家よりも細工人差越今以燒物細工仕候云々」とあり。坂氏書出には「坂本家初代喜左衛門元祖高麗左衛門三男にて須佐益田家へ被召出須佐村にて陶器を製す」と見え、爾來子孫繁殖して其居所を唐津と曰ふ。其當初の作を古須佐と稱へ、多く茶器置物の類にて青磁に類し頗る雅致あり。餘業今に及べり。

作美郷

和名鈔佐味と訓す。美禰郡に屬す。地勢阿武郡に屬すべくして其美禰に入れるは、美禰の狭小なるを以てなり。延喜兵部式諸國驛傳馬長門國參見驛馬三疋と見ゆ。大津郡三隅より參見埴田と傳ふ。陰陽聯絡の小路驛家を兼ねぬ。今阿武郡三見村サシミあり、郷名の遺なり。山田村今萩町に入るに互り古郷域なるべし。

其阿武郡に轉入したる年代詳かならず。驛家參見亦佐味と訓む可し。何時しか佐牟味と唱へ、文和八年八月大井八幡宮座位三見郷見え、舊藩中専ら三見と書けり。

大原郷・住吉郷・神戸郷

和名鈔大原は於保波良、住吉は須美與之と訓す。是等郷域何れなりしや明かならず。和名鈔載する所阿武郡八郷あり。阿武・椿木・宅佐・多萬・驛家の五郷以上述ぶるが如く擧げ來れば、大原・住吉・神戸の三郷を餘す。地圖を按ずるに(一)明木村佐々並村(二)生雲村篠生村(三)嘉年村・徳佐村・地福村の區域あり。是等集結して各一郷を建つべきの形勢を成す。三見村・山田村は美禰郡作美郷、見島村は大津郡三島郷なれば自ら別區をなす。和名鈔郷名郡家の所在地たる阿武より起りて椿木・大原・宅佐とすれど、必ずしも方面によりて順序を立てたるものに非ざれば、大原郷を以て直に前掲(一)に擬す可らず。大日本地名辭書に「疑ふらくは川上村佐々並村等萩の南なる山中を云ふ如し、山谷の間に不毛の曠野多し」と見ゆ、亦、一説なり。近藤清石は和名鈔諸國郡郷考辨に「按に彌富村の大字鈴野川の字地に大原と云ふがあり是ならん歟」と云へり。阿武郡誌之に贊すれど、翁甫按るに驛家郷の小川なること論なく、其北には別に多萬郷の存するあれば、小川驛家郷は今の小川彌富二村の區域たる可し。假令驛家郷が普通の郷と異なる所ありて、少數の民戸にて成立すべき制なるにもせよ、田萬小川彌富と相並んで、阿武郡東北隅の狹隘地に八郷中の三郷を建つべきに非ず。鈴野川大原の郷名の遺に非ざるを見るべし。或は又、須佐を以て大原郷の故地となすの一説の如きも、同様の見地に由りて否定せざる可らず。

住吉郷神戸郷何れの地なりや詳ならず。新抄格勅符十卷抄神事諸家封戸大同元年牒住吉二百卅九戸中長門六十六戸あり。四時祭式云「凡攝津住吉神封在長門國令封戸係夫運送租穀」とあるに關するものなるべし。大日本史國郡志住吉神戸の一郷とし嘉年村神田あるに因りて此地歟と云へり。日本地理志料亦、一郷説にて嘉年村神田の地あるを引て神戸の地とし嘉年德佐二村を以て郷域とせり。大日本地名辭書に神戸郷を須佐に擬し、須佐は出雲大神の名號なれば其神戸にて、後に至るも須佐の名遺れるに似たりと云へど、須佐の一郷を建つ可らざることは前にも述ぶるが如くにて肯げ難し。是に於て強て予の説を立つれば、明木佐々並二村は大原郷にて生雲篠生の二村は住吉郷とす可く、嘉年德佐地福の三村は神戸郷なるべし。或はまた住吉神戸顛倒するか、姑く記して疑を存す

佐々並

能因歌枕に長門國サ、ナミノ里と見ゆるは是歟。椿八幡宮舊大宮司青山氏所藏建武元年十二月文書に椿郷之内佐々並とはあれど、文和元年八月三吉安忠椿神頭十郎大夫へ宛つる文書に阿武郡十八郷神頭役とありて、郡郷制度廢頽後の稱なり。吉見元頼の臣下瀬頼直の朝鮮陣留記に「天正廿年三月十日佐々並御著候、彼所刀禰木村源右衛門御振舞馳走之吏」と見えたり。

生雲郷

篠生村
生雲村

須佐八幡宮所藏文和元年八月大井八幡宮祭禮宮座阿武郡十八郷中生雲郷あり。元祿十二年より生雲村名あり。廢藩置縣に分ちて東分・西分・中村の三村を置く。町村制に生雲東分村に篠目村を併せて篠生村と稱す。蓋し二村の一字づゝを取りて合成せるなり。生雲西分村生雲中村の二村に藏目喜村を合

せて生雲村と稱し、原名を此村に存す。

藏目喜村

今生雲村の字地なり。注進案云、此處に昔より山の口祭として毎年正月十日かな山の鋪の口へ注連を曳、鏡八面鋤四挺鍬四挺鉾八本立ならべ神酒供米など備へ神職のものを招きて祭る事なり。其祝詞に曰く。

長門國阿武郡乃金山爾座須皇神等能前爾宇豆乃幣帛乎明妙照妙五色物齋整爾至万五奉留此幣帛乎安幣帛能足幣帛登御心爾平久聞食天敷坐須山山乃口與利狹久那多利爾金銀銅令掘出一賜比往古鑄錢司國登有志時能如久令在掘伴男金吹伴男手躡足躡不令爲天常磐堅磐爾護幸爾給比皇神乃前爾金銀銅乎如横山一置高成天朝田乃豊榮登爾稱辭竟奉久止申

と見ゆ。按るに、延喜主計式に凡鑄錢年料長門國二千五百斤、鉛千五百斤毎年採送とあり。又、大津阿武兩郡浮浪人調充ニ採銅鉛料とあるもの皆此地の鑛山に關聯することなるべし。周防長門より鑄錢年料の銅鉛を採送したることは鑄錢司の條に悉くす。寛永二年の郷帳藏目喜あり、元祿十二年に至りて藏目喜鉛山村あり、又、大山村あり注進案に云「往古は生雲の庄内銅村・大山村と分れ居候由、左候て、金山繁昌仕、鉛山村・銅村・須野原村・成谷村・上田萬村の内銀山、以上五箇村銅山領として銅山師より支配仕來候由、正保の比迄は銅山領の春定一紙御座候、今の藏目喜村の町と申は鉛山村にて繁昌の節近邊の村々より鉛山へぞめきに行と申候て若者共も集まり候處いつとなく村名に呼來只今にては一郷の名と相成申候」とあり。村名の由來は兎に角、今も町・銅の字地あり、鑛業の盛を想見するに足る。村内所々の鑛山代々繼續採掘し、古川住友の如き二大巨擘亦、投資採掘せしが、近

年銅價の暴落によりて一時に廢坑となれり。

渡川城

生雲東分の地域内、舊渡川村字築地の山地に在り。石州街道の南北に山脈連亘して篠目より徳佐に至るの間山峽を成す。阿武川之を貫流し、街道或は河岸に沿ひ或は離る。此に至て一小山彙忽焉として南嶺より分起して阿武川を北嶺下に壓迫す。山脚峭立して直に河流に臨む。山上削平して城地となす、之に續きて突兀たる二峯あり、峯下隘路を通ず今は川沿ひの道路に改む。寡兵以て大軍に當るに足る。眞に石州口の咽喉を扼するものにて、今も要害の名に呼べり。築城年代知れざれど、南北朝争戦の際には大内氏によりて利用せられしなるべし。文明二年十二月廿六日大内教幸入道南榮道頓陶弘護と此地(大内教幸)こ戦ひて克たす。豊前國黒水氏所藏文明二年喜愁訴狀に云「文明二年阿武郡渡川御陣之時、大殿様石州より阿武郡御出張候て、生雲において御合戦の處味方被失勝利時、彼中務赤間關より闕落仕候」とあり。周防國阿彌陀寺所藏大永五年九月文書に云「此度渡川御城堀人足事被相觸候、前々以筋目可預御免之由、御目代衆申候云々」と見ゆ。又、國術文書享祿四年中務丞兵部少輔連署、得富力松上司主殿への執達に「國術領重任並阿彌陀寺領諸天役、渡川御城誘等之事、先御代御免除云、證文明白云、旁可差許之由、依仰執達如件」と見ゆ。按るに大永享祿の工事は固より修理にて其際新に構築せしに非ざるなり。天文二十二年十月石州津和野三本松城主吉見正頼毛利元就と謀を通じて義兵を擧げ、本城並に嘉年勝山城に據る陶晴賢兵を發して之を撃つ。翌年三月勝山城を陥しいる。大内義長山口を發して渡川に陣し、晴賢進んで徳佐に陣す。八月正頼和を請ふ。義長晴賢毛利氏の事あるを以て之を幸とし山口

要害

に凱旋す。弘治二年春正頼再び兵を擧げて遙に元就に應じ荐りに阿武郡の地を略す。野上隱岐守房忠同入道々友山崎左馬允以下人數二千にて渡川城を成りしが、其敵す可らざるを以て、三月城を棄て、山口に逃る嘉年城の條參照すべし。

雄淵・雌淵

篠生村大字生雲東分御堂原舊稱渡川村の阿武川に在り。雄淵は川中にて、雌淵は岸より大なる巖石のさし出でたる所なり。音樂の聲、牛馬鶏犬の聲聞ゆとて貴賤群をなし、が、慶長の比より其聲止みしと云ふ。本朝古事因縁集此は龍宮城に續けりとして、後太平記に三浦介元久が嘉吉元年雄淵より龍宮城に入り、只一日にて還りしと思ふに早百日も經たることを載す。固より荒唐無稽の傳説ながら、河岸に龍神を祀れる石祠あり。附近の小丘に三浦介の墓と云ふがあり。三浦介は吉敷郡仁保庄の邑主仁保氏を指せるなり。

篠目村

今、篠生村の字地なり。吉敷郡平川村廣澤寺所藏大般若經奥書に元龜三年長門國生雲郷細野村希運院名見ゆ。細野村篠目村に合して山口宰判に屬せしが、明治の新政に阿武郡に轉入す町村制に生雲東分村と合して篠生村となれり。

徳佐村

徳佐上・徳佐中・徳佐下に亘る。徳佐峯標高九五〇米、長石の國境を分つ。長門風土記殘闕に云「昔天大神之子御食主命、自將來十種神財埋此山」、誓曰此山萬歲不可生樹木也、仍名此山號十種峰、

今云徳佐上也」と見ゆ。此書小川村眞宗妙權寺所藏にて、古風土記の擬作なれど掲げて考に備ふ。阿武郡の條參照。村北野坂あり、野坂峠を越えて一路直に石州津和に通ず。

元和元年八月大井八幡宮祭禮宮座阿武郡十八郷中徳佐郷、周防國氷上山興隆寺文正三年七月廿三日文書阿武郡得佐郷、長門一宮享祿二年十二月文書徳佐郷と見え、得徳相通じて用ふ。文明二年大内道頓玖珂郡鞍掛山城に敗れて石見に奔り、吉見信頼に憑る。信頼之を援けて兵を嘉年に出し、長門國を屠らしむ是より。山口に兵來りて得佐地福等に陣し之に備ふ。三年正月信頼出で、地福に戦ふ。七年冬また出で、得佐城を攻む。陶弘護赴援して信頼の軍を敗り、石見國吉賀長野の地を略す。九年應仁の大亂治まりて大内政弘京都より歸る。此翌年を以て信頼和を請ふて許され事平らぐ陶弘護肖像 贊。古文書 玖珂郡鞍掛山、本郡渡川城、地福郷、賀年城、柿並谷等の條參照すべし。

三原神社

嘉年村大字嘉年上の三原原鎮座村社八幡宮の末社なり。三代實錄に「仁和二年十一月十四日授長門國從四位上住吉荒魂神正四位下從五位下宮城神從五位上」と見え、日本紀略亭子院に「寛平三年九月廿四日辛未授長門國從五位上宮城神正五位下」と見ゆる宮城神是なり。三原は宮城の轉訛にて、其古社たること顯然たるに八幡宮の末社となり下れるは本末顛倒せるなり。

賀年城

嘉年村大字嘉年下字市場の勝山是なり。溫故私記に嘉年勝山城とす。頂上平地一段許あり。古城跡記に城主吉見家臣波多野内藏助滋信居城とせるは天文の比の事を云へるなり。古くは賀年と書き嘉年と

通じて用ふ。延元二年五月石見の官軍三隅太郎高津與次等小川の關所を破りて阿武郡に進撃し、賀年城を攻むる事、左の文書に見るべし。

【益田家什書】八十

○前 右五月四日於賀年城一致警固○中 石州凶徒三隅太郎高津與次長以下輩今月十一日打出阿武郡内一追落小河關所一燒一拂彌富、福田、生賀以下。同廿二日巳刻寄來賀年城之間。至丑之時一日夜致散々合戦一處。左跪射疵自大手打出凶徒波多野彦六郎並難波中務入道旗二流追落取之○中

建武四年五月日

周防權守

承候了

(付紙ニ長門厚東トアリ)

應仁元年細川勝元山名宗全兵を京師に構ふ。七月大内政弘大軍を率ゐて東上し、西軍山名氏を助く。文明二年冬十二月政弘の伯父教幸入道南榮道頓東軍に應じ、備後國に合力の爲に東上の途、周防國玖珂郡鞍掛山に於て陶弘護の爲に敗られ、安藝より石見に入り、三本松の城主吉見信頼に憑る。信頼之を庇す。道頓賀年に出で近郷を屠る。是より大内氏の兵得佐地福等に陣して之に備ふ。三年正月元日信頼出で、地福に戦ひ、大内氏の將末武左衛門大夫氏久父子三人を斬る。分國頻に騷擾するを以て政弘石州益田七尾城主益田越中守貞兼を下向せしむ。貞兼弘護を助けて吉見信頼の領邑に攻入り豊田井手懸高津小城等を抜く。是に於て道頓の軍支ふること能はずして自ら潰ゆ。九年大内政弘欸を將軍家に納れ、十一月を以て兵を解て國に就く。十年信頼降を乞ひ事平らぐ、正任記十年十月十四日の條に

云「阿武郡余利賀年城督都野左近將監武忠、御大刀二百疋進上之、兩國御祝儀也、被下御書了」と見ゆ。大内政弘少貳を撃つて豊前筑前を平定したるを祝せるなり。陶隆房弒逆を行ひ豊後國主大友義鑑の二男晴英を迎へて主となし大内氏を襲がしむ。隆房偏諱を賜はりて晴賢と改む。晴英は後に名を義長と改む。晴賢は弘護の孫にて吉見氏とは舊怨あり益田七尾の城主益田氏亦、累世吉見氏と不和なり。而して益田氏陶家と親屬なれば其一致して吉見氏に當らんこと必至の勢なり。且つ吉見正頼の室は大内義興の女なれば、正頼と義隆兄弟の義あり。依て義隆の密旨を受くるを以て、密に城郭を修め兵器を繕ひ、毛利氏と圖る所あり。天文廿二年十月に至り三本松城及び賀年の勝山城に據て兵を擧ぐ。陶兵來り攻む。義長使を藝石諸城主に遣して出軍を催す。廿三年三月三日勝山城中田中某が一黨賊に内應す。於是城陥り。城將波多野滋信之に死す。義長山口を發して渡川に出で、晴賢進で徳佐に陣す。先是晴賢頼に人を馳て毛利元就の來援を促がし、質四人を贈るべきを以て懇請すと雖も、其子隆元極力其出軍を沮む。元就敢て出でず。五月遂に義兵を擧げ義長晴賢の罪惡を鳴らす。佐東佐西の諸城皆降る。八月に至り三本松城糧乏く矢亦盡く。正頼依て嫡男龜王丸を質として和を請ふ。義長晴賢毛利氏の事あるを以て正頼の請ひを幸とし、義長は山口に凱旋し。晴賢は毛利氏を撃たんが爲に岩國に移陣せり。弘治二年春正頼龜王丸を奪ひ再び兵を擧ぐ。三年二月嘉年城を復し荐りに阿武郡の地を略す。渡川城の成將野上房忠等遂に成を棄て、山口に逃入す

地福郷

言延覺書。松岡覺書。房顯記。古文書。

文明二年冬十二月大内道頓玖珂郡鞍掛山に於て陶弘護の爲に敗られ、石州に奔りて吉見信頼に憑る。信頼之を庇し兵を賀年に聚め、道頓をして長門を屠らしむ。廿六日道頓渡川に戰ふて克たず。廿八日弘護道頓の黨を江良城に攻めて之を破る。尋で道頓が地福及び周防國山城得地地方に出動せんとするを知り、兵を地福得佐等に配して嚴に之に備ふ。三年正月信頼出でて地福を侵す、我將末武左衛門大夫氏久其子孫三郎延忠同彌五郎幸氏之に死す。時に石州七尾山の城主益田兼堯貞兼父子政弘に従軍せしが、分國騷擾するを以て、貞兼命を奉じて國に就き、陶弘護と氣脈を通じて東より吉見氏に迫り、弘護西に在りて道頓信頼に當る。道頓遂に支ふること能はず、潰走して豊前國馬ヶ岳に自殺す

黒水文書。益田文書。末武文書。系圖。陶弘護肖像贊

【大乘院寺社雜事記】四十 文明三年三月廿七日

(兼雅) 周防長門兩國、大内新助打取云々。旁以西方理運云々。東方兼々無心元旨。松林院書狀到來伯父道頓方打負了。早々新助可下向。然者又道頓方可打出之間。迷惑之旨注進云々。仍大内可下向歟云々。

三島郷

萩より西北洋上に二十五湮を距つる孤島なり。周廻四里三丁三十一間。和名鈔流布本卷六に大津郡郷名とす。卷五に長門國管五。厚狹豊浦美禰大津阿武見島とす。見嶋は後人の挿入なり。東大寺正倉院文書長門國正稅帳合五郡とす。延喜民部式亦、見嶋の郡名なし拾芥抄に長門五郡とし、而も見嶋を附して、六郡となるも亦、無用の挿入なり。三島八幡宮至徳四年金鼓識大津郡見嶋郷とす。皇子宮嘉慶二年金鼓識大津郡三島郷とす。見嶋流刑の所たり。

【大内家壁書】

寄事於左右、猥殺害人之間御定法之事

飯田大炊助貞家郎從石川助五郎爲長門國平民左衛門三郎男、去十七日被殺害之事

右意趣者、依助五郎密懷左衛門三郎妻才松也云々、猥殺害人之條、其科難遁者乎(中略)左衛

門三郎男并才松母事においては貞永式目の旨にまかせ、流刑に一定せしめ訖、早件の兩人を長門國

見島に可送遣之狀如件。

寛正三年八月晦日

築山殿(御判)

内藤下野守殿

【海東諸國記】 長門州

貞成 己丑年文明元年遣使來朝。書稱長門州三島尉伊賀羅駿河守藤原貞成。以宗貞國請接待。

とあるは、本島人にして朝鮮國と交通せるなり。寛文四年八月新に見嶋郡を建つ。明治廿九年四月一日廢して見島村となし、阿武郡に隸す。古來三嶋見嶋相通じて用ふ、今の村名三島とす。

三浦氏所藏永仁四年七月十四日宗康の紫福郷高木毘沙門堂院主職の事に就ての文書に見島三郎あり。見島氏歴世紫福郷に居る。見島其本據にて氏に負へるなるべし。叔、其本氏三善氏なること紫福郷の條に載す。應永年中三島郷の住人山田雅樂助弘貞あり。本村客幡神社洪鐘銘に大願主平朝臣山田雅樂助弘貞とあれど、山田家譜に姓平號三善後改山田と見ゆ。

明應中見島兩地頭にて山田因幡守長富隱岐守あり。因幡守名を弘氏と云ふ。後に長富氏を滅す。八幡

見嶋郡

宮棟札に三善朝臣大願主因幡守とあれば、本氏は三善なり。然れば紫福郷見島氏と見島の山田氏本支の關係にあるべし。弘氏の子を長門守氏相と云ふまた平氏となれり。氏相の代大内氏滅亡せしが、僻遠の孤島なるを以て手を入るゝ人もなくて三四年も經過し、遂に石見の益田藤兼に隨ふ。此時より木島嘉徳本島を請島にして所務を益田家に納めたりと云ふ。其子五左衛門初名和泉守、慶長中に始て毛利氏に仕へ、三島頭人と云ふ名にて、本村のことを取沙汰せり防長古城誌木島氏は山田氏の別稱なるか、寛文七年八幡宮鐘銘に島會山田五郎右衛門尉とあり。然るに萩藩軍用主事新山政辰が安政五年著はす所の乾島略志の紀事之と異なるものあるを以て左に附載して異聞を弘む。

島會山田氏其先平家貞より出づ。家貞筑後左衛門尉と稱す。文治中平氏族を擧げて壇浦に敗死す。家貞能登守教經と潜に此島に匿れ、子武貞を生む。子孫世々山田に居り因て氏とす。遂に一島を并有し福戸山に據り地頭と稱す。土民皆之に臣從す。族黨頗る多し、後周防の大内氏に屬し其偏諱及び徽號を賜ふ。別に長富氏あり。亦、見島の地頭と稱す。其由て出づる所を知らず。永祿中隱岐守某あり。高見山に據りて山田氏と相抗す。會ま細川氏の亡臣三善因幡其二子及び從卒數人と來り投ず。長富氏兵を合せて大に山田氏と戦ひて敗績す。隱岐守大多武山に奔り髪を削りて僧と爲る。其餘裔或は民間に存するも詳にす可らず。三善黨も亦、敗死す。

大内氏亡ぶるに及び、山田氏石見の益田氏に屬す。後、防長我藩封のとなりて亦、毛利氏に仕ふ。官乃ち其地を割きて之を分賜す。命じて毎年其海産を獻じて貢賦となさしむ。見嶋一老と稱す。已にして自ら請ふて士班に列せらる。以て嶋監となし官舎を福戸山下に建て世々之に居る。島人の運

船及び他國運漕の船、颯に遇ふて漂着するもの皆之を檢す。之を御番所と稱す。今に至て○安政五年三
 十餘世、益々土人の心を得。近世又軍用方の屬吏となり、専ら心を海防に用ゐ、兼て郷兵の炮技及
 び刀筆會計の諸務を督す。廉潔職を奉じ一郷感服す。官其功勞を賞して階一級を進む。家業昔年に
 比すれば則ち稍々微なりと雖も、血食連綿六百四十余年、門閥の舊き世に稀なる所なり。

往昔長富氏と戦ふや、其與黨三善一類も亦、敗死す。已にして島中大蝗あり、稻梁登らず。土人相
 傳へて曰く三善黨崇を爲すと。山田氏爲に祠を立て、之を祀る。今八幡祠内又、神舞及び練供養の
 祭事を創め其災を禳ふ。神舞は毎年六月を以て之を修し。練供養は八月を以て之を修す。並に吉日
 を卜す。其儀皆古雅樸素舊事想ふ可し。近年毎年の祭事を罷めて惟、閏年を以て之を行ふ。正月人
 日武者的の儀あり。本村兩社本村人家二百七十戸。之を三社に分つ。東組西組浦組是也射を海濱に行ふ。射者分れて二隊となり、一を
 山田黨と曰ひ、一を長富黨と曰ふ。赤白二鶴を巖上に懸け亂射して之を破る。蓋し亦、當時の故事
 也。

由來書には長富氏に與みしたるを觀阿彌因幡同嫡子二男幸千代等とし、神舞は閏年夏六月土用に入り、
 五日目より二夜三日間行ふと云へり。

見嶋の地狹隘にして南北一里東西廿五町に過ぎず。舊藩に分ちて本村宇津村の二村とす。本村人家二
 百七十戸分ちて三社とす。東組西組浦組是なり。宇津村人家五十餘戸を并せて四社とす。庄屋一人之
 を總べ畔頭二人之に副たり。皆農を專業とす。浦組七十戸獨り漁釣を以て業となし、別に庄屋を置き
 畔頭一人あり。

本村の港は南岸にあり。石を堰き風濤を避く。商漁皆船を繋ぐ。島人運船七八艘率ね百石乃至五六十
 石とす。時に菽麥及び海産を乗せて大坂及び諸方に互市す。港の西に古城址あり。福戸山と稱す。東
 の方、高見山と相對す。高山斷崖率ね墾破して尺土を遺さず。其最も廣坦なるものを八町八段と稱す。
 土人最も力を農耕に注ぐ。戸々多く牛を畜養す。所謂三島牛是なり。租税千二百餘石其八十石は海産
 を以て給す。山口縣風土誌云、民有田百七十町四段八畝、畑二百五十一町五段三畝、宅地十町九段六
 畝なりと云ふ。

天保中望樓を郁蘭花山に置き土人二人をして交番之を守らしむ。以て洋船の往來を窺ひ、夜は烽火を
 焚きて内地の報應を爲す。嘉永中銃卒長内藤某をして土人講武の事を督せしめ司憲一員之を監す。土
 人稍々火技を善くするに及び郷勇百七十人を選びて農兵となし砲臺を本村高見山觀音崎の三處に築き
 て海寇に備ふ。既にして新に軍用主事二人檢使二人を置き小吏二人之に屬し、刀筆の事を掌る。其他
 三人軍用主事に屬するものを手子と曰ひ手附と曰ふ。又檢使に屬するもの一人之を後附と曰ふ。因て
 銃卒長及び司憲の戎役を罷む。乃ち地を本村にトして一廳を置き軍用方會所と稱す。戎役一年を以て
 交代す。

大砲兵七十人、分て五隊となす。軍用主事に屬するもの一隊、檢使に屬するもの一隊、其餘三隊分て
 砲臺を守る。小銃兵百人分て二隊となし一手二手と曰ふ。大小銃毎隊五人若くは六人を以て一伍とな
 し、伍毎に伍長あり、之を頭取と稱す。毎隊各々什長あり、之を肝煎と稱す。總長二人之を監す、之
 を大肝煎と稱す。郷中の長者を以て之に充つ。毎月兩次土兵會所に會し、銃砲の虚準を講す、春秋兩

次實發大砲を高見山若くは石原に試む。小銃は番原に於てす。軍用主事及び檢使は屬吏及び胥隸を率ゐて就て之を觀る。其殿最を録して以て國相府に達す。又、島中平衍の地を選びて時に隊伍を閲し座作進退を習はす其試むるや、皆農隙を以てし敢て耕稼を妨げず。其他兩日夜陰諸隊各暇を偷みて什長の宅に集り準銃を習ふ。其心を防禦に用ふるこ此の如く、安政五年に至て殆ど十年なり。土兵百七十人精勤練熟し、垂髻の童と雖も亦、粗ば火技を善くす。一島數百人皆同心一致し無事なれば則ち耕し、事有れば則ち戦ひ誓ふに必至を以てす。農兵屯田の制、國家の一盛事と謂ふべし。乾島 畧誌 望樓烽火の事、總説下編烽燧の條參照すべし。

防長地名淵鑑 終

索引

一卷中第二編以下の固有名詞を五十音順によりて抽出す。
 イとキ、エとセ、オとヲ皆同部に收むと雖も、内面的には音順によれり。
 一音列順位に就ては清音、濁音、半濁音の區別を立てず。

アイヌ土器
 秋穂浦
 秋穂庄
 秋穂二島庄
 秋穂二島村
 秋穂村
 秋穂渡瀬
 赤郷
 赤崎

五四八
 五四四
 五四三、六九三
 五四〇
 五四三
 五四三
 五四三
 五四三
 五四三
 八三三
 三七四

明石與次兵衛
 赤田神社
 赤妻古墳
 阿川村
 赤間
 赤間關
 赤間宮
 赤間稻置
 赤間番所
 赤間丸木船
 秋
 秋吉
 秋吉氏
 秋芳洞
 安下庄
 阿古海
 厚狹郷
 厚狹郡
 朝倉弘房
 朝倉氏

七五八
 四〇六
 四〇九
 七九〇
 三四五
 七四三
 七六六
 七五〇
 七五六
 七五五
 一三九
 八三〇
 六八九
 一四三
 八七七
 六六五
 六三三
 三三二
 六〇九

朝倉庄
 朝倉八幡宮
 朝田保
 淺江村
 淺江神社
 淺海氏
 厚狹ノ寢太郎
 麻生刑部少輔
 足利尊氏
 足利高經
 足利直冬
 足利義昭
 足利義澄
 足利義種
 足利義輝
 足利義晴
 足利義滿
 足利義持
 足駄燒
 阿潭驛家郷

四〇八
 四〇九
 五一
 二四八
 二四九
 一三一、一五一
 六六八
 八五四
 二五五
 二五五
 五五三、六九〇
 六〇六
 三〇八
 三〇八、五〇〇
 六〇六
 六〇六
 二五
 五四九
 五三七
 六六七、七九〇
 九二九

江口成綱 三五七
 江所高信 一三九、二六四
 越後左近將監 六九〇、七七七
 江泊 三〇五
 江泊開作 二九九
 胡左近將監 三七、四九
 胡定國 三七
 胡成正 三七
 江牧神社 八九五
 圓應寺 六六七
 圓政寺天神宮 四二二
 圓樂坊 三三六
 江良 三六六
 江良丹後守房榮 一六一、二九〇
 江良彈正忠 二七七
 惠鳳藏主 一八八、四三七
 四七七、六〇五
 奥津・追津 七〇二

青海島 八四六
 押地峠 三九二
 御館 三三三
 乙女 三九六
 御舟倉 八九七
 御東 六四三
 意福驛家郷 八二六
 大福庄 八二六
 大江 三二四
 大江景國 八五八
 大江長義 五四二
 大江廣元 一四三
 大開作 三五二
 大唐櫃山 七三
 大久保長安 三九
 大崎川 二九八
 大崎庄 三五五
 大崎ノ濱 三五五
 大前村 三三四
 大島郡 二二七

大島 二二七
 大洲 二二七
 大島海賊 二二七
 大島國 二二七
 大島津 二二七
 大島鳴門 二二七
 大島兵庫頭義政 二二七
 大迫門 二二七
 大田 二二七
 大竹川 二二七
 大玉根神社 二二七
 大多麻流別 二二七
 大峠 二二七
 大内 二二七
 大内縣 二二七
 大内氏衙門 二二七
 大内氏系圖 二二七
 大内武弘 二二七
 大内輝弘 二二七
 四七〇、四八五、五〇二、五二九、五四五

井上善兵衛 五九
 院内 三三三
 鑄物師 三三八
 鑄物師開作 三三〇
 居合庄 三五五
 浮島 一四七
 宇賀島海賊 一三三
 宇賀島十郎左衛門 一三三、一四八
 浮野峠 三〇五
 宇佐木保 二〇五
 牛島 二五二
 牛牧庄 八七九
 牛見庄 八〇九
 後根壹岐 八四、八四七
 臼杵惟隆 一三〇、七三〇
 うすは湯 六七三
 内避高國避高松屋種 三六
 内入 一四三

宇津井新田 六三三
 宇塚 一九九
 宇都宮貞綱 六八七
 宇都宮八幡 六九四
 日内郷 七九四
 内日村 七九四
 宇努郷 四〇七
 宇野令 四〇八
 上宇野令 四〇八
 下宇野令 四〇八
 上箭ノ御所 六八一
 宇生賀 八七五
 生賀 八七五
 宇部郷 六五三
 上杉憲實 八四二
 上田開作 五五一
 上野寺 一八五
 上野八幡宮 二八四
 馬ヶ岳 三〇四
 馬島 二九二

驛家郷 二二三
 雲岩寺 三〇四
 雲谷軒 四七七
 雲谷等顔 四六五
 梅ヶ崎 五二二
 梅寺 六六一
 宇養牧 八六一
 浦景繼 二一〇、三五〇
 浦就昌 二一〇
 浦宗勝 一三三、三九九
 爪哇 五〇〇
 植松村 三六〇
 永扶 四六一、五七三
 永福寺 五六一、八五五
 叡春 三五七
 要害 九一八
 永興寺 一五六、五六八
 江口興郷 三五八

小田村芝磧	小田三郎	小高野	小瀬村	小鯖彦次郎	小鯖庄	小郡	小古祖	小倉鹿門	小倉尙齋	小郡村	尾國村	萩	岡部隆景	麻合郷	小川關所	小川驛家郷	岡縣主祖熊罥	緒方惟榮	岡田開作	
七六五	一三四	四九一	一六八	四七六	四七六	五〇七	三九五	七六五	七六五	二二四	二二三	四七四	八三三	二四二	九〇四	九〇三	三三四	三三六	一三〇	五五一
戒能氏			小原隆言	小原加賀守	小幡郷	小野彌四郎	小野村	小野保	小野道覺	小野田	小野資村	小野資通	小野資信	小泊	小門	小槻伊治	小月	尾津	小田村郎山	
一四八			一七六	四七四	六五八	七四〇	七四五	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八	四八八
高峯(鴻峯)	高師直	河野通春	河野通信	河野通直	神上神社	上野四郎入道	幸田	高山寺	神代源太郎	神代兼治	神代兼任	神代保	神代氏	香積寺	上八	上七遠隆	高藏寺	神護石	向岸寺	
九三五																				
四七〇	五三七	四三七	七三四	一四八	二八三	七三七	五四五	一八〇	一七五	一七五	一七五	一七五	一三二	五七〇	二二一	二〇六	五五七	七〇二	八五二	

大内持盛	大内師弘	大内村	大内滿世	大内滿弘	大内政弘	大内豐前守長弘	大内弘世	大内弘幸	大内弘盛	大内弘茂	大内弘直	大内弘貞	大内畑	大内教幸(南榮道頓)	大内教弘	大内介
四四五	一八〇	四八一	四二六	四四八	四八二	四八一	二五五	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九	二五九
大野郷	多臣	大友親時	大友宗麟	大友氏	大津庄	大津島	大津郡	大塚	大内義長	大内義尊	大内義隆	大内義興	大内山	大内盛見	大内持世	
一九三	三四	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	三〇九	
大井八幡宮	大井村	大渡	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	大里	
八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	
八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	八六七	

川棚庄
 河山畑
 合田五郎
 甲山
 甲山新宿
 賀萬郷
 蒲ヶ臺
 竈戸關・竈門關
 竈合馬牧
 賀萬別府
 加見村
 上村
 上司氏
 上得地保
 上關
 上關城
 上關御茶屋
 上領頼利
 管絃松
 神前郷

七九八
 一九九
 七九〇
 六五一
 六五一
 八八五
 八三八
 二二五
 二二五
 二二五
 一四七
 二二七
 五〇二
 四三三
 四九二

雁島
 神田
 神田別府
 間地
 上繩
 神戸郷
 漢陽寺
 加室
 龜谷村
 龜山園
 龜山八幡
 賀茂神社
 鴨庄
 通島
 通浦
 通關
 通村
 唐津
 可良浦

三八二、六五三、
 二二、
 七〇

唐樋
 其阿上人
 九江慈淵
 菊池武政
 菊池武教
 規矩城
 開物部
 碁山賢仙
 岸津
 岸津開作
 器之爲瑠
 木曾義仲
 北濱
 木津
 吉河治部少輔
 吉川恒明
 吉川經長
 吉川光經

五〇九
 五六四
 六三五
 七五一
 七四七
 七四三
 一八〇
 三〇
 二九九
 二八五
 八四〇
 七二七
 六九二
 五〇一
 二八四
 二〇九
 一七四
 一七一

高麗板大藏經
 可易
 加嘉丸
 賀河
 賀河市
 賀川別庄
 賀寶郷
 賀寶郷
 賀寶庄
 加保八幡
 垣内
 垣内
 垣島牛牧
 柿並谷
 柿並弘慶
 覺隱永本
 鶴聲(覺定)
 覺佛
 覺雄寺
 覺皇寺
 かさ、きの橋

四七三、
 五二
 四七三
 五二

笠戸浦
 笠戸島
 笠戸泊
 風間島
 柏崎
 柏ノ森
 春日神社
 春日保
 員光保
 員光村
 員光庄
 鴻上山
 かた濱
 片山
 梶原景時
 鹿角開作
 勝間開作
 勝間神社
 勝間田盛道
 勝間驛家郷

二七〇、
 三〇四、
 八七九

勝間浦
 勝屋右馬允
 勝山城
 金分
 鼎松
 金屋(鐵屋)
 金山
 金山谷
 賀年城
 懷良親王
 兼行方
 狩野治部少輔
 鹿野神社
 鹿野驛家郷
 鹿野村
 河上
 河越伊豆守
 河越氏
 河島庄
 川島本方

九三六
 二六
 二六
 二六
 一六
 五四
 五八
 五九
 七九
 七五
 五七
 五七
 三六
 三六
 三九
 三〇
 七七
 三〇

九三六
 三〇
 二七七
 七八二、九二〇
 五〇九
 二六二
 三六
 二五
 四三
 九〇
 四三
 三二
 二七
 八二
 八三
 二九
 六五
 四四
 八三
 八四
 八四

石屋眞梁
關峙
石炭坑
關戸・關門
關ノ渡
石屏子介
關屋
是齋重鑑
雪心眞昭
雪舟
瀬戸崎
迫戸川
善一禪門
善願上人
善城寺
善生寺
禪昌寺
專念寺
善福寺
千町ヶ原

五六、八四〇
七九
六六一
七五三
七五六
五七〇
五七一
三三七
五五五
四五七
八四六
三四三
八七四
三三二
五四〇
五六一
六〇〇
七三三
五三三
六六八

山陽道
宣陽門院
宗祇法師
惣在所
惣社
惣社宮
宗設
宋素卿
曾我時長
即心菴
祖闡
袖解橋
袖湊
曾原甲斐入道
曾原次郎左衛門
祖生郷
尊觀法親王

三四〇
五四〇
八二二
五四六
三三三
七九
一七四
一七五
三三
八三二
四四五
四七六
八三七
五五〇
五五〇
一七三
五三三、七七四

他阿上人
大一菴
大瀨寺
大圓智碩
大應寺
大覺僧正
太華山
大光寺
大觀寺
大功圓忠
大藏山
大藏院
大照院
大專坊
臺道
大道寺
大通院
大寧寺

五四四
五六四
九三三
一八三、五九三
八六九
五六四
二七五
六二八
六二四
六〇一
四六六
七四
八九五
三三二
五五一
四六六、六二六
六三三
八四〇

崇光院宮
須佐
須佐窯
須佐高山
渚鋤郷
鈴振浦
須々万
鈴屋
硯海
鑄錢司
周防一宮
周防海賊
周防堂
周防灘
周防ノ直
周防郷
周芳神社
周芳摠令所
數法庭
住吉郷

四七三、五九九
九〇五
九〇四
九〇五
八三三
七六八
二七六
三三三
七七七
五三七、五三三
三三三
三三一
二五七
二〇三
三三八
三三三
二六四
三七七
七〇〇
九一五

住吉神社
陶山佐渡守
陶興房
陶ヶ嶽
陶氏出屋敷
末田
末武氏久
末武城
末武助三郎
末武保
末次平藏
陶長房
末延郷
陶晴賢
陶弘賢
陶弘詮
陶弘政
陶弘房

七九、八九八
七四一
一七、二二、二六、二八七
三六八、三九一
五三六
四四六
三〇五
九三一
二六七
二六七
二六五、二六六
三四〇
二六六、二九〇
六五〇
二八九、五三七
二八九、八〇八
二八九、五三七
六〇八

陶弘護
末益村
陶村
須惠村
陶盛政
瑞松菴
瑞光院
翠竹園
瑞陽寺
齊遠
錢庫
西路軍
嘯兵鼎虎
少貳經資
少貳頼尙
韶陽祖溟

九四四
九三三
一七、二二、二六、二八、九三
六六八
五三六
六六一
二八五
六六〇
六二七
五六一
六四
一七四
五八
六六六、六七七
二五五、六九〇、七七七
六三〇
七四九

七尾山 四九五
 南部崎 七六八
 泪川 八三七
 奈美村 三三三
 波山河内 四九〇
 南榮道頓 一七〇
 南昌寺 六二四
 南昌寺町 四五一
 南原寺 八二一
 南嶺子越 六四三
 南嶺和尚道行碑 六四五
 南院國師 五七四
 滑官林 四〇〇
 奈良定 三九六
 奈良原 三九八
 鳴瀧 四七九
 二月筭 四七六
 仁壁神社 四九三
 西方 一四五
 西三條實際 五〇五
 西殿 四〇五
 西浦村 三七九
 西方便山 四〇六
 虹橋 四五六
 日賴寺 七一九
 錦見村 一六〇
 西目山 三六八
 新田義貞 二五五
 二條尹房 四七三
 二條良豐 六六六
 二宮庄 八四四
 新寺 三九三
 新屋河内 一七三
 如意菴 二四八
 如意珠 六二八
 仁保庄 七〇一
 仁保弘有 四九五
 仁保弘有 三三三
 仁保弘有 一八七
 仁保盛安 一七〇
 仁平寺 五五六
 仁王田 三三四
 二井寺 一七三
 二位尼 七三四
 仁井令保 三五六
 額田部直塞守 六四四
 額田部直廣磨 八〇二
 額部郷 八〇二
 沼城 二七六
 根笠 二五六
 禰宜 五三七
 禰宜右延 四六六
 念佛石 五五三
 九五一

豊浦 六九
 豊浦郷 六九二
 豊浦郡 六七四
 豊浦團 七三三
 豊浦島 七〇二
 豊浦津 六六〇
 豊浦宮 六六一
 豊浦殯陵 七八
 鳥居瀬 二九七
 土居 三七〇
 土井ヶ濱 七九
 土居・得能 二五五
 土居八町 三七七
 土居通重 一四一
 内藤興盛 二九、三三七、五二、五九一
 内藤九郎盛經 二六四
 内藤修理 三七〇
 内藤隆春 四七四、六五七、七七
 内藤隆世 四五五、五六一、六六
 内藤藤時 二四八、二五九、二六七
 内藤元盛 三二〇、六五七、八三三
 内藤元珍 三三〇、六五七
 内藤盛定 二七一
 内藤六盛家 二六六、二七一
 仲河郷 四八〇
 長崎 一四四
 長崎和泉守 一四五
 長崎丹後守 一四四
 中須村 二五、二七六
 永田郷 八〇一
 穴戸・穴門 六七五
 穴門館・長門館 七四一
 長門警固所 六八四
 長門鑄錢司 五三、五三三
 穴門豊浦宮 六八〇
 穴戸直踐立 七九
 長門城 七〇
 穴門國造 六七六
 長門關 九五四
 長富隱岐守 九三四
 永富季有 二〇一、七七一
 永富季道 二〇一、七七一
 永富忠季 七七一
 永野 四九二
 長野郷 一七七
 中關 三六一
 長登 八三四
 中濱 六九二
 長屋小次郎 二九一
 中山 三九四
 長山 四六七
 長山城 四六七
 長山殿 四六七
 中領八幡 五二〇
 南桑 一五七
 奈古 八七五
 名田島 五五八
 名田島瀉 五九

能滿寺
野上隱岐守房忠
野上内藏助
野上庄
野上修理亮
野上入道々友
野上備前守景郷
野口
野田
野田氏
野田神社
野寺
信常太郎兵衛

寶嚴寺
寶積庵
保壽寺
寶壽院
防府

六六
三三
三三
五〇八
四〇五
四〇六
四〇四
五五
七六
四〇〇
三九八
一四〇、一四一
七六
三三三
一四三
一七九
一七九
四九〇

日野正吉
火山
火振島
氷見神社
日見浦
姫山
百間土手
平安古
平子重經
平子重則
平清水八幡
平田開作
平野
平野驛家
平野保
平山
平井祥助
平井道助
平井保
平生

八六二
九二四
二九一
二七三
二七三
九一九
二七三
一六九
四三三
四三三
四三三
一八五
四七〇、五九

防壘
萩
萩浦
波久岐國
波月等薩
箱田貞嗣
箱田長門入道
箱田弘貞
土師婆婆連
土師連猪手
柱五郎左衛門尉
柱島
柱島下野房
秦 嵩山
埴田驛家
波多野兼勝
波多野滋信
秦 皆足
幡生
幡生盛忠

八〇二
七三
二六六
二六六
一六
五八
三五二
八九九
五九
五七
五七
五七
二六九
五九
二六七
二六七
八八七
五四
五四
五四
五四
二〇九

廣伴郷
弘中太郎左衛門入道
弘中三河守隆兼
弘中六郎護兼
廣橋氏
深野
深川郷
深川庄
深川燒
深溝
福田
福富開作
福戸山
福浦
福井
普賢寺
普濟寺
俘囚郷

六六
八八四
八八五
四〇一
四六五
六六六
六六六
六六六
三四
三四
一四一
一四一
一四一
七五
七五
七五
七五

旗岡山
八幡宮
泊瀬
泊瀬寺
花岡
花岡奉行
花河内
花浦
波濃郷
馬場殿
馬場殿小路
埴生驛家
濱ノ御所
繁澤維山
番匠給
波夜登毛浦
早鞆瀬戸
早間田
原田種直

六五四
八〇七
五〇三

三九九、三五〇
二四
四四
四四
六八
六八
七五
七五
七五
七五
七五
七五
七五

法光寺 三九〇
 法金剛院 三七三
 法泉寺 五八五、六五五
 法泉寺方丈 四三三、五八八
 法明院 六三三
 梵額癡鈍 五七九
 本國寺 五六一
 梵良彦明 五六一
 堀口 三五三
 堀村 三九一

毛利興元 八九〇
 毛利氏 八八六
 毛利重就 三五三
 毛利隆元 二七七、三〇五、三三六、三四一、五七四、八九〇

毛利親衡 八八八
 毛利輝元 四七三
 毛利豐元 八八九

毛利秀元 四六七、七七〇
 毛利廣政 三六六
 毛利弘元 三〇八、八九〇
 毛利光房 八八九
 毛利元俱 三六六
 毛利元就 二七七、二六三、二六七、二九一、三〇五、三三六、三四一、三六七、六三三

毛利元春 八八八
 毛利元房 八〇〇
 毛利元宣 六六八
 毛利與三 二九一

眞木 四八六、五八八
 眞木原 三九六
 萬倉村 六五八
 正吉郷 八〇一

益田兼堯 一七〇、一九六、五六、六四七
 益田貞兼 五六、六四七
 益田氏 九〇五
 益田藤兼 六四八、九二五

全戸郷 二四五
 松江津 六六二
 松崎 三四一
 松本窯 八九九
 松室郷 六七一
 松屋氏 六九七
 松小田 二五〇
 松田道重 三三八
 松永久秀 二二八
 間所 二二二
 眞邊開作 五五一
 眞尾 二四九、三三三
 滿願寺 八九八
 滿珠 七〇一
 曼珠院 三三七
 政所 二八三
 萬年寺 六三三
 馬屋河内保 二三〇
 麻里布 一六一
 鞠生浦 三四七

九五五

伏越峠 三七一
 樞野庄 五〇四
 上領・中領・下領 五〇七
 樞村野彈正 五〇四
 伏見宮貞成親王 四四五
 二子山 四七四
 二俣郷 二九四
 二俣神社 二九三
 二處郷 六五五、八六二
 藤原兼實 一三四
 藤原道家 三六六、三六七
 藤原良房 一三四
 藤原賴長 一九五
 藤ノ下水 四七三
 府中 三三二、六八三
 佛母寺 八七四
 筆立山 七七八
 船木 六五九
 船越 一四一
 船路村 三九六

船所 三三三
 船所五郎正利 一三〇、二七〇、三三三、七四四
 船本 二九八
 文玉秀管 一五九
 豐西郡 六七四
 豐西郡司弘元 八五八
 豐東郡 六七四
 古熊 四五一
 古熊神社 四五一

古熊 四五一
 關雲寺 五九六
 關雲院 四三三
 日置郷 八五五
 日置庄 一五一
 平郡舸子 一五一
 平郡島 一五二
 戸田令保 二八七

辨慶 九五四
 北條兼時 六六四
 北條實政 六六六
 北條時直 三六六、六八九
 北條宗頼 六八四
 北條義時 七三二
 保木 七三二
 牧牛院 六九三
 牧省・牧松 六二六
 細川勝元 五七九
 細川幽齋 三〇三、四三七
 細川頼之 一四八
 保津 一六六
 帆留口 八四九
 法華寺 三三三、七〇六
 法勝寺 四八九
 法界寺 五五二
 法界門 五五六

九五四

鞠生松原 三〇七
 麻里府村 二四〇
 三明原神社 九二〇
 三浦元忠 四〇七
 三浦義澄 一三〇、二七〇
 御蔭社 七九
 右田庄 三六六
 右田川 二九八
 右田岳城 三六七
 右田隆量(重政) 二九一、三〇一、三六七
 右田隆俊(康政) 三六七
 右田保 三六六
 右田八郎太郎貞弘 三六六
 右田盛長 三六六
 御坂神社 三九四
 御坂大明神 三九七
 見島 九三
 見嶋一老 九五

三島郷 九三
 見嶋郡 九二四
 御庄 一六
 三隅郷 八五
 三隅庄 八六
 三隅御厨 八二
 三隅太郎 九二
 三瀬川 二五
 御蘭生義信 三三
 三田尻 三五
 三田尻船倉 三九
 三谷 三九
 御手洗 二五
 光富名 二五
 光井氏 二五
 光井保 二五
 三丘 二六
 海士路 二六
 三奈木三郎守直 二六
 皆瀬島 二四

南方宮内少輔 三〇五、三六七、三六八
 南殿 六四三
 南濱 六九二
 源朝臣盛祥 二八二
 源 範頼 一三〇、二七〇、七六—七五
 源 義經 一三〇、二七〇、七六—七五
 源 頼朝 七二
 美禰郷 八〇
 美禰郡 八〇
 見能ヶ濱 五七
 美敷郷 一四
 壬生神社 八九
 御堀 四三
 眠上人 四二
 御裳濯川 七九
 宮市 三七
 命阿尼 三二
 宮浦 二六
 宮河甲斐守 二九
 宮城神 九〇

一都濱 三五
 宮崎 五〇
 宮ノ洲 二七、二六
 宮野庄 四九
 宮尾貝塚 五九
 宮丸 一九〇、七五
 三善在康 八四、八九
 三郎入道普一 八四、八九
 兵庫助貞氏 八四、八九
 又三郎氏方 八六、八七
 康忠 八六、八七
 美和郷 三三
 美和庄 三三
 三井村 二四七
 無逸 四四
 向島 三二
 向津 八五
 向津郷 八五

向津具 八五
 向津奥庄 八七
 椋野浦 一七
 夢窓國師 五七
 武智石打神 六四
 六連島 七六
 宗像氏範 六〇
 郁子 六三
 牟々禮大町 二九
 村上景親 三〇
 村上武滿 二八
 村上武吉(武慶) 三三、一〇
 村上元信 三三
 村上元吉 三五
 村上吉敏 二八
 村上義弘 二八
 村屋神社 二九
 務理郷 二九
 牟禮郷 二九

牟禮令 二九
 室木 二二
 室津郷 二二
 室津 二二
 室積庄 二二
 室積泊 二二
 妙榮寺 八〇
 妙喜寺 六〇
 妙見大菩薩 四四
 妙壽寺 六七
 妙湛寺 五九
 妙法院領 一八
 稚海藻刈神事 七一
 米多臣 三〇
 雌淵 九一
 女山 七九

九五七

七

三〇七 鞠生松原
 二四〇 麻里府村
 九二〇 三明原神社
 四〇七 三浦元忠
 一三〇、二七〇 三浦義澄
 七九 御蔭社
 三六六 右田庄
 二九八 右田川
 三六七 右田岳城
 二九一、三〇一、三六七 右田隆量(重政)
 三六七 右田隆俊(康政)
 三六六 右田保
 三六六 右田八郎太郎貞弘
 三六六 右田盛長
 三九四 御坂神社
 三九七 御坂大明神
 九三 見島
 九五 見嶋一老

九三 三島郷
 九二四 見嶋郡
 一六 御庄
 八五 三隅郷
 八六 三隅庄
 八二 三隅御厨
 九二 三隅太郎
 二五 三瀬川
 三三 御蘭生義信
 三五 三田尻
 三九 三田尻船倉
 三九 三谷
 二五 御手洗
 二五 光富名
 二五 光井氏
 二五 光井保
 二六 三丘
 二六 海士路
 二六 三奈木三郎守直
 二四 皆瀬島

九三 南方宮内少輔
 六四三 南殿
 六九二 南濱
 二八二 源朝臣盛祥
 一三〇、二七〇、七六—七五 源 範頼
 一三〇、二七〇、七六—七五 源 義經
 七二 源 頼朝
 八〇 美禰郷
 八〇 美禰郡
 五七 見能ヶ濱
 一四 美敷郷
 八九 壬生神社
 四三 御堀
 四二 眠上人
 七九 御裳濯川
 三七 宮市
 三二 命阿尼
 二六 宮浦
 二九 宮河甲斐守
 九〇 宮城神

二九 牟禮令
 二二 室木
 二二 室津郷
 二二 室津
 二二 室積庄
 二二 室積泊
 八〇 妙榮寺
 六〇 妙喜寺
 四四 妙見大菩薩
 六七 妙壽寺
 五九 妙湛寺
 一八 妙法院領
 七一 稚海藻刈神事
 三〇 米多臣
 九一 雌淵
 七九 女山

九五六

脇村・和木
 鷺頭玄蕃隆政 一七
 鷺頭庄 三四一
 鷺頭長弘 二五
 鷺頭弘忠 (盛範) 四三、二五五
 鷺頭弘賢 二七
 鷺頭護賢 二七
 鷺頭盛保 二五
 鷺頭山 二七
 和田 一四
 和田義盛 七三
 渡川城 九二
 和同錢型 五元
 鰐石 四五
 鰐石氏 四五一
 割小松 五四

吉見信頼 一七、一九六、四七、九三〇
 吉見弘景 九二
 吉見廣頼 八五
 吉見正頼 二五、八七〇
 三六、五六、六八、八九
 八七、八六、九三
 吉見頼行(義行) 二五
 吉母村 八〇
 善和 六五
 與田保 八四
 與田光秋 八四
 呼坂 三九
 與牧權現 八〇
 與牧村 八〇
 來福寺 六四
 郎君城 四七

李鴻章 七五
 利生塔 五七、六六
 立雪齋 五四
 臨海館 七四
 臨海樓 七四
 琳聖太子 二六〇、三二、三九、四一
 琳聖山 五七
 臨門驛 七六
 良心 四三
 龍華院 六七
 龍藏寺 六二、八二
 龍造寺家泰 七七
 龍福寺 五五
 龍文寺 二五
 龍豐寺 二九
 龍王山 四七
 瀧谷寺 三九
 凌雲寺 六二

瑠璃光寺 六八
 靈松寺 六五
 冷泉隆豐 六七、八四
 了菴桂梧 一七
 楞嚴寺山 三七
 蓮華寺 二七、元七、八三
 蓮華坊 元七
 蓮華山城 一七
 蓮華王院 二二
 六社大明神 五元
 涌田後地 八〇
 横岳山崇福寺 四三
 王喜村 六二
 若山城 二八

正誤表

頁	行	誤	正
二	一五	陽面	影面
五	八	陽面	影面
六	一三	文武	天武
七	二七	三傳は驛の類にして	驛馬の外各郡に
二七	一一	齋明	齊明
三三	一三	三十四	二十四
三七	五	觀子	勤子
五二	一〇	衛國	國衛
五八	一五	筆若	筆者
五九	一六	貞亭	貞享
六〇	四	圓一とせり。	箱一とせり。箱二に角
六一	一	箱一に三星	圓一に三星
六一	一七	元氏	元長
七二	二	假宇	假字
九九	一五	津浦	沖浦
一三〇	一六	緒方惟秀	緒方惟榮
一三〇	一六	二月一日	(削除す)

5
2

民國十一年八月廿一日



廣東省立第一師範學校
校長 吳金
教務主任 吳金
訓導主任 吳金
庶務主任 吳金
總務主任 吳金
體育主任 吳金
音樂主任 吳金
美術主任 吳金
衛生主任 吳金
農林主任 吳金
職業主任 吳金
社會主任 吳金
體育主任 吳金
音樂主任 吳金
美術主任 吳金
衛生主任 吳金
農林主任 吳金
職業主任 吳金
社會主任 吳金

551

236

